

沖縄振興特別措置法後期5年の
沖縄振興に向けた政策提言（素案）
及び（案）への関係団体からのご意見
に対する県の考え方について



令和8年4月
沖 縄 県

関係団体からの意見に対する県の考え方について

1. 実施概要

- (1)対象 各部署の関係団体（267団体）
- (2)実施方法 政策提言（素案）に関する意見を照会。また、意見の政策提言（案）への反映状況について、該当する関係団体に確認。
- (3)実施期間 令和8年1月～令和8年2月（意見照会）
令和8年3月（政策提言（案）への反映状況の確認）
- (4)意見数 392件 ※確認したい事項含む

2. 意見に対する考え方について

関係団体から提出いただいた政策提言（素案）に対する意見や政策提言（案）への反映状況に係る確認したい事項については、以下のとおり対応を分類の上、それぞれにその考え方を示しております。なお、団体名については、非公表としております。

【分類及びその考え方】

- ①意見を踏まえ、政策を追加
意見を踏まえ、素案にない新たな政策を追加する場合
- ②提言している政策に意見を反映
意見を踏まえ、既にある政策の内容に、なんらかのエッセンスを加える場合等（反映する箇所は問わない）
- ③提言している政策において対応
既にある政策の内容に、意見の趣旨が盛り込まれている場合等
- ④他の取組での対応を検討
他の取組において取り組んでいく事項の場合等
- ⑤対応の方向性を検討中
意見について、調査・分析等による検討のために時間を要する場合等
- ⑥その他
上記①～⑤のどれにも当てはまらない場合

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名		
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方			
1	1. 離島等	政策	<p>先島諸島(宮古・八重山)における「自己完結型」防災拠点整備について【空港整備及び周辺道路網の強靱化】</p> <p>島嶼県として、先島諸島は、我が国の南西諸島における経済・生活の要衝であるが、発災直後の「自立的な対応能力」が重要となることから、大規模災害を想定した「自己完結型」の防災拠点の整備が強く求められております。</p> <p>そこで、宮古・石垣地区において防災拠点として、空港施設の整備、空港と主要地区を繋ぐ周辺道路整備について下記のとおり強く提言致します。</p> <p>■宮古地区</p> <p>1.「平行誘導路」の設置</p> <p>現在の宮古空港は、着陸した航空機が滑走路内で反転(ターン)して戻る必要があるため運用効率が悪く、後続機の待機時間が発生している。</p> <p>災害派遣時、多頻度で往復する救難機や輸送機の運用効率を最大化し、一刻を争う救命活動を支えるために「平行誘導路」設置は不可欠である。</p> <p>2.「駐機スポット(エプロン)の増設」</p> <p>定期便増便と並行した、緊急時の輸送機やドクターヘリの待機場所の確保に向け、駐機スポット(エプロン)の増設が必要である。</p> <p>3. 保安検査場へのスマートレーン全面導入</p> <p>日常的な混雑緩和と、緊急時の円滑な物流確保に向けて、保安検査場へのスマートレーン全面導入が必要である。</p> <p>■八重山地区</p> <p>新石垣空港は、津波浸水リスクが極めて低い「高台」に位置するという地形的優位性を有しており、防災拠点として最大限に活用し、空港・港湾・主要地区を強靱な道路網で結ぶ「自己完結型」の防災インフラ整備が求められております。</p> <p>しかし、島内の主要拠点(空港、市街地、石垣港)を繋ぐ道路の「未開通区間」も存在し、大規模災害時の「人命救助」および「物資輸送」に支障をきたすことになりかねない。</p> <p>島民の安全を確保し、迅速な救命・救助活動を行うためには、「新石垣空港の防災拠点としての整備」「空港・市街地・港湾」を繋ぐ主要道路の整備を一体とした「防災インフラ整備」が不可欠であります。</p> <p>※つきましては、先島諸島(宮古・八重山)における、空港の防災拠点整備並びに周辺の港湾施設、主要道路整備を一体のプロジェクトとして推進することを沖縄振興に向けた政策提言と致します。</p>	④	<p>宮古空港及び石垣空港は地震・津波災害時の防災拠点空港に位置付けられ、緊急輸送において、地域での中心的な役割を担う空港となっており、基本施設の耐震照査を実施しているところであり、今後、必要に応じた耐震対策を実施することとしております。</p> <p>宮古空港における平行誘導路の設置やエプロン拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、航空会社が設置予定のスマートレーンについては、航空会社と協議を行っているところで、引き続き、協力していきたいと考えております。</p> <p>石垣空港においてもエプロン拡張について調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>	土木建築部		
					<p>県では、空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるため、離島の地域特性に応じた道路整備を推進しております。</p> <p>具体的には、主な防災拠点等を連絡する緊急輸送道路に指定されている石垣空港線や平良下地島空港線等の整備に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、地元や関係機関等と連携し、離島の道路・街路整備事業に取り組んでまいります。</p>	④		土木建築部
					<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>本事業は、予測不可能な自然災害や戦後処理の一環として「県民の命を守る」ための緊急性の高い政策提言であることから、「速やかな事業執行に取り組む」ことを盛り込んで頂きたい。</p>	⑥	<p>本政策提言は、沖縄振興特別措置法に関連した制度の新設や拡充等を念頭においた国への提言であるため、既存の取組等で対応していくものや事業執行に取り組む旨を本政策提言に記載することはそぐわないと考えております。</p> <p>頂戴しましたご意見については、本県においても緊急性の高い事項であることを認識しており、引き続き、上記の記載内容における事業執行に鋭意、取り組んでまいります。</p>	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
2	1. 離島等	政策	県内離島航路は、離島生活維持のための生活物資等を輸送する重要な役割を担うが、経営は大半が赤字で国、県等の航路運営補助金がなければ運営できない状況にある。これら船舶の稼働寿命は本土航路(20年~30年)に比べ、県内の気象、海洋、航路環境の厳しさから、耐用年数+3~5年程度と短く、代船建造は航路事業者の重い負担となっている。加えて造船所の人手不足、物価高騰や円安により資材、主要機材の高騰で船価は上昇の一途にある。このような環境にあるため建造に係る公的支援(国、県等の補助金)は <u>恒久的に必要</u> であり、振興策で継続して支援する必要がある。	③	同様の認識であり、離島航路の維持に向けて政策提言に盛り込んでいるところです。	企画部
3	1. 離島等	目指すすがた	若者のUターン環境整備による定住維持。高校、専門学校、大学等を卒業に地元で働ける職場の確保が必要。行政と民間が積極的に島内雇用拡大方法を検討する。(公的職場、企業誘致、第一次産業の振興等)	④	離島地域における資源・魅力や特性を生かした産業振興の推進により雇用創出を図ることは重要であると考えております。本県の雇用情勢は、全般的に人手不足の状況であると言えますが、離島市町村等においては、産業振興による雇用創出が必要と認識しており、多角的な視点から、効果的な政策について検討していく必要があると考えております。	商工労働部
4	1. 離島等	目指すすがた	「廃棄物処理や障害福祉、教育といった地域の生活に不可欠な行政サービスの確保」との記載があるが、介護や医療についても生活に不可欠なサービスであり、『目指すすがた』に当該サービスの文言に触れるとともに、『強化すべき取組』においても当該サービスの維持確保対策の取り組みを拡充すべきと考える。	①	ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。	保健医療介護部
5	1. 離島等	環境の変化等	・船舶更新に係る負担について言及されているが、航空機および部品等海外から調達するものについても円安・物価高の影響を受けているため、調達コストに対する補助等の拡充についてご検討願いたい。	③	「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
6	1. 離島等	環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関連では、障害者福祉サービスに限定した記載となっているが、保育や介護等も住民生活に不可欠なサービスであるため、福祉人材の確保・維持は必要であり、福祉サービス全般の現状に触れてはいかかか。(「現状・課題等」についても同様)人口減少等が進む離島では、福祉人材の確保は深刻な課題であるとする。また、県外からの移住者や外国人を労働者の確保として位置づける場合、住居確保(空き家等の有効活用、住宅セーフティネット制度の活用など)も重要である。 ・福祉分野の中でも障害福祉サービスの供給についての課題が特化して深刻であると理解して良いか。 	④	<p>離島地域における保育人材不足は、県としましても重要な課題であると認識しており、「現状・課題」中の【これまでの取組】において、「福祉・介護人材の確保」と記載しているように、これまでも離島を含めた保育人材の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>県では、沖縄振興特別推進交付金などを活用して保育士確保対策強化事業等を実施し、新たな保育士の確保、潜在保育士の就労支援及び保育士の処遇・労働環境の改善に取り組んできたところであります。</p> <p>特に離島町村に対しては、県が設置した保育士・保育所総合支援センターを活用して、離島町村毎の課題に応じた保育士の就労支援や現場の保育士向けの研修の実施等について取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、これらの施策を継続して実施し、離島における安定的な保育の提供体制の確保のため、人材確保の取組に努めてまいります。</p>	こども未来部
				①	ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。	保健医療介護部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
7	1. 離島等	環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・人の移動、物流の延長と高騰する物価が離島住民の生活に苦難を生じ、格差の是正が急務である。(離島が故の格差解消) ・物流コストの低減策が急務である。 	③	<p><交通コスト> 県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。離島の定住条件の整備を図るため、引き続き運賃低減に取り組んでまいります。</p> <p><生活コスト> 離島の条件不利性に起因した生活コストについては、今回の政策提言(素案)において、強化すべき取組として、「離島の移入コストに係る負担軽減の取組」を記載しております。</p>	企画部
8	1. 離島等	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島は医療資源や診療体制が限られ、日常的な通院負担の大きさ、救急対応の遅延リスクなど、恒常的な医療アクセスの脆弱性を抱えている。 ・離島の過疎化要因として、医療(医師不足・診療所問題)の課題を現状認識に明記すべきである。最低限必要な医療が受けられるか、遠隔診療を含めた体制整備が重要であり、このことは沖縄発の産業振興にもつながる。 ・那覇空港を起点とした広域接続、物流輸送、医療搬送、観光流動を支えるハブとしての観点が必要。 	②	<p>ご意見を踏まえ、政策分野「4. 観光(受入体制)」の「強化すべき取組」に「那覇空港の機能強化に関する取組」を追加しております。</p> <p>また、ご提案につきましては、引き続き関係機関と意見交換をしております。</p>	企画部
				①	<p>ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。</p>	保健医療介護部
				④	<p>那覇空港の豊富な旅客便ネットワークを活用した輸送モデルの促進等、物流ネットワークの拡充に取り組んでまいります。</p>	商工労働部
9	1. 離島等	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航空路の維持・確保について、運航費補助の継続・拡充(単独路線への限定撤廃等)をご検討願いたい。 ・離島住民等交通コスト負担軽減事業について、安定・継続した実施に向けた取り組みを引き続きご検討願いたい。 	③	<p>「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。</p>	企画部
10	1. 離島等	現状・課題等	<p>離島航路船舶の新造船建造補助割合を長崎県を参考に100%補助とし、県内各航路の状況に適した船舶が確保できるようにしてはどうか。</p>	③	<p>「強化すべき取組」において、離島航路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。</p> <p>具体的な補助スキームについては検討中であります。</p>	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
11	1. 離島等	現状・課題等	空き家を県が買い取り、地元企業に整備・管理を委託して低額で移入者へレンタルしてはどうか。	③	移住者向けの住宅確保が喫緊の課題であるとの認識から、市町村における空き家活用の取組支援などを促進するため、過疎地域における空き家活用に係る提言を盛り込んでいるところです。ご意見いただいた空き家の活用手法を含め、引き続き情報収集を行い、様々な取組の可能性について調査検討してまいります。	企画部
				④	空家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村の責務として、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、都道府県の責務としては、市町村が講ずる措置について、情報提供及び技術的な助言等を行うよう努めなければならないことが規定されております。そのため県においては、各市町村が空き家の実態把握や計画策定を行い、空き家対策に取り組めるよう「市町村担当者会議」や「空き家活用シンポジウム(R6)」などを開催しているところでございます。いただいたご意見を各市町村に共有するとともに、引き続き制度や補助事業などの情報提供及び助言等に取り組んでまいります。	
12	1. 離島等	現状・課題等	オリンピックで使用した無人自動運転バスを離島やクルーズ船客の足として活用し、渋滞軽減や運転手不足に対応してはどうか。	③	渋滞軽減や運転手不足については、政策分野「2. 交通」に記載しております。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
13	1. 離島等	現状・課題等	<p><廃棄物処理等における課題></p> <p>■離島市町村においては、島内に産業廃棄物処理業者が不在のため、市町村が処理を…(以下、省略)</p> <p>との記述があるが、離島市町村においても産業廃棄物処理業者は存在しており、当該記述では、離島市町村では産業廃棄物処理業者は、皆無と捉えられかねない。従って、以下のとおり修正をする必要があると考える。</p> <p>(修正案)</p> <p>■離島市町村においては、島内在住の産業廃棄物処理業者のみでは、全ての種類の産業廃棄物の処理が出来ないことから、市町村が処理を…(以下、省略)</p>	②	ご意見のとおり修正しております。	環境部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
14	1. 離島等	現状・課題等	<p><廃棄物処理等における課題></p> <p>■離島市町村では、海岸漂着物の回収事業を受託できる事業者が島内に存在しないことにより、島外事業者に廃棄物の回収を委託せざるを得ず、近年の物価上昇・・・(以下、省略)</p> <p>との記述があるが、離島市町村においても海岸漂着物の回収事業を受託できる事業者は存在しており、当該記述では、当該事業者は、皆無と捉えられかねない。従って、以下のとおり修正をする必要があると考える。</p> <p>(修正案)</p> <p>■離島市町村では、島内在住の事業者のみでは、全ての海岸漂着物を回収することが困難であるため、一部の海岸漂着物については、島外事業者に廃棄物の回収を委託せざるを得ず、近年の物価上昇・・・(以下、省略)</p>	②	ご意見を踏まえ、「離島市町村では、海岸漂着物の回収処理事業を受託できる事業者が島内に存在しないことが多く、島外事業者に廃棄物の回収処理を委託せざるを得ず、」に修正しております。	環境部
15	1. 離島等	現状・課題等	<p>【これまでの取組】で、「福祉・介護人材の確保や、離島小規模特別養護老人ホーム等の施設維持支援を行っている」という事だが、人材の確保については賃上げ並びに確保経費や居住費等の高騰、施設維持支援については物価や維持修繕費用等の高騰があり、充分な取り組みとはいえず、取り組みのさらなる拡充が必要である。</p> <p>現に離島小規模特別養護老人ホームが休止した離島(与那国島)の例も出現しており、人口減少等とともに他離島も介護サービス等の存続が危ぶまれている。</p>	①	ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。	保健医療介護部
16	1. 離島等	現状・課題等	<p>離島の教育環境の項で「生成AIなど進展する新たな技術に対応する必要がある」との記述があるが、これを教育現場だけでなく、全産業の生産性向上(人手不足解消)の手段としてどう位置づけるかという視点も重要。</p>	④	<p>県においては、生成AI等の新たな技術が生産性向上や人手不足解消に資する手段であると認識しております。</p> <p>このため、県内従業員を対象にデジタルツールの基礎知識から利活用技術の習得を目的とした講座を実施し、生成AIをはじめとする最新の技術をカリキュラムに反映させるなど内容の充実を図っております。</p> <p>今後も、最新の技術動向を迅速に講座内容へ取り入れることで、全産業の生産性向上に務めてまいります。</p>	商工労働部
17	1. 離島等	現状・課題等	<p>・上記でも述べた内容と重複するが、離島等の地域で生活を維持するためには、生活物資「モノ」を運ぶための支援が不可欠であると考ええる。特に沖縄県は台風といった自然災害の発生頻度が高く、防災の観点で他県と比べて必要が高いと思われる。</p> <p>・また、台風時は海上状況(波浪)により船舶での輸送復帰には時間を要すが、航空機は要さない等の航空機の機動性等を考慮する必要があると考える。</p>	②	<p>県では、沖縄本島からの距離が遠く運航も少ない南北大東島を対象に、フェリーの欠航が2日以上続いた場合、食品等の生活物資を航空機で輸送する際に、補助を行っております。その他の離島については、市町村や有識者等の意見を踏まえ、どのような支援ができるか検討しているところです。</p> <p>ご指摘いただいた内容については、「現状・課題等」に追記しております。</p> <p>政策分野「1. 離島等」に離島船舶・航空機について記載しているところであり、離島地域における災害対応等につきまして、引き続き航空事業者と意見交換してまいります。</p>	企画部
18	1. 離島等	強化すべき取組	<p>・離島課題解決を起点とした産業化・持続可能性向上に向けた取組</p> <p>・那覇空港を沖縄振興・離島振興を担う航空ネットワークの戦略拠点として明確に位置付け、県管理12空港との接続強化を前提に、機材運用、接続性、貨客混載物流の最適化を含めた一体的機能強化を検討</p>	②	<p>ご意見を踏まえ、政策分野「4. 観光(受入体制)」の「強化すべき取組」に「那覇空港の機能強化に関する取組」を追加しております。</p> <p>また、ご提案につきましては、引き続き関係機関と意見交換をしてまいります。</p>	企画部
				④	<p>那覇空港の豊富な旅客便ネットワークを活用した輸送モデルの促進等、物流ネットワークの拡充に取り組んでまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
19	1. 離島等	強化すべき取組	【機材更新に係る公的支援の強化】 「離島航路・航空路の確保維持に向けた取組」を実効性あるものにするため、離島の生活路線を維持する航空機(機材)の更新に対する支援メニューの拡充を強く要望する。具体的には、小規模離島を運航する航空会社の機材更新計画に合わせた航空機購入費補助予算を確保すること、予算化できない場合に止む無くリースで導入したリース料に対し全額が補助される制度設計を求める。また、離島路線維持のコスト低減のため、航空機に係る固定資産税の全額免除措置についてもご検討いただきたい。	③	「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
20	1. 離島等	強化すべき取組	【運航費補助制度の拡充と小規模離島空港保安料への支援】 「交通コスト負担軽減の公共負担の明文化」に加え、不採算となる離島生活路線の維持・存続を目的とした事業者支援の強化を求める。具体的には、現行の運航費補助制度の要件を見直し、現在認定されていない路線であっても、小規模離島路線を維持するために不可欠な路線については補助対象とする制度の見直し(運航費補助の拡大)を要望する。 併せて、利用者の少ない小規模離島空港においては、利用者一人当たりの保安対策費負担が重くなるため、年々増加している空港保安料の無料化または最低でも国並みの補助率を確保する支援策を講じられたい。	③	「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
				④	県が管理する離島空港では保安料は徴収しておりません。また、航空運送事業者を対象に、「沖縄県空港保安施設設置事業等補助金」において保安検査体制の確保に要する費用を補助しているところです。なお、同補助金の原資は減額措置を行っている着陸料等となっており、その予算の範囲内で対応しているところです。 ※普通着陸料は本則の20%、特別着陸料は本則の30%に減額	土木建築部
21	1. 離島等	強化すべき取組	【小規模離島空港における安定的な人員確保(住宅・人件費支援)】 「離島への移入コストや住宅整備に係る離島特有の経費の負担軽減の取組」に関連し、離島空港の運営を支える地上支援業務スタッフ(グランドハンドリング等)の確保が限界にきている現状を踏まえた支援を要望する。小規模離島においては、空港業務従事者のための住宅環境整備(寮の建設や家賃補助等)、地元での人員確保に資する人件費補助制度を創設し、安定的な空港運営体制を構築する必要がある。	③	「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
22	1. 離島等	強化すべき取組	・島嶼県である沖縄県においては、離島住民の生活の足の確保・日用品の物資輸送等の確保のため離島航路は必要不可欠な輸送手段となっています。いわゆる「島ちゃび」の解消を図るため利用者利便の向上に取組む等、強い使命感を持って離島航路事業者は日々の安全運航に努めているところです。沖縄県においては、離島航路事業者の安定的な航路事業運営に着実な支援等をお願いしたいと考えます。 また、離島の観光振興を推進する観点から、島の玄関口である船客ターミナルの充実も図られることを期待しています。	③	県では国及び市町村と協調して、離島航路の運航に伴い生じた欠損に対する補助を実施しており、引き続き、離島航路の確保・維持に取り組んでまいります。	企画部
				④	旅客ターミナルの整備については、既存の補助事業にて対応しているところであり、個別の港湾における整備については、別途、市町村等と調整することとします。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
23	1. 離島等	強化すべき取組	離島や過疎地域における課題克服のためには、施策の推進にあたり、地域の活力をより引き出せるかという視点を加味するとともに、関係機関の協力・連携を促す仕組みづくりが重要と史料する。	④	離島及び過疎地域が抱える様々な課題を克服するためには、地域の活力を最大限に活用するとともに、関係団体や民間企業など多様な主体の参画と連携を促進することが重要であると考えております。 離島及び過疎地域の課題克服と持続的な発展を図るため、地域の活力を最大限に活用し、関係団体や市町村、地域団体などと協力・連携を促進する仕組みづくりに努めてまいります。	企画部
24	1. 離島等	強化すべき取組	離島における医療提供体制の確保 「医療・福祉面では、専門医の巡回診療体制を充実させ、」となっているが、現在ではオンライン診療が活用されており、離島にいながら専門医の診療が受けられる。住民が必要な時にタイムリーに医療とつながることができる仕組みの構築が必要。また、離島においては訪問看護事業所のないところがほとんどであるため、医療提供体制を維持する上で住民が訪問看護や介護が利用しやすい環境の整備は必要である。	①	ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。	保健医療介護部
				④	<訪問看護や介護が利用しやすい環境の整備> 次期介護保険事業計画の策定にあたり、市町村と連携しながら、訪問看護や介護を含むサービス見込み量や整備目標について精査し、必要な支援策の検討を行ってまいります。	保健医療介護部
25	1. 離島等	強化すべき取組	少子高齢化に伴う人材確保の困難さや、物価の高騰も加わり、離島では通所・訪問事業所の閉所が加速しております。2050年問題に耐えゆる地域社会を立て直すには、事業報酬と人件費の底上げ、現サービスのDX化や外国人労働者の受入れなど、多層的な取組が必要である。	④	介護保険については、全国一律の制度として運用されており、令和8年度においては臨時改定により処遇改善加算率の引上げ及び拡充が予定されていることから、処遇改善につながるものと考えております。 県としましては、加算の新規取得や上位加算取得に向けて実践的セミナーの開催や事業所への専門家派遣を実施しており、引き続き、介護職員の処遇改善に努めてまいります。 また、県では、介護人材確保のため、介護に関する入門的研修の実施や、離島の高校生等に対する初任者研修の開催、外国人介護人材の受入体制整備への支援を行っているほか、介護事業所が実施する生産性向上への取組への支援など多層的な取組を実施しているところです。 引き続き、離島地域の介護サービスの提供体制の確保に努めてまいります。	保健医療介護部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
26	1. 離島等	強化すべき取組	<p>【離島地域におけるデジタルデバイド解消と行政・生活サービスのDX推進】</p> <p>素案において、離島等の地域では人口減少を背景とした地域コミュニティの衰退や行政サービスの確保が課題として挙げられているが、その解決策としてデジタル技術の活用に関する具体的な言及が不足している。</p> <p>本県は全国最多の有人離島(39島)を抱えており、離島住民が本島と同等の行政サービス・医療・教育・相談支援等を受けられる環境の整備は喫緊の課題である。物理的な移動に依存したサービス提供体制には限界があり、デジタル技術を活用した遠隔サービスの提供こそが、離島の持続可能な地域社会の実現に不可欠な基盤である。</p> <p>具体的には、以下の取組を提言する。</p> <p>①離島における行政手続のオンライン完結化の推進(各種届出・申請・相談等のデジタル化、マイナンバーカードを活用したリモート窓口の整備)</p> <p>②オンライン診療・遠隔医療相談の恒常的実施体制の構築に対する財政支援(通信環境整備、医療機関側の設備導入費補助を含む)</p> <p>③離島の高齢者等デジタル弱者に対するICTリテラシー支援員(デジタル推進委員)の配置拡充</p> <p>④離島地域における高速通信インフラ(光回線・5G等)の整備促進と維持管理に係る離島特有のコスト負担の軽減措置</p> <p>⑤離島の児童・生徒が本島と同等の教育コンテンツにアクセスできるオンライン学習環境の整備支援</p>	②	<p><①及び③の取組について></p> <p>・行政手続のオンライン化については、国が策定した自治体DX推進計画に基づき、県はもとより離島を含む各市町村において取り組んでいるところです。県では、支援員の派遣や市町村DX担当職員の意見交換の場の提供等により市町村の取組を支援しております。今後も行政手続のオンライン化に向けて、市町村の支援に取り組んでまいります。</p> <p>・県ではデジタルデバイド対策として、市町村の希望を募り、講師を派遣してスマートフォン講習会を実施しております。また、総務省デジタル活用支援推進事業(講師派遣型)を活用し、県事業と同様に講師を派遣し講習会も併せて実施しております。今後も市町村と連携を図り、デジタルデバイド対策を推進してまいります。</p> <p>一方、国の同事業が令和8年度以降廃止となる方針が示されたことから、政策提言に国の事業の継続の必要性について追記しております。</p> <p><④の取組について></p> <p>ご意見を踏まえ、政策提言(案)の「強化すべき取組」に「離島における情報通信基盤の整備促進に関する取組」を追記しております。</p>	企画部
				①	<p>②について</p> <p>ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。</p>	保健医療介護部
				③	<p>(⑤関連)県教育委員会は市町村とも連携し、県内小中等学校の「1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」の一体的な整備に取り組んでいるところです。</p>	教育庁
27	1. 離島等	強化すべき取組	離島の児童・生徒等の本島での大会参加に係る負担軽減の取組について、教育委員会より事前に連絡を頂ければ、料金の調整等、組合としても考えていくが、県からもいくらか補助していただきたい。	④	現在、離島の児童の大会参加に係る負担軽減として、スポーツ少年団の主催する県大会に参加する離島の選手等への派遣費補助を実施しております。今後も周知を徹底する等、派遣費補助について活用を図ってまいります。	文化観光スポーツ部
28	1. 離島等	その他	<p>【社会福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉:施設の増大 ・医療:本島への医療受診が増大している現状 ・アフターケア:施設の移動(入院施設) 	④	<p>【高齢者福祉:施設の増大】【アフターケア:施設の移動(入院施設)】</p> <p>特別養護老人ホーム等の施設については、第9期沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき宮古圏域、八重山圏域に必要数整備することとしています。引き続き、市町村と連携し同計画に基づき整備を進めてまいります。</p>	保健医療介護部
				①	<p>【医療】</p> <p>ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。</p>	保健医療介護部
29	1. 離島等	その他	<p>【土地の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地・住宅地:集落地形成と農振法における集落形成の規制 ・農振法との関係:住宅建築における規制や制度設計の中身について対住民、地主等からの意見聴取 	⑥	<p>農振制度は、農業施策を計画的に推進する目的で、農業上の利用を確保すべき農用地区域を市町村が設定するものでございます。</p> <p>農用地区域では、原則、農地転用が不許可とされており、同区域からの除外を行う場合は、市町村農振整備計画の見直しを行う必要があります。</p> <p>ご要望につきましては、関係法令に基づき適切に対応してまいります。</p>	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
30	1. 離島等	その他	<p>離島における交通コスト負担の軽減は、空路・航路だけでなく「島内の陸上交通(病院・学校・役場・港/空港への移動)」まで一体で設計すべきである。</p> <p>県は離島住民の割高な船賃・航空運賃を低減する「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施しているが、日常生活に直結する島内移動(路線バス、乗合タクシー、デマンド交通等)の供給制約や運賃負担は別建てになりやすい。</p> <p>後期5年の重点施策として、①離島の生活移動を支える島内バス/デマンド交通の運行維持に対する安定的補助(国・県・市町村の協調スキーム)、②高齢者・学生等を対象とした島内交通の運賃負担軽減(交通バス等)、③港・空港・中心市街地等の結節点整備と一体の共通決済・MaaS(既存の離島住民割引カード運用の知見も活用)をパッケージ化した制度の創設・拡充を求めたい。</p> <p>特に離島は物価高の影響が大きく(県民意識調査でもガソリン価格等の悪化が示唆)、移動弱者対策と定住・就業継続の観点から、島内陸上交通まで含む“移動コスト”低減が重要である。</p>	③	<p>離島における地域生活に必要な移動手段の確保や、県民及び観光客を含めた移動利便性向上については、政策提言に盛り込んでおります。具体的な施策については、引き続き、関係者と意見交換してまいります。</p>	企画部
31	2. 交通	政策	<p>公共交通ネットワーク整備のための土地確保の問題を解決するため、米軍跡地利用計画(可能であれば、返還前の利用を含む)に鉄軌道用地を盛り込むことはできませんでしょうか？</p>	③	<p>「3.跡地利用」における「環境の変化等」に記載の「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の更新に向けた作業を令和6年度から着手している。」の中で跡地における公共交通ネットワーク整備についても関係者と連携して検討しているところです。</p>	企画部
32	2. 交通	政策	<p>観光客の増加に伴い、交通渋滞や公共交通の利便性低下が、観光満足度の低下や県民生活への影響として顕在化している。</p> <p>交通政策と観光政策が必ずしも一体的に整理されていないため、観光ピーク時の移動対策、観光客向け公共交通の強化、レンタカー依存からの転換などを、観光受入体制の一部として明確に位置付ける必要があると考える。</p>	③	<p>交通施策の推進に当たっては、まちづくり、観光等の連携を強化する必要があり、交通施策に関する各種計画を一元的に集約し、総合的な企画・調整を行い、効果的なプロジェクト創出等を行う組織体制も整備しながら、検討を進めてまいります。</p>	企画部
33	2. 交通	政策	<p>新たな移動(輸送)手段等について検証・取組み</p> <p>観光における二次交通の問題はかねてからの懸念事項であり、観光の質の高度化を目指す上で移動等に係るストレスの軽減は必要不可欠と考える。これまでにない新しい取り組みも必要であることから、以下の取組みについて検討頂きたい。</p> <p>(1)ドローンを活用した人・モノの移動手段の検証 (2)夜間的高速道路を利用した無人トラックによる輸送(モノ)の検証 (3)高速道路沿線上の鉄道交通機関の整備(人・モノの輸送)</p>	③	<p>交通の利便性向上については、政策分野「2.交通」に記載しております。</p> <p>ドローンを活用した輸送や自動運転技術等については、本県の交通渋滞や交通空白といった課題解決にも寄与するものと期待されており、国をはじめ様々な企業において技術開発や実証実験が行われていると承知しています。今後、こうした新技術・新サービスが実用化され、安全性や経済性が確認された段階で、本県における新たな移動(輸送)手段としての活用も検討していきたいと考えています。</p>	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
34	2. 交通	目指すすがた	路線バス運転手の確保と並行し、既存の運転手のマナーアップも必要。言葉使いや対応の悪さは、県外外国観光客へのイメージダウンにもつながる。	③	ご意見の内容については、運転手等の育成・確保の観点から、事業者及び関係者と連携して対応してまいります。	企画部
35	2. 交通	目指すすがた	高齢者にとって外出の機会を失うことは身体や認知面のフレイルを招きくことにつながります。公共交通機関の充実はもちろん、パーソナルモビリティ(シニアカー、電動アシスト自転車・車椅子、それ以外の超小型モビリティ等)の普及促進、さらに公共ライドシェアなどの地域での互助システム、配食・買い物代行などのシステム開発を進めるべきと考えます。	④	「官民連携プラットフォーム」において、地域の企業や団体等から意見やアイデアを募りながら、配食や買い物支援を含む生活支援サービスの創出支援に取り組んでまいります。	保健医療介護部
				③	県では、移動困難者の移動手段の確保のためにも、利便性の高い公共交通の整備・充実が重要であると認識しており、政策提言(素案)において、強化すべき取組として、「県民及び観光客の移動利便性向上に向けた取組」を記載しております。高齢者等の移動支援については、地域の実情を踏まえて検討することが必要であり、関係部局や市町村と意見交換してまいりたいと考えております。	
36	2. 交通	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の労働生産性は全国平均の約7割に留まり、所得水準や地域競争力に影響を及ぼしている。その要因の一つとして、都市間を高速かつ確実に結ぶ基幹交通の不足が挙げられる。特に、中南部と県央部を30分程度で結ぶ広域的な移動基盤の欠如は、通勤圏の狭さや企業立地の制約を生み、生産性向上の阻害要因となっている ・この課題に対し、単なる地域内のフィーダー交通の改善だけでは不十分であり、都市間を結ぶ基幹交通の整備が、労働生産性の向上につながると考えている。基幹交通は将来の返還状況に依存せず、県の広域的な都市構造を支える基盤として、早期に着手すべき課題である 	③	<p>都市間を結ぶ基幹交通として、県では、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等の観点から、那覇と名護を1時間でつなぐ基幹軸として、鉄軌道の導入を目指しております。</p> <p>特に、中南部都市圏を中心に、慢性的な交通渋滞が社会課題となっており、鉄軌道の導入は、労働生産性を含め様々な社会課題を解決することができる手段として期待しており、鉄軌道の早期事業化等について、国に対し、引き続き、求めていきたいと考えております。</p>	企画部
37	2. 交通	現状・課題等	モノレールの現路線から支線を増やし、離島航路やイベント施設等へのアクセス向上に図ってみてはどうか。	③	基幹交通における支線として、県では、鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークの構築に向けて、様々な観点から検討を行っていくこととしております。モノレール等を含むフィーダー交通については、各圏域ごとに議論の場を設け、市町村等と連携して検討を進めることとしており、地域に最適な公共交通ネットワークのあり方について検討を進めてまいります。	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
38	2. 交通	現状・課題等	歩道が広く取れない道路や、モノレール駅周辺や路線沿いは車道と平行した歩道橋を整備して、安全性と観光の発展につなげてみてはどうか。	④	<p><道路> 土木建築部では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策「2-(7)-イ-②生活に密着した陸上交通基盤の整備」に基づき、歩道未整備箇所や狭陰箇所等において、歩道整備を実施しております。 今後も、引き続き、安全快適な通行・歩行空間の創出に取り組んでまいります。</p> <p><モノレール> 都市空間における歩道橋やベドストリアンデッキ等の設置については、隣接する民間施設等との利便性向上や交通安全などを図るものとして、周辺の市街地再開発事業や土地開発事業等と併せて、計画及び整備をしていくことが有益であると考えております。 県民や観光客等の安心・安全の観点から、今後も事業者と必要に応じて協議を行ってまいります。</p>	土木建築部
39	2. 交通	現状・課題等	バス停を他県のようにスマートバス停を導入し、電子化することで乗車予定のバスの現在位置がわかるようにしてはどうか。自家用車使用者の減少にもつながるので渋滞緩和にもつながる。	③	県では、多くの県民や観光客に利用されるバス停について、バスロケーションシステムの高度化及びデジタルサイネージ等の整備により利便性向上を図る必要があると認識しており、「現状・課題等」にその旨記載しているところです。	企画部
40	2. 交通	現状・課題等	島への移送時間の短縮及び移動費低減の維持。島民が島外へ移動する場合に現状より短時間で行ける交通機関の導入及び移動費の低減を維持し、島民以外にも費用を検討し離島の活性化につなげる	③	移動費の低減維持については政策提言に盛り込んでおります。 新たな交通機関導入等については、情報収集するとともに、航路事業者等と意見交換してまいりたいと考えております。	企画部
41	2. 交通	現状・課題等	島内交通玄関口のアクセスの充実を図る。一部離島では、飛行機や船舶の入出港時刻にあわせて島内バス等を運航している自治体もあるが、更に小規模な離島でも島民や島外からの入島客が利用できるような運営方法を検討する。	③	島内交通玄関口へのアクセス充実を含め、離島における地域生活に必要な移動手段の確保や、県民及び観光客を含めた移動利便性向上については、政策提言に盛り込んでおります。	企画部
42	2. 交通	現状・課題等	離島の観光地の整備。特に小規模離島においては過去に整備した観光地や各所旧跡が、人手不足や予算の確保が難しく、朽ちてもそのままの状態になっており、来訪者の印象が良くない状況である。定期的に整備していける方策の検討が必要である。	④	観光地の整備に関しては、課題を抱える市町村や観光協会等に対し、「観光まちづくりアドバイザー派遣事業」による専門家派遣を活用し、課題解決に向けたアドバイスをを行うことが可能です。持続可能な仕組みづくりを支援してまいります。	文化観光スポーツ部
43	2. 交通	現状・課題等	「クルマ中心から人中心の社会へ」という目標に対し、自動運転技術やシェアリングサービス、AIを活用したオンデマンド交通など、「観光DX」や「交通DX」を具体的にどう離島や過疎地に導入し、維持していくかという道筋の追加。	③	<p>政策分野「2.交通」に本島北部や離島等における移動手段の確保について課題を記載をしております。</p> <p>県としましては、離島や過疎地域等における住民の移動の利便性を維持する上で、自動運転やAIを活用したオンデマンド交通など新技術も積極的に活用していく視点が必要と認識しております。ご意見については、今年度策定する次世代交通ビジョンを検討する際に参考にしたいと考えています。</p>	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
44	2. 交通	強化すべき取組	・南部～県中部を30分で結ぶ基幹交通(都市間交通)を早期に整備し、中南部メガリージョンを形成することで、労働生産性向上に直結する広域移動基盤を構築する取組 ・BRTをバスの延長ではなく、都市間高速交通として再定義し、都市間を結ぶ広域ネットワークの骨格機能や、フィーダー交通とは明確に異なる役割を備えた“基幹交通インフラ”として位置づけ、広域移動の質を抜本的に高める取組	③	広域移動基盤として、中南部都市圏が一体として生産性を高めるため、速達性・定時性及び大量輸送の機能を有する基幹軸となる公共交通網が形成されることは重要であり、県では、基幹バス等の公共交通の機能強化に向けた取組を推進しております。BRT等の交通システムについても検討してまいります。	企画部
45	2. 交通	強化すべき取組	沖縄が持続可能な地域として発展し続けるために二次交通の強化は必要と認識している。那覇・中部(北谷・沖縄市)・北部(名護)をハブとした二次交通ネットワークを、陸路・海路・空路を連携させた考え方を踏まえて構築していくべき。	③	交通施策の推進に当たっては、まちづくり、観光等の連携を強化する必要があり、交通施策に関する各種計画を一元的に集約し、総合的な企画・調整を行い、効果的なプロジェクト創出等を行う組織体制も整備しながら、検討を進めてまいります。	企画部
				④	観光客の交通利便性の向上及び交通渋滞の緩和を図るため、県では観光2次交通結節点の設置や観光拠点間のバス運行に対し補助事業を行っています。引き続き観光2次交通の取組を推進します。	
46	2. 交通	強化すべき取組	朝夕の通勤・退勤ラッシュ時間帯は満席で乗車できないことがあるため、3両編成車両を増便してほしい	④	現在、沖縄都市モノレール輸送力増強事業にて、3両編成車両を9編成導入する計画としており、令和6年度までに4編成の導入を完了し、朝夕の混雑がピークとなる時間帯に運行間隔を最小の4分間隔にて運行することで、混雑緩和を図っております。今後につきましては、令和7年度内には1編成を、残り4編成を令和9年度までに導入予定としており、引き続き輸送力増強を図ってまいります。	土木建築部
47	2. 交通	強化すべき取組	近年、訪日観光客も含め本県への入域観光客が大きく増加している中、県民の足としての役割に加えて観光客の2次交通手段としての役割がモノレールには課せられています。一方で車両数の少なさから特に観光客が携行するスーツケースやベビーカーの混載により乗車困難な状況が顕在化しています。 こうした状況を抑制改善するために、 (1)空港到着後の観光客動線是那覇空港から概ねおもろまちまでであるため、「那覇空港」～「おもろまち」間、「おもろまち」～「てだこ浦西」間をセパレートした運行を数便/1時間実証運行して頂きたい (2)携行スーツケース等に一定の規格を設け、その規格以上の車両持込に対しては別途持込手数料の収受を検討頂きたい。 また、そこから得られる原資を全車両3両編成化に充てたらどうか。 これによりスーツケースの携行に抑止力が働き、手ぶら観光の推進につながると考えます。	⑤	(1)令和7年度にソニーグループ(株)が観光庁の補助を受け、「朝夕混雑時の観光客利用を低減のためのMR映像技術を搭載したゆいレール特別便運行事業」を実施し、那覇空港からてだこ駅の間におもろまち駅のみ停車するセパレート運行を行っております。今後の事業継続につきましては、事業の結果報告を受け、次年度以降の継続について同社と協議しているところです。 (2)モノレール社では「手荷物らくちん便」のデジタルチケットを販売し観光客が携行する手荷物への対策に取り組んでおります。今後は実態調査やお客様アンケートのご意見を参考に、快適にご乗車できるよう実施主体であるモノレール社と引き続き取り組んでまいります。また、持込手数料の収受につきましては、車両持込前の確認作業に時間を要することや駅務員の増員など課題があることから、慎重に検討する必要があると考えております。	土木建築部
48	2. 交通	強化すべき取組	「現状・課題等」の項目では、中南部都市圏における慢性的な交通渋滞や国道58号をはじめとする観光路線の容量不足による渋滞等が明記されています。しかし、「強化すべき取組」においては、公共交通への転換に重点がおかれる一方、交通容量不足そのものへの直接的な解決策が示されていません。沖縄振興予算の約半分を社会資本整備予算が占めている実情も踏まえ、公共交通の充実に加え、渋滞緩和に向けた「道路ネットワークの整備等」についても、強化すべき取組に反映させるべきではないでしょうか。	④	県では、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、国と連携し、広域的な交通網の整備による抜本的な対策に取り組んでおります。具体的には、追加ICを含む、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結びハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。引き続き、国や関係機関等と連携し、体系的な道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
49	2. 交通	強化すべき取組	那覇を中心に浦添、豊見城と労働者の移動が交通混雑を生んでいる。交通混雑を減らすためには一本中部からの鉄軌道が必要である。また、中部循環、北部循環する鉄軌道や路線バスを充実させ、連結すれば良いと思います。モノレールのように高架橋で配置するのではなく、路面電車を作るのが良いのではないのでしょうか。県としても構想はあると思いますが、推し進めてほしいと思います。	③	交通混雑を減らすため、県では、鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークの構築に向けて、様々な観点から検討を行っていくこととしております。モノレール、LRT等を含むフィーダー交通については、各圏域ごとに議論の場を設け、市町村等と連携して検討を進めることとしており、地域に最適な公共交通ネットワークのあり方について検討を進めてまいります。	企画部
50	2. 交通	その他	政策提言(素案)で示されている「路線バス運賃の負担軽減」に向けた取組を、後期5年の重点施策として明確化すべきである。 あわせて、暫定税率廃止に伴い沖縄の揮発油税等の軽減額が見直され(7.0円/ℓ相当→3.8円/ℓ)、差分が生じ得ることを踏まえ、縮小分を県民の移動の質向上に資する公共交通(運賃負担軽減、交通結節点整備、バス優先施策等)へ振替・充当できる制度設計を検討していただきたい。	③	県では、割高な路線バス運賃の負担を課題として認識し、その軽減について、強化すべき取組として、政策提言に記載しているところです。こういった財源が活用できるかについては、国と調整してまいりたいと考えております。	企画部
51	2. 交通	その他	バスレーンは、公共交通の定時性を確保し、渋滞緩和や県民の日常移動の信頼性を高めるうえで重要な施策だと考える。 一方で、県の資料でも、導入は効果を高める反面、影響軽減(TDM等)や県民への丁寧な周知と一体で進める必要があると整理されている。 そのため、県としては、①事前周知と理解醸成、②違反抑止(通行帯違反・駐停車対策等)、③効果検証と運用改善をセットで進めてほしい。 とりわけ②については、現場の交通管理には限られた人員・時間の制約があることも踏まえ、交通管理者に負担を一方的に求めるのではなく、ICT等を活用した抑止・監視手段やデータに基づく運用改善を、県が制度・財源面から支える枠組みを後期5年の重点施策として明記していただきたい。	③	県では、関係機関と連携し、バスレーンの検討などによる環境整備を進めており、政策提言(素案)において、強化すべき取組として、「県民及び観光客の移動利便性向上に向けた取組」を記載しております。事前周知と理解醸成、違反抑止(通行帯違反・駐停車対策等)、効果検証と運用改善についても、道路管理者や交通管理者と引き続き意見交換してまいります。	企画部
			(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) 公共交通への利用転換を進めるためには、バスが実際に定時性・速達性を確保できる走行環境を整えることが重要と考えます。 このため、道路空間の再配分等に当たっては、既存区間に加え延長区間も含めたバスレーン等の実効性確保が図られる方向性が読み取れる表現としていただきたいです。 その際、県警をはじめとする関係機関の現場負担にも十分配慮し、取締りに過度に依存するのではなく、分かりやすい運用、表示の工夫、交通管理技術の活用等により、負担軽減と両立しながら持続的に機能する仕組みとして進める旨が伝わる記述をご検討していただきたいです。	④	県では、関係機関と連携し、定時性・速達性の確保に向け、バスレーンの検討などによる環境整備を進めております。検討にあたっては、分かりやすい運用、表示の工夫、交通管理技術の活用等により持続的に機能する仕組みとなるよう、道路管理者や交通管理者と引き続き意見交換して取組を進めてまいります。	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
52	2. 交通	その他	<p>沖縄自動車道の特別割引がETC車限定となっている現状を踏まえ、割引制度の目的(県民の生活・通勤通学の支援、物流の円滑化等)を明確にしたうえで、県民利用の恩恵がより高まる制度へ見直しを検討すべきである。</p> <p>具体的には、短期滞在者の利用を含む一律の割引ではなく、県民・事業者の多頻度利用等を優先する設計や、幹線道路でのバス優先施策と一体で交通需要マネジメントの観点を組み込むことが望ましい。</p>	③	<p>県では、関係機関と連携し、協力型バスレーン導入路線等の道路交通量の平準化や低減に向け、沖縄自動車道の有効活用に向けた各種事業との連携や、企業・業界団体との一体的な交通需要マネジメントによる取組を検討しており、政策提言(素案)において、強化すべき取組として、「県民及び観光客の移動利便性向上に向けた取組」を記載しております。</p> <p>沖縄自動車道の特別割引については、NEXCO西日本により実施されており、ETCの利用促進により、県民及び観光客の移動や物流における定時・速達性の確保や、料金所における事故減少による安全性の確保、環境負荷軽減などが図られているものと認識しております。県としては、引き続き、特別割引の継続を要請しながら、周辺道路環境も含めた交通需要マネジメントの観点については、NEXCO西日本や関係者と意見交換してまいります。</p>	企画部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>沖縄自動車道の特別割引については、実施主体がNEXCO西日本であることを踏まつつも、県としてその意義をどう位置づけるかは重要と考えます。</p> <p>県が示す定時・速達性、安全性、環境負荷軽減等の効果は理解できますが、限られた政策資源の配分という観点では、特別割引の対象であるか否かによって観光行動が大きく変化するとは考えにくいことから、より重視すべきは、県民の移動負担軽減や、朝夕ピーク時のネットワーク改善に直結する取組ではないかと考えます。</p> <p>特に、バスレーン延長を含む公共交通の定時・速達性向上や、その実効性確保に資する取組との連携を、もう少し明確に読み取れるようにしていただきたいです。</p>	③	<p>政策提言(案)の政策の分野「2.交通」における「強化すべき取組」には、「沖縄自動車道と公共交通を組み合わせた交通システムの構築や結節点整備の支援及び沖縄自動車道に関する特別割引等の継続及び利用環境の充実化」に加え、「モノレールの延伸やLRT等の整備等、定時性、利便性等を備えた有機的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組」を盛り込んでおり、これらの取組を連携させていくことで、誰もがストレスなく移動できる交通環境の確立を目指してまいります。</p>	企画部
53	3. 跡地利用	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の土地区画整理事業法は広大な面積に多くの地権者がいる沖縄の基地跡地開発に当てはめるには、意見合意形成や長期に及び事業期間に対応していない ・社会資本整備交付金の条件にあてはまるような道路中心の整備は、グローバル基準の「ウォークアブルな街づくり」に対応しにくい ・800ha規模(普天間・キンザー等)の区画整理事業については、組合施工や自治体単独では財政的・能力的に困難であり、新たな実施主体の検討が必要 	②	<p>新たな実施主体の検討については関係市町村との意見交換が必要と考えますが、課題としてとらえたので、「現状・課題等」に「例えば、官民連携の土地利用構想など、様々な取組が想定されるため、それらに対応した制度の改善が必要」との文言を追加しております。</p>	企画部
54	3. 跡地利用	現状・課題等	<p>いわゆる「統合計画」によってこれまでに返還された土地は、全て分割返還である。分割返還されることは、一体的な跡地利用に支障をきたすこととなり、結果として地権者の不利益となっている。返還、引き渡し時期等を調整することで地権者の不利益を生じさせず、その土地の最有効使用となる返還のあり方に配慮する必要がある。</p>	④	<p>統合計画により示された返還計画について、市町村の跡地利用計画を踏まえた、有効な跡地利用が進められるよう、返還や引き渡し時期等の調整について、国や関係市町村と意見交換してまいりたいと考えております。</p>	企画部
				⑥	<p>統合計画の実施に伴う土地の返還に当たっては、必要な情報提供を行うことや、返還時期等についての地元の意向への配慮等を政府に対し要請しているところです。</p>	知事公室
55	3. 跡地利用	現状・課題等	<p>米軍による施設運用の方針等によって、土地が削り取られる等して原状回復が困難な土地(海没地等)があることから、返還時には、代替地の補償等、地権者の要望に最大限配慮した施策が必要である。</p>	⑥	<p>ご意見の内容は、土地賃貸借契約に基づく個別案件であると考えていることから、契約者間において調整等が行われるものと認識しております。</p>	企画部
				⑥	<p>統合計画の実施に伴う土地の返還に当たっては、必要な情報提供を行うことや、返還時期等についての地元の意向への配慮等を政府に対し要請しているところです。</p>	知事公室

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
56	3. 跡地利用	現状・課題等	返還にあたっての市町村への情報提供と同様、地権者や関係地主会、本会に対して丁寧かつ詳細な情報提供及び意見聴取をおこなうなど、地権者の意向を踏まえた適切な措置が必要である。	⑥	統合計画の実施に伴う土地の返還に当たっては、必要な情報提供を行うことや、返還時期等についての地元の意向への配慮等を政府に対し要請しているところです。	知事室
57	3. 跡地利用	現状・課題等	給付金という性質上、その給付は属人的である。また、先に述べられている年間の上限額その他、総額3千万円の上限が付されている。このことは、複数の施設に土地を所有する地権者にとって、後発の返還時に、先の返還において総額を満たした等を理由として給付金が支給されなくなることが生じる懸念がある。給付を属人的ではなく、属地的とすることによってそうしたリスクを回避する政策を検討することや、既存の給付とは別途、そうした地権者を対象とした新たな補償のあり方を検討する必要がある。	②	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しております。 「跡地の所有者に対する給付金等について、支給上限額の制約により不平等が生じているため、上限額の撤廃が必要である。」	企画部
58	3. 跡地利用	現状・課題等	跡地利用特措法は沖縄県における「駐留軍用地」を対象とした法律である。一方で、沖縄県における自衛隊施設用地は、復帰を境に駐留軍用地から移管されているものがほとんどである。国からは自衛隊施設は具体的な返還が予定されていないとの説明がされるが、絶対というものはなく、地権者は万一の返還時の対応に対する不安を抱えている。もともと駐留軍用地として使用していたという歴史的経緯は同一であり、駐留軍用地と同様の原状回復等の措置が求められる。	⑥	跡地利用推進法は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特種事情に鑑み制定されていることから、自衛隊施設用地は同法の適用対象となっておりません。 国からは、自衛隊施設用地の返還に伴う原状回復等については、国内法で措置対応が可能であり、米軍の特殊性とは異なる、との説明を受けております。	企画部
59	3. 跡地利用	強化すべき取組	一体的な跡地利用の実施に向けた返還、引き渡し時期の調整	④	統合計画により示された返還計画について、市町村の跡地利用計画を踏まえた、有効な跡地利用が進められるよう、返還や引き渡し時期等の調整について、国や関係市町村と意見交換してまいりたいと考えております。	企画部
				⑥	統合計画の実施に伴う土地の返還に当たっては、必要な情報提供を行うことや、返還時期等についての地元の意向への配慮等を政府に対し要請しているところです。	知事室
60	3. 跡地利用	強化すべき取組	原状回復が困難な土地に対する地権者への補償措置の徹底	⑥	ご意見の内容は、土地賃貸借契約に基づく個別案件であると考えていることから、契約者間において調整等が行われるものと認識しております。	企画部
				⑥	統合計画の実施に伴う土地の返還に当たっては、必要な情報提供を行うことや、返還時期等についての地元の意向への配慮等を政府に対し要請しているところです。	知事室

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
61	3. 跡地利用	強化すべき取組	駐留軍用地の返還等に係る情報提供の徹底	⑥	統合計画の実施に伴う土地の返還に当たっては、必要な情報提供を行うことや、返還時期等についての地元の意向への配慮等を政府に対し要請しているところです。	知事公室
62	3. 跡地利用	強化すべき取組	給付金の支給を属地的とした一の所有者に対する限度額の撤廃	③	いただいたご意見については、現在記載されている内容「土地所有者に対する給付金等の支給上限額の撤廃」で包含されていることから、素案のとおりといたします。	企画部
63	3. 跡地利用	強化すべき取組	駐留軍用地の返還等に係る政策の自衛隊施設への適用	⑥	跡地利用推進法は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特種事情に鑑み制定されていることから、自衛隊施設用地は同法の適用対象となっておりません。 国からは、自衛隊施設用地の返還に伴う原状回復等については、国内法で措置対応が可能であり、米軍の特殊性とは異なる、との説明を受けております。	企画部
64	3. 跡地利用	強化すべき取組	公共交通ネットワーク整備のための土地確保の問題を解決するため、米軍跡地利用計画(可能であれば、返還前の利用を含む)に鉄軌道用地を盛り込むことはできませんでしょうか？	③	「環境の変化等」に記載の「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の更新に向けた作業を令和6年度から着手している。」の中で跡地における公共交通ネットワーク整備についても関係者と連携して検討しているところです。	企画部
65	3. 跡地利用	強化すべき取組	「骨太の方針2025年」において、「基地跡地の先行取得や「GW2050 PROJECTS」の早期実現に向けた取組、(途中省略)等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。」ことが謳われている。 当該プロジェクトは、「沖縄の経済界や地元自治体による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用を目指す構想。(骨太方針注釈)」ではあるが、国家戦略として位置づけられた事業であることから、「GW2050 PROJECTS」の早期実現を、<強化すべき取組>として記述して頂きたい。	③	ゲートウェイ2050プロジェクトは、那覇空港の機能拡充と駐留軍用地跡地(那覇空港、牧港補給地区、普天間飛行場)利用の一体的な開発により、相乗的な振興・発展を目指して、2050年に向けた民間主導の沖縄の成長戦略であると認識しております。 県では、駐留軍用地跡地利用に取り組む関係6市町村とともに「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」を平成25年に策定し、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指しております。 県としては、駐留軍用地跡地利用に取り組む関係6市町村と緊密に連携しながら、丁寧に議論していく事が重要と考えており、その中で、ゲートウェイ2050プロジェクトが目指す構想のうち、本県の優位性や発展可能性を存分に引き出すことができると認められるアイデア等については、連携していきたいと考えております。 なお、強化すべき取組には、具体的な政策として国に提言する内容を記載することとなっておりますので、環境の変化に「令和7年5月にゲートウェイ2050推進協議会が構想(GW2050 PROJECTS グランドデザイン)を公表する等、民間においても駐留軍用地跡地返還後のまちづくりに関する議論が進められている。」の文言を記載しているところです。	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
66	3. 跡地利用	その他	【先行取得用地の対象を民間用地に拡大する制度】 ・現状の制度は、令和13年度(2031年度)まで実施されますが、自治体の公共用地確保の状況を踏まえ、令和13年度までは公共用地の先行取得を円滑に進めつつ、令和13年度(2031年度)以降の見直しのタイミングで「官民連携して開発する戦略的機能用地へ拡充」の検討が必要	②	先行取得用地の対象については関係市町村との意見交換が必要と考えますが、課題としてとらえたので、「現状・課題等」に「例えば、官民連携の土地利用構想など、様々な取組が想定されるため、それらに対応した制度の改善が必要」との文言を追加しております。	企画部
67	3. 跡地利用	その他	【土地用途決定の蓋然性向上の制度】 ・民間用地への拡大から戦略的機能用地への拡大に検討を進化させたため、「土地利用決定の蓋然性」という文言は削除を提案	②	ご意見のとおり修正しております。	企画部
68	3. 跡地利用	その他	跡地利用は地権者の意向尊重に加え、交通・防災・環境・公共サービス等の公益の観点から、土地利用と交通計画を一体で設計する仕組み(TOD的な誘導、公共交通結節点・歩行者ネットワークの確保、交通需要マネジメント等)を後期5年で具体化するべきである。特にキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区のように、複数自治体に跨る大規模返還予定地では、広域的な役割分担・連携を前提に、返還前からの計画推進・公共用地確保(先行取得の運用拡充を含む)を制度として後押ししていただきたい。	③	(土地利用と交通計画を一体で設計する仕組み、返還前からの計画推進) 県では、関係市町村と連携して「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」を策定し、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指すとともに、各市町村が策定している跡地利用計画等について支援しているところであり、「現状・課題等」の欄に「返還後の跡地利用を早期に着手するため、跡地利用計画を策定する市町村への支援」と記載しております。	企画部
				②	(公共用地確保(先行取得の運用拡充を含む)) 先行取得用地の対象については関係市町村との意見交換が必要と考えますが、課題としてとらえたので、「現状・課題等」に「例えば、官民連携の土地利用構想など、さまざまな取組が想定されるため、それらに対応した制度の改善が必要」との文言を追加しております。	企画部
			③	(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) 広域構想の策定や市町村の跡地利用計画への支援、また「さまざまな取組に対応した制度の改善が必要」との文言追加は、前進として受け止めております。 その上で、今回の意見の趣旨は、計画策定支援一般にとどまらず、一定の公費を投入して進める以上、広域的な役割分担や連携を前提とした、県民全体に還元される公益的機能の導入・連携の考え方が、より明確に伝わる表現としていただきたいという点にあります。 ・特に、複数自治体にまたがる大規模返還予定地では、各市町村単位の支援に加え、広域的な観点から公益性の高い機能をどのように確保・連携していくのかを、より明確に示すことが重要と考えます。 また、制度改善についても、一般論にとどまらず、返還前からの計画推進に資する公共用地確保や先行取得の運用を含め、公益性の高い機能導入を後押しする方向が、より明確に読み取れる表現としていただきたいです。 ・なお、関係者との調整や必要な補償への配慮は前提であるとしても、公費を投入して進める以上、その目的は個別の調整や権利利益への配慮にとどまらず、県民全体に還元される公共的価値の実現に置かれるべきと考えます。 元の計画案でも示されている広域的・公益的な跡地利用の趣旨が、今回の回答文でもより明確に伝わる記述をお願いいたします。	③	県では、関係市町村と連携して「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」を策定し、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指すとともに、各市町村が策定している跡地利用計画等について支援しているところです。 同構想では、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点からの連携した開発により、中南部の都市構造を再編し、機能を高度化した沖縄全体の発展につながる都市の形成を目指しております。 こちらについては、策定から10年以上経過しており、現在、更新に向けて作業を進めておりますが、その中で跡地を活用した幹線道路の整備及び公共交通ネットワークの構築についても検討しているところであります。

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
69	4. 観光(受入体制)	政策	観光・MICE客の受入体制の強化	③	観光の中に、「MICE」も含んでいることから、このような記載となっております	文化観光スポーツ部
70	4. 観光(受入体制)	政策	観光客の増加に伴い、交通渋滞や公共交通の利便性低下が、観光満足度の低下や県民生活への影響として顕在化している。 交通政策と観光政策が必ずしも一体的に整理されていないため、観光ピーク時の移動対策、観光客向け公共交通の強化、レンタカー依存からの転換などを、観光受入体制の一部として明確に位置付ける必要があると考える。	④	本県では、他県と異なり大量輸送が可能な鉄軌道がないため、観光客の多くがレンタカーを利用しています。このため、県では観光2次交通結節点の設置や観光拠点間のバス運行に対し補助事業を行っています。観光客の交通利便性の向上及び交通渋滞の緩和を図るため、引き続き観光2次交通の取組を推進します。	文化観光スポーツ部
71	4. 観光(受入体制)	政策	「持続可能な観光地の実現」が掲げられているが、具体的な制度設計や運用イメージについては、やや抽象的にとどまっている。 今後、観光客数の適正管理、地域ごとの受入キャパシティ、観光目的税の用途との整理など、持続可能性を担保するための具体的な議論を進め、制度として明確化することを検討いただきたい。	④	地域ごとの受入容量については、現在、空港・港湾のキャパシティも含め、総合的に整理しているところであり、地域社会の持続的な発展を観光を通して促進するために必要となる財源の確保についても取り組むこととしております。 こうした取組の進捗状況については、観光業界と県との意見交換会などにおいて、関係団体の皆様と共有させていただきつつ、「持続可能な観光地の実現」に向けて取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
72	4. 観光(受入体制)	目指すすがた	「沖縄県サステナブルツーリズム宣言」の視点を、観光政策全体の基本方針として明確に位置づける。「世界から選ばれる持続可能な観光地」を実現するためには、環境保全や地域文化の継承、住民理解の促進が不可欠であり、これらを包括する同宣言の推進を具体的な取組として記載。	④	「沖縄県サステナブルツーリズム宣言」は、第6次沖縄県観光振興基本計画における沖縄観光の方向性を踏まえ、県民・事業者・旅行者に向けた具体的な取組の方向性を示しており、観光政策全体の基本方針を包含しているものです。今後、これらの取組を推進するため、具体的な取組や戦略の検討を進めてまいります。	文化観光スポーツ部
73	4. 観光(受入体制)	目指すすがた	観光施策の実効性を高めるためには、国・県・市町村に加え、DMOや観光関連団体、宿泊事業者等の民間との役割分担を明確にすることが重要である。 特に現場の実情を把握している業界団体の意見が、施策立案・実行段階に継続的に反映される仕組みづくりを検討いただきたい。	④	「第6次沖縄県観光振興基本計画(令和4年策定)」の実行計画である「沖縄観光推進ロードマップ」のPDCAについては、毎年度、関係団体等からなる「沖縄観光推進戦略会議」及び各専門部会において審議いただくとともに、各種取組を加速させるための様々な意見をいただいているところです。 令和8年度は、「第6次沖縄県観光振興基本計画」の改訂作業を進める予定であり、その中で関係機関の役割分担についても示すこととしておりますが、作業にあたっては、観光業界の皆様の意見を引き続き伺いつつ、施策立案等に反映してまいります。	文化観光スポーツ部
74	4. 観光(受入体制)	目指すすがた	運転できない・したくない若者・外国人が増える中、車移動前提の沖縄が旅先に選ばれなくなる未来が予想される。 「観光2次交通の利便性向上及び利用促進」でも触れられているが、県全体での2次交通の取り組みに加え、市町村レベルの3次交通についても観光目的税を活用するなど、シームレスな公共交通を構築いただきたい。	③	ご意見について、観光客の利便性向上を図る観光2次交通の強化を「4. 観光(受入体制)」の目指すすがたに明記します。観光3次交通については、各地域の市町村と連携していきます。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
75	4. 観光(受入体制)	目指すすがた	※文言の追加 2行目途中 ~日本の玄関口となる県内港湾のクルーズ・プレジャーボートの受入環境の整備や沖縄らしい世界水準の観光地に相応しい沿道景観の形成等を通じ、観光客が快適に沖縄で過ごすためのソフト・ハード両面における受入体制を強化することで、「世界から選ばれる持続可能な観光地」を実現する。	④	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえた「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」(令和4年)で定める重点管理路線(県民や観光客に印象を与える効果が高いルート)において、世界的観光地としての沖縄に相応しい「魅せる沿道景観」の整備、効率的・効果的な維持管理体制の構築を行い、持続可能で魅力的な国際観光地の形成を目指してまいります。	文化観光スポーツ部
			(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) ・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組か確認させていただきたい。 ・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。	④	令和6年度開催の「沿道景観全体計画策定委員会」で土木建築部と考え方を共有していることから、No304、307、309の土木建築部の対応方針・考え方に相違ありません。	文化観光スポーツ部
76	4. 観光(受入体制)	目指すすがた	※文言の追加 2行目途中 ~日本の玄関口となる県内港湾のクルーズ・プレジャーボートの受入環境の整備や沖縄らしい世界水準の観光地に相応しい沿道景観の形成等を通じ、観光客が快適に沖縄で過ごすためのソフト・ハード両面における受入体制を強化することで、「世界から選ばれる持続可能な観光地」を実現する。	④	「世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成」につきましては、本県の観光振興や良好な生活環境の形成において重要であると認識しております。ご意見につきましては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策「1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して」の中の「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」において、「③花と緑にあふれる環境づくり」として既に位置づけております。	土木建築部
			(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) ・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組か確認させていただきたい。 ・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。	④	今回の意見照会については、社会情勢の変化等を踏まえ、国の制度創設や予算措置を国へ政策提言するものです。ご意見いただいた沿道景観の形成については、現行の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策(「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」及び「花と緑にあふれる環境づくり」)において既に位置づけられており、これに基づき県独自の取組を推進していることから、分類を「④他の取組での対応を検討」としてしております。具体的な実効性のある取組については、現在既存の制度の中で、性能規定方式による植栽管理や、道路案内標識の修繕を順次取り組んでおります。これら既存の県事業を継続・発展させることで、世界水準の観光地に相応しい道路環境の実現に努めてまいります。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
77	4. 観光(受入体制)	環境の変化等	<p>令和6年度には内閣府の沿道景観に関する新規予算制度(「持続可能な国際観光景観モデル事業」)が創設され、県庁土木建築部に「沿道景観推進室」が設置された。令和7年度から観光目的税(宿泊税)も創設される。</p> <p>このような状況を踏まえ、3観光協会(国頭村、沖縄市、南城市)は、それぞれ、本島北部地域、中部地域、南部地域の観光協会を代表して、令和7年10月に沖縄県知事、沖縄県議会議長、12月に沖縄総合事務局長に「世界から選ばれる持続可能な観光地形成について」を要請した。今後、沖縄観光コンベンションビューローを中心に県内全域の観光協会や観光関連団体は、行政と連携しながら、世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成を目指して取り組んでいくこととした。</p>	④	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指すため、観光目的税(宿泊税)等新たな財源の確保に努めるとともに、引き続き、関係部局と連携し、観光客の満足度向上に取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組か確認させていただきたい。</p> <p>・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。</p>	④	「世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成」につきましては、本県の観光振興や良好な生活環境の形成において重要であると認識しております。ご意見につきましては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策「1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して」の中の「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」において、「③花と緑にあふれる環境づくり」として既に位置づけております。	土木建築部
			<p>令和6年度開催の「沿道景観全体計画策定委員会」で土木建築部と考え方を共有していることから、No304、307、309の土木建築部の対応方針・考え方に相違ありません。</p>	④	文化観光スポーツ部	
78	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	<p>・クルーズ船の増加などにより外国人観光客も増加するなか、災害時も含めスムーズな情報発信や観光客含めワンストップで情報を取得できる仕組みが必要。また、中小零細企業は個々でDX化を進めることが難しいことから、広域で利用できる官民連携のデジタルプラットフォームの整備を進める必要がある</p> <p>・沖縄の観光においては、売上は伸びても総生産拡大に寄与していない現状があり、主要ホテルの支配人クラスは県外・海外人材に依存している。このような現状を打破するためには、高付加価値サービスを提供できる「観光経営人材」の育成に取り組んでいくことが必要</p>	④	<p>観光関連団体で構成される観光危機管理NW会議(沖縄県主宰)について、現在、情報連携プラットフォームの整備に務めているところです。また、VISIT OKINAWA JAPANでのWEB発信を通じ外国人観光客へ迅速な情報提供を行っているところです。観光の売上を地域の所得向上に確実に繋げていくためには、ご指摘の通り、経営の中核を担う人材の育成が不可欠です。</p> <p>今後は「宿泊税」を活用し、県内の観光関連事業に従事する方々が、将来的にマネジメント層や支配人クラスとして活躍できるよう、「観光経営人材」の育成を強化してまいります。</p> <p>具体的には、高付加価値なサービス提供や収益管理を学べる質の高い研修プログラムを実施し、県内人材のキャリアアップを支援します。</p> <p>地元の経営人材を育成することで、観光の成長が直接県民の豊かさに直結するような、県経済を牽引する基幹産業となるよう取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部
				④	県においては、県内企業のDXを加速化するため、個社支援に加え、業界団体向けの支援にも取り組んでおります。引き続き、業界団体、経済団体等と連携し、DXを面的に広げていくことで、県内企業の稼ぐ力の強化に努めてまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
79	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	「地方への分散」や「サステナブルな観光」に触れているが、観光客の増加が住民生活(交通渋滞、ゴミ問題、生活路の混雑)に与える負の影響をどう抑制し、「県民の幸福感(ウェルビーイング)」と観光をどう両立させるかという視点も必要。	④	世界から選ばれる持続可能な観光地づくりを目指すうえで、県の具体的な施策は「第6次沖縄県観光振興基本計画」「沖縄観光推進ロードマップ」にてまとめております。計画のアウトカムには「県民の幸せ感」90%をあげており、「県民の幸福感(ウェルビーイング)」と観光をどう両立させるかという視点も含めた取組を進めています。	文化観光スポーツ部
80	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	<p><人手不足>の項目の中に唐突に「■サステナビリティに資する取組がMICE開催として選ばれる傾向にあるため、サステナビリティへの対応も課題のひとつである。」と現れており、前後の文章も人材確保に関する事柄だけに違和感がある。</p> <p><MICEにおける受入体制>として、項目を分けて記載してはどうか。</p> <p>■サステナビリティに資する取組がMICE開催地選定の意思決定に寄与する傾向にあるため、都市や施設、事業者のサステナビリティ促進は力を入れるべき必要がある。</p> <p>■サステナビリティに関する国際評価指標や第三者認証を受けることで、都市や施設、事業者は国際基準の評価が得られ、それらの機能性向上はMICE客のみならず、県民生活の豊かさにもつながる。</p> <p>■沖縄県は全国に先駆け令和3年度に「沖縄MICE開催におけるサステナビリティガイドライン」を策定し、主催者・事業者双方のサステナブルな取組の推進に務めたが、普及は不十分である。当ガイドラインの活用で、都市、施設、事業者は自らの課題を洗い出し、振り返る機会を得ることができる。</p> <p>■全県的なサステナビリティMICEを推進することで、MICE開催地として高く評価され、MICE開催のインパクトが開催地にもたらす影響を考慮する良質なMICE客(主催者や参加者)を呼び込む、好循環をめざしたい。</p>	④	ご提案の<MICEにおける受入体制>について、県ではMICE受入体制強化等事業等により沖縄MICEネットワークの運営を行っており、同ネットワークは、令和5年度よりサステナビリティ部会を立ち上げ、サステナブルなMICE開催を進めているところです。引き続き、既存事業を活用して、サステナブルなMICE開催を進めるため、受入体制の構築に取り組んでまいります。 また、当該項目については既存事業を充実・拡充するなどして取り組んでいくことから、こちらの項目からは削除を検討します。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
81	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	<p>国道、県道、市町村道を問わず、観光客や県民が多く利用する道路の沿道においては、雑草の繁茂や高木の強剪定など観光地らしからぬ光景や道路案内標識がかすれて見えづらい状況にあり、観光で訪れる皆様に申し訳なく懸念しているところである。</p> <p>そのため、特に国道や県道における地域の特色や統一美を活かした沖縄らしい世界水準の沿道景観の創出や、道路全域(国道、県道、市町村道)において雑草をなくすことや案内標識の更新、高木の適切な剪定が求められるとともに、沿道美化に関する官民連携の取組を推進する必要がある。</p>	④	<p>沖縄らしい世界水準の沿道景観の創出、道路全域(国道、県道、市町村道)においける雑草対策、案内標識の更新、高木の適切な剪定、沿道美化に関する官民連携の取組を推進するため、引き続き、関係部局と連携し、観光客の満足度向上に取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組か確認させていただきたい。</p> <p>・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。</p>	④	<p>令和6年度開催の「沿道景観全体計画策定委員会」で土木建築部と考え方を共有していることから、No304、307、309の土木建築部の対応方針・考え方に相違ありません。</p>	文化観光スポーツ部
82	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	<p>国道、県道、市町村道を問わず、観光客や県民が多く利用する道路の沿道においては、雑草の繁茂や高木の強剪定など観光地らしからぬ光景や道路案内標識がかすれて見えづらい状況にあり、観光で訪れる皆様に申し訳なく懸念しているところである。</p> <p>そのため、特に国道や県道における地域の特色や統一美を活かした沖縄らしい世界水準の沿道景観の創出や、道路全域(国道、県道、市町村道)において雑草をなくすことや案内標識の更新、高木の適切な剪定が求められるとともに、沿道美化に関する官民連携の取組を推進する必要がある。</p>	④	<p>「世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成」につきましては、本県の観光振興や良好な生活環境の形成において重要であると認識しております。</p> <p>ご意見につきましては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策「1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して」の中の「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」において、「③花と緑にあふれる環境づくり」として既に位置づけております。</p>	土木建築部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組か確認させていただきたい。</p> <p>・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。</p>	④	<p>今回の意見照会については、社会情勢の変化等を踏まえ、国の制度創設や予算措置を国へ政策提言するものです。</p> <p>ご意見いただいた沿道景観の形成については、現行の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策(「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」及び「花と緑にあふれる環境づくり」)において既に位置づけられており、これに基づき県独自の取組を推進していることから、分類を「④他の取組での対応を検討」としております。</p> <p>具体的な実効性のある取組については、現在既存の制度の中で、性能規定方式による植栽管理や、道路案内標識の修繕を順次取り組んでおります。</p> <p>これら既存の県事業を継続・発展させることで、世界水準の観光地に相応しい道路環境の実現に努めてまいります。</p>	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
83	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	<p><港湾・空港における受入体制>の項に、沖縄振興として「国際クルーズの受入環境整備」に取り組む意義(全国への波及性等)が分かるよう追記することを意見します。</p> <p><記載例> コロナ禍を経て回復基調のクルーズ船寄港を持続可能なものとするため、全国で寄港回数が最も多い本県において受入機能高度化等のモデルケース形成に先導的に取り組むことは、我が国のクルーズ振興の成長投資となり得ることが期待できる。</p>	②	政策の分野の「4. 観光(受入体制)」の「現状・課題等」に、ご意見を踏まえた「クルーズ船の寄港回数が全国で最も多い沖縄県において受入機能高度化等に先導的に取り組むことで、我が国におけるクルーズ振興のモデルケースとなる。」を追記しております。	土木建築部
84	4. 観光(受入体制)	現状・課題等	<p>【これまでの取組】の項に、本県のこれまで国際クルーズ拠点形成に向けた取り組みやその素地が形成されていること表すため、「県内では、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る「国際旅客船拠点形成港湾」が3港指定されている。」ことを追記することを意見します。</p>	②	政策の分野の「4. 観光(受入体制)」の「現状・課題等」に、ご意見を踏まえた「県内において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る「国際旅客船拠点形成港湾」が指定(本部港、平良港、那覇港)されている。」を追記しております。	土木建築部
85	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・官民共通のデジタルプラットフォームの整備を通じ、地体スムーズな情報発信やワンストップでの情報取得、中小零細企業がDX化に取り組むことができる体制を構築する取組 ・観光産業の高付加価値化に向けた観光経営人材の育成と実践機会の創出に関する取組 	④	観光産業の稼ぐ力を高め、その利益をしっかりと地域に循環させるためには、経営の中核を担う人材の育成が急務であると認識しています。今後は、「宿泊税」を活用し、県内の観光関連事業に従事する方々を対象に、高付加価値なサービス提供や収益管理を学べる実践的な研修プログラムを強化します。あわせて、学んだ知識を現場で活用できるよう、外部専門家による伴走型支援や、新たなビジネスモデルの構築に向けた実践機会の創出に取り組んでまいります。地元の経営人材が自らビジネスを動かす力を高めることで、観光の成果が県民の豊かさにつながるような、強い基幹産業の実現を目指してまいります。	文化観光スポーツ部
				④	中小零細企業がDXに取り組むことができるよう、引き続きDXに向けた計画策定支援や、補助金による支援、DX人材育成等を進めていきたいと考えております。	商工労働部
86	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<p>【小規模離島空港の機能強化(夜間照明設置・運用時間の延長等)】 離島住民の安定的な移動手段確保に向け、ハード・ソフト両面からの空港機能強化を強く要望する。 具体的には、現在夜間照明設備が未設置である多良間等の空港へ速やかに照明施設を整備し、日没による欠航リスク解消を図ることや空港の運用時間を延長を弾力化し、遅延発生時でも確実に就航できる体制を整え、就航率の向上に資する具体的な取組を図っていただきたい。</p>	⑥	当該空港は昼間併用空港として運用しているため、原則夜間の離着陸を想定しておりません。なお、運用時間の延長にあたっては、国や空港管理事務所等の人的負担が増加する事や航空機騒音に対し、関係機関や地元住民の理解と協力が不可欠となります。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
87	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<p>【データ駆動型観光マネジメント及び観光DXの推進】</p> <p>素案において観光客の受入体制の強化が政策として掲げられているが、AI・デジタル技術を活用した観光マネジメントの高度化に関する具体的な施策が十分に示されていない。</p> <p>本県の観光産業は深刻な人手不足に直面しており、限られた人的資源で増大する観光需要に対応するためには、DXによる業務効率化と観光体験の高付加価値化を同時に推進する必要がある。また、オーバーツーリズムへの対応として、データに基づく科学的な観光マネジメントへの転換が不可欠である。</p> <p>具体的には、以下の取組を提言する。</p> <p>①観光客の流動データ・消費データ等を統合的に分析する「沖縄観光データプラットフォーム(仮称)」の構築。リアルタイムの混雑状況可視化、需要予測に基づく分散誘導等を可能とすること</p> <p>②宿泊・飲食・交通等の観光関連事業者におけるAI活用による省力化(AI予約管理、AIチャットボットによる多言語顧客対応、需要予測に基づく動的価格設定等)の導入支援</p> <p>③AI多言語音声翻訳・案内システムの観光拠点への導入促進と、それに係る費用の補助制度の創設</p> <p>④観光DX推進人材の育成プログラムの開発・実施に対する支援(観光事業者のデジタルリテラシー向上を含む)</p>	④	<p>①観光案内所にDX機能を導入することで、集約した情報の利活用や定点カメラ映像発信による混雑抑制を推進しています。</p> <p>②③「観光事業者収益力向上サポート事業」において、観光事業者のAI活用による省力化に資する取組みも補助対象として支援しております。</p> <p>④観光事業者向けにDX推進に関するセミナーを開催しております。今後、DX推進人材育成支援について拡充を検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部
88	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<p>観光関連企業の約75%が人手不足、外国人材の家族帯同の制限という課題解決を目的に、宿泊分野での「特定技能2号」への移行を希望する外国人材に対し、試験対策支援だけでなく、家族を呼び寄せるための住居確保や日本語教育を県が補助する。それにより、高度な観光人材の長期定住と定着を促進する。</p>	②	<p>現場で活躍する外国人材が、本県で長く安心して働き続けられるようにすることは、人手不足を解消するために非常に重要だと考えています。今後は「宿泊税」を活用し、特定技能2号への移行を目指す方に対し、試験に向けた学習のサポートだけでなく、家族と暮らすための住居探しのお手伝いや、地域に馴染むための日本語学習の支援を検討してまいります。</p> <p>こうした取り組みを通じて、外国人材とその家族が「この地域に住んでよかった」と思える環境を整え、観光産業を支える人材がしっかりと定着できるよう、政策として取り組んでまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、住居不足の課題については、政策提言(案)の「現状・課題等」に追加しました。</p>	文化観光スポーツ部
89	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	4. サステナブルなMICE推進体制の強化	④	<p>MICE受入体制強化等事業等により沖縄MICEネットワークの運営を行っており、同ネットワークは、令和5年度よりサステナビリティ部会を立ち上げ、サステナブルなMICE開催を進めているところです。引き続き、既存事業を活用して、サステナブルなMICE開催を進めるため、受入体制の構築に取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
90	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<p>現在、県内では新規ホテルの開業が続いており、宿泊キャパシティが増大している一方で、航空路線については、便数・座席供給量が飽和状態に近づきつつある。素案にある「世界から選ばれる持続可能な観光地」を実現するためには、単なる入域客数の増加だけでなく、「輸送能力(航空座席数)」と「受入能力(ホテル客室数)」の需給バランスを適正に保つことが不可欠。過度な価格競争による疲弊や、逆に輸送のボトルネックによる機会損失を回避することを目的に、以下を「強化すべき取組」に追加、または関連項目に明記する。</p> <p>1. 輸送と宿泊の定量的モニタリングの実施 航空便の座席供給数と宿泊施設の客室供給数の推移・予測を、県として定量的にモニタリングする仕組みを構築すること。 2. 適正な受入態勢の指針策定 モニタリングデータに基づき、インフラ(空港・交通)の許容量に見合った適正な観光客数や宿泊施設開発のあり方を示す指針を策定し、官民で共有すること。</p>	④	<p>輸送と宿泊の需給バランスにつきましては、座席数や客室数のみならず、観光客の属性や宿泊エリアなども踏まえて検討が必要だと考えております。そのため、令和8年度から、宿泊需給の最適化に向けた検討について、有識者や観光事業者の意見を踏まえながら進めることとしております。また、主なインフラの許容量についても、現在、整理を行っているところであり、宿泊需給の最適化の検討と併せて、議論を進めていく予定です。</p>	文化観光スポーツ部
91	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<p>現在的那覇空港は、航空機に接続するボーディングブリッジのスポット不足や、空港地上支援車両(GSE)の保管場所不足が課題としてあげられ、物理的にこれ以上の増便や新規就航を受け入れることが困難な状況である。ついては、GSE車両の保管場所(プール)の確保、およびボーディングブリッジ・駐機スポットの増設など、増便に対応しうるハード面の環境整備を国・空港管理者と連携して推進するとともに、グランドハンドリング業務の効率化や安全性確保のため、作業スペースの確保や混雑緩和に向けて改善を図ることを明記。</p>	②	<p>ご意見を踏まえ、政策分野「4. 観光(受入体制)」の「強化すべき取組」に「那覇空港の機能強化に関する取組」を追加しております。また、ご提案につきましては、関係機関と意見交換をしております。</p>	企画部
92	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	<p>(追加) 4. 沖縄らしい世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成</p>	④	<p>持続可能な国際観光景観事業に取り組むことで、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成を図り、沖縄らしい風景で観光客を迎えることでおもてなしの心が伝わり、観光客の満足度向上につながるものと考えております。</p>	文化観光スポーツ部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) ・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組が確認させていただきたい。 ・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。</p>	④	<p>令和6年度開催の「沿道景観全体計画策定委員会」で土木建築部と考え方を共有していることから、No304、307、309の土木建築部の対応方針・考え方に相違ありません。</p>	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
93	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	(追加) 4. 沖縄らしい世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成	④	「世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成」につきましては、本県の観光振興や良好な生活環境の形成において重要であると認識しております。 ご意見につきましては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策「1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して」の中の「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」において、「③花と緑にあふれる環境づくり」として既に位置づけております。	土木建築部
			(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) ・今回の意見に対する対応方針の分類は、全て「④他の取組での対応を検討」となっているが、他の取組とは、具体的にどのような取組が確認させていただきたい。 ・沿道景観の現状は、意見にも書いたように、雑草の繁茂や、高木の不適切な剪定、切り株を残したままの伐採、また文字が消えた道路案内標識など、とても観光立県とは思えないような現状がいたるところで見受けられる。対応方針には「持続可能で魅力的な観光地を目指していく」、「観光客の満足度向上に取り組んでいく」とあるが、県として、今後、どのような実効性のある取組を進めていくのか確認させていただきたい。	④	今回の意見照会については、社会情勢の変化等を踏まえ、国の制度創設や予算措置を国へ政策提言するものです。 ご意見いただいた沿道景観の形成については、現行の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策(「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」及び「花と緑にあふれる環境づくり」)において既に位置づけられており、これに基づき県独自の取組を推進していることから、分類を「④他の取組での対応を検討」としております。 具体的な実効性のある取組については、現在既存の制度の中で、性能規定方式による植栽管理や、道路案内標識の修繕を順次取り組んでおります。 これら既存の県事業を継続・発展させることで、世界水準の観光地に相応しい道路環境の実現に努めてまいります。	土木建築部
94	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	沖縄へ寄港するクルーズ船が増加するなかで、旅客が滞在中に消費する額のうち「土産・買物費」については減少傾向を示しています。観光消費額を増大させることは観光における大命題であり、クルーズ船寄港時における旅客の消費意欲を促進・助長する環境整備が必要と考えます。 (1)クルーズ船寄港中において、停泊しているバース(特に若狭、曙)敷地内もしくは付近での県産品、土産品の販売・マルシェ展開の整備、実現への検討をお願いします。	⑤	沖縄へ寄港するクルーズ船が増加するなかで、旅客が滞在中に消費する額のうち「土産・買物費」についてはコロナ禍前を下回っております。 県では、寄港時の消費活動を確保すべく、下船後スムーズに街中において観光や消費活動を行えるように二次交通対策事業において、循環バス等での対応を行っております。 また、バース付近でのお土産やマルシェの展開について、関係機関と調整し実現に向けて検討して参ります。	文化観光スポーツ部
95	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	首里城正殿完成を契機とした ・「分散」を主眼とした地域市町村との歴史・文化ルート連携、発信の強化と受け入れ態勢整備支援	④	観光客の集中が想定される正殿への入場において、時間制チケットを導入し、来園の時間を分散するとともに、世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の9つの構成資産、琉球王国の歴史・文化や体験コンテンツを巡る周遊観光情報を国内外に発信するほか、交通渋滞緩和のため県議会前から首里城を結ぶバスツアーの運行を支援することで、利用者の安全や満足度の向上に取り組みます。	文化観光スポーツ部
96	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	首里城正殿の復元に伴い、首里城公園エリアの交通渋滞などで県民生活にも影響が出る事が想定され、また、県民及び観光客の交通弱者も増えています。同じく、首里城公園近隣は周遊スポットも徐々に増え、徒歩移動による個人商業店舗への流入も拡大させる意味でも、路線バスと合わせ、新たな公共交通のあり方が必要です。 ・具体案として、県庁前又は牧志駅などから首里城公園までのロープウェイの導入など検討頂きたい。 ×メリット:短時間に多くの旅客の輸送が可能、渋滞緩和(サステイナブルな社会の形成)、雇用の拡大、観光の目玉	④	沖縄県では、観光客の移動利便性の向上及び公共交通の利用促進のため、観光拠点間を結ぶバス運行に対し、補助事業を行っています。首里城正殿が復興される令和8年度においては、観光拠点各所から首里城へのバス運行を想定しているところです。 ロープウェイの導入については、実現可能性の是非等、関係機関・団体と意見交換したいと考えております。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
97	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	首里城正殿完成を契機とした ・「沖縄ファンづくり」を主眼とした、これまでの復興寄付に対する感謝メッセージの継続的な発信・伝達の取組を全完成まで経年で実施し続け、世界と沖縄を強力に繋ぐ取組の一つとして位置付ける。	④	県では、復興への継続的な関心に繋げるため、復元過程の公開や情報発信を行う「見せる復興」に取り組んでおります。 令和8年度は首里城正殿復元にに向けた寄附への感謝メッセージの発信を予定しております。 また、正殿の復元が完了した後も南殿、北殿の復元は続いていくことから、復興への継続的な関心に繋げる取組を実施してまいります。	土木建築部
98	4. 観光(受入体制)	強化すべき取組	「3. 国際クルーズや大型プレジャーボートの受入環境整備に関する取組」について、「国際クルーズ」に限定記載されておりますが、国内クルーズを含むものとするため、「クルーズ船」に改めることを意見します。	②	「クルーズ船」に修正します。	土木建築部
99	4. 観光(受入体制)	その他	在留資格「特定技能1号(宿泊分野)」における家族帯同要件の緩和については、人材確保・定着の観点から非常に重要であり、強く評価する。一方で、家族帯同を進めるためには、住居確保、教育、医療、交通など、生活環境全体の整備が不可欠である。 宿泊業の多くが中小事業者であることを踏まえ、事業者単独では対応が困難な生活支援について、国・県・市町村が連携した包括的支援策を政策として位置付けることを検討いただきたい。	②	特定技能外国人材の家族帯同に伴う生活基盤の整備は、長期的な定着に不可欠な課題であると認識しており、今後は「宿泊税」等の活用も視野に入れ、事業者単独では対応が困難な住居の確保支援や地域コミュニティとの橋渡しなど、外国人材とその家族を受け入れるための体制強化を検討します。 既存の人材確保・定着支援とあわせ、外国人材が地域の一員として安心して就労し続けられる環境整備を政策に位置付け、観光産業の持続的な担い手確保を推進してまいります。 ご意見を踏まえ、住居不足の課題については、政策提言(案)の「現状・課題等」に追加しました。	文化観光スポーツ部
100	4. 観光(受入体制)	その他	観光分野においては、「世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成」を明確な施策として項目に追加してほしい。 特に、主要県道を含む、空港アクセス道路、ビーチ周辺道路などにおける計画的な緑化整備を推進し、沖縄の自然・文化・観光価値を一体的に高める取り組みを推進したい。 下記要素の紐づけにもなる為。 ・景観価値向上:訪れる観光客に沖縄らしさを感じさせる魅力的な沿道景観を創出 ・観光振興:世界水準の観光地としてのブランド力向上、誘客促進に寄与 ・教育効果:地域の自然・文化を学ぶ環境教育の場として活用可能 ・生物多様性保全:沖縄特有の植栽管理による生態系保全に貢献 ・脱炭素(グリーンインフラ):植物によるCO2吸収やヒートアイランド緩和に寄与 ・住民参加:地域主体の景観づくり活動を通じたコミュニティの醸成	④	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえた「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」(令和4年)で定める重点管理路線(県民や観光客に印象を与える効果が高いルート)において、世界的観光地としての沖縄に相応しい「魅せる沿道景観」の整備、効率的・効果的な維持管理体制の構築を行い、持続可能で魅力的な国際観光地の形成を目指してまいります。	文化観光スポーツ部
				④	「世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景観の形成」につきましては、本県の観光振興や良好な生活環境の形成において重要であると認識しております。 ご意見につきましては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策「1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して」の中の「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」において、「③花と緑にあふれる環境づくり」として既に位置づけております。 同計画では、「主要道路及び観光地へのアクセス道路等については、適正な植栽管理、飾花を行い、世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成や、周辺環境と調和のとれた沖縄らしい風景づくりに重点的に取り組む」としており、引き続き本計画に基づき取組を推進してまいります。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
101	5. 観光(高付加価値化)	政策	「持続可能な観光地の実現」が掲げられているが、具体的な制度設計や運用イメージについては、やや抽象的にとどまっている。 今後、観光客数の適正管理、地域ごとの受入キャパシティ、観光目的税の使途との整理など、持続可能性を担保するための具体的な議論を進め、制度として明確化することを検討いただきたい。	④	地域ごとの受入容量については、現在、空港・港湾のキャパシティも含め、総合的に整理しているところであり、地域社会の持続的な発展を観光を通して促進するために必要となる財源の確保についても取り組むこととしております。 こうした取組の進捗状況については、観光業界と県との意見交換会などにおいて、関係団体の皆様と共有させていただきつつ、「持続可能な観光地の実現」に向けて取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
102	5. 観光(高付加価値化)	政策	観光政策において量から質への転換と言われているが、質の向上への具体的な打ち手(戦略)が必要。 具体策の一つとして知的好奇心の高い層を取り込む「知的好奇心型」政策を明確に打ち出す。 知的好奇心の高い人は、結果、富裕層・高付加価値旅行者になっている場合も多く、現在、国・県で推進している高付加価値観光をよりターゲットを明確にする戦略である。 ブルーゾーン、空手、琉球歴史・文化、伝統産業、食文化など沖縄独自の優位性のあるテーマを通じた沖縄への共感と理解による消費額の向上とサステナビリティ(サステナブルツーリズム宣言)を希求する、質的向上策の中核戦略と位置付ける。(ブランディング・マーケティング、人材育成、コンテンツ開発、推進体制及び地域連携)	④	高付加価値インバウンド(以下「高付加価値旅行者」)は、単に旅行消費額が大きいのみならず、知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得ることを重視する傾向にあります。 県では、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」のモデル観光地の一つとして沖縄・奄美エリアが選定されたことを受け、高付加価値旅行者獲得に向けた取り組みを強化し、旺盛な旅行消費や知的好奇心を満たすことを通じて、地域経済の活性化と滞在価値向上を実現し、多彩で質の高い観光を推進する取り組みを進めております。 具体的には、ホスピタリティや観光ガイドの育成、ストーリーブック作成・活用によるブランディング、高付加価値旅行者獲得に向けたファムツアー及び商談会の実施、コンテンツ磨き上げ及び新規造成、ファムツアー実施地域での現地説明会、国内外における商談会への出展といった取組を実施しております。 今後は、高付加価値旅行者受入体制整備に向けて、引き続き取り組みを進めてまいります。	文化観光スポーツ部
103	5. 観光(高付加価値化)	目指すすがた	宿泊施設の改修等のハード整備に加え、沖縄固有の歴史・文化資源を活用した「文化観光」の視点を明記すべき。特に、2026年の首里城正殿完成は沖縄観光の質的転換の機会であることから、首里城をはじめとする文化遺産の活用や、伝統芸能と連動したナイトタイムエコノミーの創出など、「コト消費」による単価向上策を具体的に盛り込む。	⑥	首里城復興は観光の質的転換、いわゆる「高付加価値化」の試金石と捉え、単なる見学にとどまらず、琉球王国時代の至高の「手わざ(伝統工芸)」や儀式、芸能といった知的・感性的価値を深く味わう「体験型・感動型観光」へとシフトさせ、観光消費単価の向上と滞在日数の延伸を促してまいります。	文化観光スポーツ部
104	5. 観光(高付加価値化)	目指すすがた	プロポーズ・ウェディング・ハネムーン・記念日などで訪れるカップルに対し、県民が自発的に「おめでとう！」と歓迎する文化が形成されることにより、人と人との関係性を構築され、沖縄は「世界No.1のカップルの聖地」となる。 このことを新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に入れていただきたい。 プロポーズするカップルがそれをきっかけに沖縄で結婚式を挙げ、記念日を沖縄で祝う、ロイヤルカスタマーとなる。 沖縄には多くのカップルが訪れており、令和6年度観光統計実態調査では観光客の33.2%がカップル。 カップルの来沖動機は思い出づくりや、記念日など人生の節目を祝う旅であることが思料される。	④	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を上位計画とした分野別計画である「第6次沖縄観光振興基本計画」において、プロポーズ、リゾートウェディング、ハネムーン、パウ・リニューアルなどのカップルアニバーサリーツーリズムの推進を掲げています。引き続きカップルアニバーサリーツーリズム事業においてプロモーション活動及びブランディングを展開し、県内観光消費額の向上を図るとともに、カップルアニバーサリー前後の観光により滞在日数の増加に向けて努めてまいります。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
105	5. 観光(高付加価値化)	環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄を訪れる観光客数は増加傾向にある中、国の取り組みとしても観光客数の拡大だけでなく、一人当たり消費額・滞在価値を上げていくことを目的に富裕層観光客の取り込みを目指していく方針 	④	<p>入域観光客が回復傾向にある中、観光により地域経済への波及効果を最大化するためには、御指摘のとおり消費額の向上や滞在価値を高める「量から質への転換」を図ることが重要と考えています。</p> <p>県では、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」のモデル観光地選定を受け、高付加価値旅行者の誘致を強化しており、国の方針とも合致しております。</p> <p>具体的には、単に消費額が大きいのみならず、地域の自然・文化に対して深い知的好奇心を持つ層をターゲットとし、ストーリーブックの活用によるブランディングや、高度な専門性を備えたガイドの育成、沖縄独自の優位性を活かしたコンテンツの磨き上げ等を進めております。</p> <p>今後とも、国の支援策を最大限に活用しながら、高付加価値旅行者の多様なニーズに対応できる受入体制を整備し、滞在価値の向上と地域経済の活性化、さらには地域の持続可能な発展へとつなげる取り組みを推進してまいります。</p>	文化観光スポーツ部
106	5. 観光(高付加価値化)	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光における付加価値が「モノ消費」から「コト消費」へ移行するなか、特に富裕層は高品質な体験に対して高い対価を払う傾向が強く、高付加価値な観光サービスの提供や、“特別感”、“パーソナル感”などが求められる ・沖縄県においても、富裕層受け入れにおけるビジネスジェットやスーパーヨット等の受入対応、パーソナライズされた交通・動線の確保が求められる ・また、ハード面の整備のみならず、体験価値向上のためのソフト面の強化が必要不可欠 	④	<p>高付加価値旅行者は、単に消費額が大きいのみならず、知的好奇心が強く、地域の伝統・文化、自然等に触れることでインスピレーションを得ることを重視する傾向にあります。県においても、本戦略の核は地域独自の資源という「ソフト」の価値向上にあると認識しております。その価値を最大限に享受いただくため、ご指摘のあったビジネスジェット等の受け入れを含め、ストレスのない移動動線の確保や、個々のニーズに合わせた「パーソナライズ」された受入環境の整備も重要な要素であると考えております。</p> <p>県では、観光庁のアクションプランにおいて沖縄・奄美エリアが選定されたことを受け、地域の潜在価値を引き出し、地域経済の活性化と滞在価値向上を実現する取り組みを進めております。</p> <p>具体的には、ホスピタリティ人材やガイドの育成、ストーリーブックによるブランディング、コンテンツの磨き上げ等を実施しております。今後は、特別な体験価値にふさわしい受入体制の構築と、地域の自然や文化の保全・還元を見据えた持続可能なモデルの確立に向け、取り組みを推進してまいります。</p>	文化観光スポーツ部
107	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層観光客の受入対応の強化として、FBOも含めたビジネスジェット受け入れ強化、空港から目的地までの2次交通(渋滞を回避できる移動手段等)の確保、スーパーヨット受け入れ強化のためのインフラ整備および手続きや滞在制度の緩和など ・顧客ニーズに対応し、沖縄の隠れた魅力や記憶に残る滞在を提供するランドオペレーター機能やスルーガイドの活動支援、コンシェルジュ人材の育成強化 	④	<p>高付加価値旅行者は、地域の伝統・文化や自然に触れることでインスピレーションを得ることを重視しており、県においても、高付加価値な観光地づくりに、地域独自の資源という「ソフト」の価値向上にあると認識しております。</p> <p>こうした旅行者の多様なニーズに応え、沖縄の隠れた魅力を深く、かつ円滑に提供するためには、旅行全体をプロデュースするランドオペレーター機能や、全行程を同行して地域の物語を伝えるスルーガイド、そして個々の要望にきめ細やかに対応するコンシェルジュの存在が必要と考えおります。</p> <p>県では、観光庁のアクションプランのモデル観光地選定を受け、こうした高度な接客・企画を担うホスピタリティ人材や観光ガイドの育成研修を実施しております。</p> <p>また、地域の潜在的な価値を可視化した「ストーリーブック」を作成・活用することで、単なる観光案内にとどまらない、個々の知的好奇心を満足させるパーソナライズされたコンテンツの磨き上げを進めております。</p> <p>今後は、高付加価値旅行者を呼び込むために、官民一体となった高付加価値なインバウンド観光地づくりの推進体制を構築するとともに、特別な体験価値にふさわしい受入体制の整備、さらには地域の自然や文化の保全・還元を見据えた持続可能な観光モデルの確立に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部
				③	<p>大型プレジャーボート等受入環境整備については、政策「4.観光(受入体制)」の取組「クルーズ船や大型プレジャーボート等受入環境整備に関する取組」に含みます。</p>	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
108	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<p>○観光分野の高付加価値化を推進するため、土産品の域内自給率向上および高付加価値化を政策課題として位置づける。あわせて、生産性向上のための設備投資等を行う事業者に対し、税制優遇やインセンティブ付与といった支援策を講じるべきである。</p>	④	「観光事業者収益力向上サポート事業」において、土産品製造事業者の無人化、省人化に資する生産性向上のための設備投資等の取組みも補助対象として支援しております。引き続き支援を継続してまいります。	文化観光スポーツ部
			<p>【理由】本県経済を牽引する観光業の高度化において、土産品製造の付加価値向上は極めて重要な要素である。当該分野への優遇措置を講じることにより、域内における高品質な商品展開を強力に促進できると考えるため。</p>	④	<p><土産品の高付加価値化> 県では、製造業の振興を図るため、付加価値の高い製品開発への支援を行っており、具体例として、土産品等に使用される食品原材料の新たな製造技術の開発などを行っております。今後とも、観光関連等の各分野との産業連関効果が高い製造事業者の取組を支援してまいります。 <税制優遇・インセンティブ付与> 産業イノベーション促進地域制度では、税制特例により製造業等の設備投資を促進しており、土産品製造業においても制度の活用が可能となっています。</p>	商工労働部
109	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<p>「高度観光人材の育成と確保・定着」を実現するための具体的な手法として、休暇と学習を組み合わせた「ラーケーション」の普及・推進を明記。 従業員がリフレッシュしながら新たな知識やスキルを習得できる機会を創出することは、従業員のエンゲージメント(働きがい)を高めると同時に、沖縄県自体が「学びのあるリゾート地」として新たな企業研修需要を取り込むことにも繋がると考える。</p>	④	<p>沖縄県は、ラーケーション制度の導入により多くのメリットがあると認識しており、積極的に制度導入を働きかけるため、市町村に対し、制度導入の検討依頼と併せて、県内ホテルで実施されているラーケーション制度利用者向けプログラムの情報提供を令和8年1月に行ったところです。 今後は、同制度の全国の普及状況を踏まえつつ、県内事業者の体験プログラム造成や県外へのPR強化に向けて、関係者等による会議体の設置も検討していきたいと考えております。</p>	文化観光スポーツ部
110	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<p>修学旅行で訪れる学生は、将来において沖縄への再来訪意向が高まる事や、修学旅行における平和学習の意義も含め、本県が誘致すべき重要な旅行形態の一つであることから、様々な誘致策を講じ継続的にプロモーションを実施して頂きたい。(4-6月の閑散時期への誘導、探求学習プログラムの深化、国際交流プログラムなど)</p>	④	<p>県では、教育旅行推進強化事業において、県外における修学旅行相談会の開催や学校・旅行関係者の招聘ツアーの実施など多様な誘致活動に取り組んでおります。 また、受け入れ体制の構築を行うため、県内関係事業者で組織する沖縄修学旅行推進協議会を設置し、各分野における体験プログラムにかかる勉強会など各種課題の解決に取り組んでおります。 引き続き、多方面において継続的なプロモーションを実施し、誘致に取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
111	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<p>沖縄県は、豊かな自然環境を活かした観光地として、国内外から高い評価を受けている。一方で、障害のある人や高齢者、医療的ケアが必要な子どもとその家族などにとっては、自然体験や観光を十分に楽しむことが難しい場面も少なくない。</p> <p>今後は、「誰もが安心して楽しめる観光地」であることが、観光地としての質を高め、選ばれ続けるための重要な要素となる。そこで本提言では、観光地のユニバーサル化を推進することにより、沖縄県全体の観光価値向上と新たな観光需要の創出を図る取組を強化する。あわせて、誰もが安心して楽しめる観光地を目指すとともに、その取組が結果として県内の福祉の充実にも寄与する形とする。</p> <p>具体的には、障害のある人や医療的ケアが必要な子ども、高齢者、乳幼児連れの家族など、これまで自然体験や観光を十分に楽しむことが難しかった層も安心して利用できる観光環境の整備を進める。</p> <p>まず、沖縄観光の象徴である「海」において、車椅子やベーカーで移動可能なバリアフリー海水浴場の整備を推進する。車椅子で移動できる環境は、赤ちゃん連れの家族にとっても利用しやすく、幅広い層の観光客の満足度向上につながる。</p> <p>あわせて、本土の海水浴場で一般的に見られる「海の家」の機能を取り入れ、畳敷きで靴を脱いで休めるスペースや、暑さを避けられる屋内休憩所、授乳・オムツ替え等に対応した設備を備えた、市町村営で管理可能な海水浴場の整備を検討する。これにより、観光と福祉の視点を併せ持った、安心・安全で持続可能な受け入れ体制の構築を図る。</p> <p>また、特別支援学校の修学旅行・教育旅行の受け入れ先として活用可能な、大規模バリアフリー公園の整備を推進する。知的障害のある子どもにも配慮した、分かりやすく安心できる空間設計とし、屋外遊具に加え、天候に左右されない屋内遊具を整備する。屋内遊具については有料化を検討し、持続可能な運営モデルの構築を図る。</p> <p>さらに、保護者や付き添い教員が無理なく過ごせるよう、遊具エリア周辺にカフェ等の休憩スペースを設け、見守りながら安心して休憩できる環境を整える。</p> <p>これらの取組は、北部地区を中心に、新規整備に限定せず、既存施設や未活用・低利用となっている公共施設の活用も視野に入れ、建設費等の初期投資を抑えながら、表現性と持続可能性の高い形で推進する。</p> <p>ユニバーサル化は特別な対応ではなく、観光地としての質を高め、結果として多くの人に選ばれる沖縄をつくるための取組である。</p>	④	<p>本県では、沖縄を訪れるすべての観光客が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず沖縄を楽しめるように、観光関連事業者による多種多様な受入環境整備の促進等を行ってまいりました。</p> <p>具体的には、「心のバリアフリー」推進に係るセミナーの実施及びアドバイザー派遣、関係各所と意見交換会、ユニバーサルツーリズム推進に係る取組状況調査等を行ってまいりました。</p> <p>今後は、ユニバーサルツーリズムに関する課題等を改めて整理するとともに、今後の支援のあり方を検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
112	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<p>沖縄県は、豊かな自然環境を活かした観光地として、国内外から高い評価を受けている。一方で、障害のある人や高齢者、医療的ケアが必要な子どもとその家族などにとっては、自然体験や観光を十分に楽しむことが難しい場面も少なくない。</p> <p>今後は、「誰もが安心して楽しめる観光地」であることが、観光地としての質を高め、選ばれ続けるための重要な要素となる。そこで本提言では、観光地のユニバーサル化を推進することにより、沖縄県全体の観光価値向上と新たな観光需要の創出を図る取組を強化する。あわせて、誰もが安心して楽しめる観光地を目指すとともに、その取組が結果として県内の福祉の充実にも寄与する形とする。</p> <p>具体的には、障害のある人や医療的ケアが必要な子ども、高齢者、乳幼児連れの家族など、これまで自然体験や観光を十分に楽しむことが難しかった層も安心して利用できる観光環境の整備を進める。</p> <p>・まず、沖縄観光の象徴である「海」において、車椅子やベビーカーで移動可能なバリアフリー海水浴場の整備を推進する。車椅子で移動できる環境は、赤ちゃん連れの家族にとっても利用しやすく、幅広い層の観光客の満足度向上につながる。</p> <p>あわせて、本土の海水浴場で一般的に見られる「海の家」の機能を取り入れ、畳敷きで靴を脱いで休めるスペースや、暑さを避けられる屋内休憩所、授乳・オムツ替え等に対応した設備を備えた、市町村で管理可能な海水浴場の整備を検討する。これにより、観光と福祉の視点を併せ持った、安心・安全で持続可能な受け入れ体制の構築を図る。</p> <p>・また、特別支援学校の修学旅行・教育旅行の受け入れ先として活用可能な、大規模バリアフリー公園の整備を推進する。知的障害のある子どもにも配慮した、分かりやすく安心できる空間設計とし、屋外遊具に加え、天候に左右されない屋内遊具を整備する。屋内遊具については有料化を検討し、持続可能な運営モデルの構築を図る。</p> <p>さらに、保護者や付き添い教員が無理なく過ごせるよう、遊具エリア周辺にカフェ等の休憩スペースを設け、見守りながら安心して休憩できる環境を整える。</p> <p>これらの取組は、北部地区を中心に、新規整備に限定せず、既存施設や未活用・低利用となっている公共施設の活用も視野に入れ、建設費等の初期投資を抑えながら、実現性と持続可能性の高い形で推進する。</p> <p>ユニバーサル化は特別な対応ではなく、観光地としての質を高め、結果として多くの人には選ばれる沖縄をつくるための取組である。</p>	⑥	<p>本県の海岸事業においては、海岸利用者に配慮したスロープの設置など、あざまサンサンビーチ等で整備しております。</p>	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
113	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	<p>沖縄県は、豊かな自然環境を活かした観光地として、国内外から高い評価を受けている。一方で、障害のある人や高齢者、医療的ケアが必要な子どもとその家族などにとっては、自然体験や観光を十分に楽しむことが難しい場面も少なくない。</p> <p>今後は、「誰もが安心して楽しめる観光地」であることが、観光地としての質を高め、選ばれ続けるための重要な要素となる。そこで本提言では、観光地のユニバーサル化を推進することにより、沖縄県全体の観光価値向上と新たな観光需要の創出を図る取組を強化する。あわせて、誰もが安心して楽しめる観光地を目指すとともに、その取組が結果として県内の福祉の充実にも寄与する形とする。</p> <p>具体的には、障害のある人や医療的ケアが必要な子ども、高齢者、乳幼児連れの家族など、これまで自然体験や観光を十分に楽しむことが難しかった層も安心して利用できる観光環境の整備を進める。</p> <p>/まず、沖縄観光の象徴である「海」において、車椅子やベビーカーで移動可能なバリアフリー海水浴場の整備を推進する。車椅子で移動できる環境は、赤ちゃん連れの家族にとっても利用しやすく、幅広い層の観光客の満足度向上につながる。</p> <p>あわせて、本土の海水浴場で一般的に見られる「海の家」の機能を取り入れ、畳敷きで靴を脱いで休めるスペースや、暑さを避けられる屋内休憩所、授乳・オムツ替え等に対応した設備を備えた、市町村営で管理可能な海水浴場の整備を検討する。これにより、観光と福祉の視点を併せ持った、安心・安全で持続可能な受け入れ体制の構築を図る。</p> <p>また、特別支援学校の修学旅行・教育旅行の受け入れ先として活用可能な、大規模バリアフリー公園の整備を推進する。知的障害のある子どもにも配慮した、分かりやすく安心できる空間設計とし、屋外遊具に加え、天候に左右されない屋内遊具を整備する。屋内遊具については有料化を検討し、持続可能な運営モデルの構築を図る。</p> <p>さらに、保護者や付き添い教員が無理なく過ごせるよう、遊具エリア周辺にカフェ等の休憩スペースを設け、見守りながら安心して休憩できる環境を整える。</p> <p>これらの取組は、北部地区を中心に、新規整備に限定せず、既存施設や未活用・低利用となっている公共施設の活用も視野に入れ、建設費等の初期投資を抑えながら、実現性と持続可能性の高い形で推進する。</p> <p>ユニバーサル化は特別な対応ではなく、観光地としての質を高め、結果として多くの人には選ばれる沖縄をつくるための取組である。</p>	④	<p>都市公園の整備・管理にあたっては、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づき、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを目的とした措置を講ずるとともに、公園施設の新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を図ってまいります。</p> <p>遊具の整備については、公園の種類・規模・性格、利用者のニーズ等を踏まえた上で、利用する子どもの年齢構成等に応じた遊びの形態を想定し、計画してまいります。</p>	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
114	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	コロナを経て、インバウンド市場を含め、沖縄でリゾートウェディングができるという認知が低下。消費者が世代交代する中で、多言語化を含めた情報発信が必要。沖縄県や県内観光関連事業者と一緒に取り組むべく、政策に反映していただきたい。	④	県では、カップル・アニバーサリー・ツーリズム事業において、県内観光関連事業者とともに国内外におけるプロモーション活動や情報発信のほか、受け入れ体制の構築に取り組んでおります。引き続き、当事業において継続的なプロモーションを行いながら、多言語対応などの受け入れ態勢の整備に取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
115	5. 観光(高付加価値化)	強化すべき取組	本県への入域観光客数増加に伴い観光客に快適に滞在頂くことに加えて、地域住民がストレスを感じない環境を担保することが重要と考えます。観光人流の特定地域への集中を抑制し、県内地域市町村への分散化を図るため(1)地域の人材不足課題を解消するための積極的なDX・デジタルソリューションの導入活用の推進と、市町村独自財源への導入活用が困難な場合はそれに要する財源の県・沖縄法による補助を検討頂きたい。	④	観光人流の特定地域への集中を抑制するため、観光案内所のAIコンシェルジュサービスにおいて、観光地周辺の道路状況をリアルタイムで発信しております。また、観光事業者の人材不足課題を解消するため、「観光事業者収益力向上サポート事業」において、観光事業者の無人化、省人化に資する取組みを支援しております。引き続き支援を継続し、積極的なDX・デジタルソリューションの導入活用を推進してまいります。	文化観光スポーツ部
116	5. 観光(高付加価値化)	その他	観光の高付加価値化を進める上で、宿泊施設の質の向上は不可欠であるが、県内の多くの宿泊施設では老朽化への対応、省エネ化、DX対応等に十分な投資が行えていないのが実情である。特に中小・家族経営の宿泊事業者に対し、施設改修や省エネルギー設備導入、業務効率化投資等を後押しする直接的な支援制度を、観光政策の一環として明確に位置付けることを要望する。	④	「観光事業者収益力向上サポート事業」において、観光事業者の無人化、省人化に資する施設の改修や業務効率化等への取組みも補助対象として支援しております。引き続き宿泊施設の質の向上につながる取組みに対して支援を継続してまいります。	文化観光スポーツ部
117	6. 観光(誘客促進)	現状・課題等	・「国際定期便についても就航におけるインセンティブを与える」旨の記載があるが、外国籍航空会社のみの観点でなく、県内企業保護の観点も含め、県内航空会社の国際線についてもフェアな競争環境となるよう考慮いただきたい。	③	こちらで述べているインセンティブとは、「着陸料及び航行援助施設利用料の軽減」を指しております。旅客便における着陸料及び航行援助施設利用料については、国内路線のみ軽減措置がなされており、国際路線については、軽減がない状態です。また、航空会社の国籍によって適用の有無等はございません。そのため、国内路線と同等の軽減を適用し、航空会社の運航コストの削減、ひいては路線の安定化・拡充を実現すべく、国交省等に対して毎年制度拡充の要請を行っております。軽減措置に拡充へ向け、引き続き取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
118	6. 観光(誘客促進)	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ過を経て外国人観光客が回復し、観光産業の一層の発展を推進する中で、沖縄県を訪れた観光客の満足度を上げるためには「ヒト」の輸送(移動方法)の拡充のみならず、訪れた人を満足させる「食」などのコンテンツを充実させる必要があると考える。 ・そのためには、全国の付加価値食材「モノ」を沖縄に運ぶための方法を拡充させるべきと考える。 ・また、「食」だけではなく、付加価値のある航空部品の輸送方法を拡充することで沖縄県が進めている「おきなわ航空関連産業クラスター形成」の後押し、更に新たな雇用の創出を県内外・海外へと波及することで、「ヒト」の国際交流拠点にも成り得ると考える。 ・尚、BCPの観点や、自然災害を含めた防災の観点から船舶のみだけではなく、航空機での「モノ」を沖縄へ運ぶことができる手段を拡充し、県民の満足度(食料不足不安の解消)向上にも繋がると考える。 	④	沖縄観光の「量」から「質」への転換に向けて、食を含めた観光コンテンツの磨き上げを進めています。長い歴史や諸外国との交流の中で人々の生活に根付いて育まれてきた沖縄の食文化を楽しみ、その背景にある習慣・伝統・歴史・文化等のストーリーやふさわしい表現など適切な提供のあり方を伴った形のモデルコースの造成や海外への販路形成等を実施しているところです。	文化観光スポーツ部
				④	沖縄に「モノ」を運ぶための方法の拡充については、関係部署と連携し、海上路線を含めた路線の拡充に向けて取り組んでまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
119	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客の更なる取り込みについては、定量的なデータを基に体系化された観光マーケティング活動の強化や高付加価値なコンテンツ開発、海外市場へのアプローチ強化のほか、経済界・DMCなど地域一体となった推進組織への拡大など、地域DMO機能の強化が必要 取り組み強化に向けた自主財源確保策として目的税の一部の活用と、地域事業者との連携体制構築を図る 	④	外国人観光客の更なる取り込みのためには、地域DMOの機能強化が喫緊の課題であると認識しており、県としては各DMOと引き続き意見交換や聞き取りを行い、抽出した課題に対して観光まちづくりアドバイザーの派遣などで支援を行ってまいります。DMOの機能強化に向けては、自主財源確保のほか、地域DMOの関係市町村からの宿泊税を活用した支援が想定されます。引き続き、地域DMO及び関係市町村と、官民一体となった連携体制構築について意見交換してまいります。	文化観光スポーツ部
120	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> 着陸料及び航行援助施設利用料に係る特例措置の延長と国際旅客便及び国内貨物専用便に係る軽減の拡充については、引き続きご検討願いたい。 那覇空港における保安料についても見直し等をご検討願いたい。令和9年/4月以降に旅客(受益者)負担となる想定元、保安料単価の値上げが検討されている。値上げによる原資を活用し旅客保安検査費用を全額国管理空港が補助することとされているが、効率的な運営により実質航空事業者の負担が増えないようご検討願いたい。 	③	航空会社の運航コストの削減、ひいては路線の安定化・拡充を実現すべく、国交省等に対して毎年着陸料及び航行援助施設利用料軽減措置の継続及び拡充の要請を行っておりますので、継続して取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
				③	いただきましたご意見を踏まえ、国内貨物専用便に係る着陸料及び航行援助施設利用料の特例措置の延長を求めています。	商工労働部
				③	離島航空路の確保・維持については、政策分野「1. 離島等」に記載しております。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
121	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	<p>【離島路線航空機に係る着陸料・燃料税軽減措置の恒久化・拡充】</p> <p>「着陸料及び航行援助施設利用料に係る特例措置の延長」に強く賛同する。特に小型機による多頻度運航(着陸回数が多い)を行う事業形態においては、着陸料や燃料税の公租公課負担は重い状況である。離島住民の足を将来にわたり維持するためには、公租公課の減免幅のさらなる拡充と、特例措置の恒久化を要望する。併せて、離島路線維持の観点から県管理空港の公租公課の減免幅を拡充し、離島空港を安定的に維持管理するための新たな財政支援スキーム確立も要望する。</p>	③	航空会社の運航コストの削減、ひいては路線の安定化・拡充を実現すべく、国交省等に対して毎年着陸料及び航行援助施設利用料軽減措置の継続及び拡充の要請を行っておりますので、継続して取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部
				③	「1. 離島等」の「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
				④	土木建築部では、離島振興を推進する観点から、県管理空港の離島路線について、航空利用者の負担軽減を図るため、普通着陸料は本則の20%、特別着陸料は本則の30%に減額しているところです。着陸料を含めた空港使用料は空港の維持管理に充てられており、その費用は年々増加傾向であります。そのため、離島振興と離島空港の維持管理のバランスを図りながら、今後も空港運営に努めてまいります。	土木建築部
122	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	高付加価値化および誘客促進の具体的ターゲットとして、「リゾートウエディング」および「アニバーサリートラベル(記念日旅行)」を明記。これらは経済波及効果が高いだけでなく、挙式後の再訪(リピータ化)に直結する重要な市場。アジア圏を含めた誘致強化や、特別な体験を提供する受入環境の整備を政策として後押しすることも重要。	④	県では、プロポーズ、リゾートウエディング、ハネムーン、パウ・リニューアルなどのカップルアニバーサリーツーリズムの推進を図るため、引き続きカップルアニバーサリーツーリズム事業において国内外におけるプロモーション活動及びブランディングを展開し、県内観光消費額の向上及びカップルアニバーサリー前後の観光により滞在日数の増加に向けて努めてまいります。あわせて県内観光関連事業者とともに受入環境の整備に努めてまいります。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
123	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	ラーケーション制度の導入促進について 同制度は、①観光産業や地域経済の活性化、②子どもの主体的な学びを促進、③家族と過ごす時間の確保・外出機会の創出、④働き方改革の推進など多くのメリットがあることから、県内各市町村の小中学校における早期導入および県外ファミリーの誘客促進に向け「ラーケーション制度」の県内事業者受け入れ体制整備(体験プログラム造成)と県外へのPR強化が必要である。	④	ご意見の通り、ラーケーション制度の導入により多くのメリットがあると認識しており、市町村に対し、制度導入の検討依頼と併せて、県内ホテルで実施されているラーケーション制度利用者向けプログラムの情報提供を令和8年1月に行ったところ、今後は、同制度の全国の普及状況を踏まえつつ、県内事業者の体験プログラム造成や県外へのPR強化に向けて、関係者等による会議体の設置も検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
124	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	・上記の現状を踏まえた上で、航空燃料税・着陸料及び航行援助施設利用料の特例措置だけでなく、航空機の運航において最もコスト負担が大きい航空燃料に対する助成等が、「モノ」を運ぶ方法の拡充の推進に繋がると考える。	④	航空機燃料費は、価格転嫁により受益者負担されるべきものであると考えており、輸送の安定化の実現に資する取組についての検討を進めてまいりたいと考えております。	商工労働部
125	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	観光と地元の特産品(県産品)は密接にかかわっているため、県産品の販路拡大のためには、観光客の誘致は必須であり、離島県である沖縄県にとって、航空路線は人流・物流共に最も重要な手段である。 定款上、県産品の販路拡大と沖縄物流ハブ機能を活用した国際物流拠点の構築を図ることを目的としている当社としては、国内外の航空路線の安定化と新規路線の誘致による観光客の誘致促進と併せ、国内貨物専用便の航空機燃料税や着陸料等の軽減措置は大変重要であり、将来的には国際運行も見据えた制度の維持・拡充を図ってほしい。	③	いただきましたご意見を踏まえ、航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置の維持を求めてまいります。	商工労働部
126	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	沖縄への国内観光客数は今後横ばいとなる見通し。また訪日観光客数についても令和7年度までのような大きな伸びは期待薄。 こうした状況下において航空運賃は沖縄が選ばれるための大きな要因であり、軽減措置の終了による航空運賃上昇となればその影響は大と考えます。 については、現状航空機燃料の軽減措置の期限は令和9年5月までですが、それ以降の継続措置も検討頂きたい。	③	航空機燃料税の軽減措置の継続に関しては、税制改正の際に継続要請を予定しています。引き続き軽減制度の継続実現へ向け関係各所と連携し努めてまいります。	文化観光スポーツ部
127	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	上述No.126に関して、特に「修学旅行」に対しては、軽減措置の措置割合を加重頂きたい。 沖縄への修学旅行実施校が大きく減少しており、また平均滞在日数も減少しています。こうした状況に歯止めをかけ、リピータ化につなげるためにも、修学旅行・教育旅行団体への軽減措置の措置割合を加重頂き、航空運賃(所謂SE運賃)の減額に繋げて頂きたい。	⑥	当県における修学旅行の取り込みの重要性を認識しております。 しかし、公租公課については、航空機燃料税は当該空港での給油量に応じて、着陸料及び航行援助施設利用料については、当該空港へのフライト及び着陸に対して発生する費用であるため、乗客の属性(個人、団体旅行等)に応じての軽減は制度の性質上適さないと考えます。 そのため、既存の軽減措置の継続と国際路線については、国内路線と同等の軽減措置の実現を目指し、継続して国交省等への要請をはじめ、取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
128	6. 観光(誘客促進)	強化すべき取組	那覇空港における国際路線の拡大と継続・安定的な航空便就航に向けた取組が必要と考えます。 1)国際路線の新規就航に向けてのメリットとしては、 ・訪日入域客の増加 ・県内の生産物の輸出拡大 ・人口流入 ・企業立地 ・文化交流等の促進 などが期待されます。 2)継続・安定的な就航に向けた取組の強化 ・双方向の交流人口の拡大の為、県民の利用促進・沖縄発の旅客を増やすことが重要です。 具体例:渡航費用の支援、県立学校の修学旅行への利用補助が必要であり検討頂きたい。	④	国際路線の拡大と安定化へ向けた取り組みは重要であると考えております。 現在、沖縄観光グローバル事業の「空港国際線活性化事業」にて、路線の誘致活動に加え、県民及び那覇空港利用者の国際路線の認知向上、利用促進を目的としたイベントや広告(空港ターミナル内、モノレール車両/駅舎)を実施しているところです。引き続き、路線拡大、安定化のための取組を進めてまいります。	文化観光スポーツ部
129	6. 観光(誘客促進)	その他	沖縄振興及び訪日外国人旅行者に係る地方誘客の促進を図るための先導的事業として、沖縄県に所在する空港、港湾を利用して日本から出国する者に係る国際観光旅客税を免除する。合わせて、当該者が沖縄県に所在する空港、港湾を利用して日本に入国する場合、当該者の国際観光旅客税の特別徴収義務者である国際旅客運送事業者に対し、利用者一人につき国際観光旅客税相当額の補助金を交付する。	④	本県の観光産業が持続的な成長を遂げるためには、経営をリードできる人材の確保が重要であると認識しています。 今後は、「宿泊税」を活用し、県内の観光関連事業に従事する方々を対象とした、戦略的な「観光経営人材」の育成を強化します。 具体的には、高度なマネジメント手法や収益管理を学ぶ研修に加え、観光DXを推進するために不可欠な「AI・データ活用」の実践的なスキル習得を支援してまいります。 こうした施策を通じて、現場のデジタル化と経営力の向上を同時に進め、地元人材が中心となって観光ビジネスを力強く牽引できる体制を構築してまいります。	文化観光スポーツ部
130	7. 観光(スポーツ推進)	強化すべき取組	・沖縄が持続可能な地域として発展し続けるために二次交通の強化は必要と認識。那覇・中部(北谷・沖縄市)・北部(名護)をハブとした二次交通ネットワークを、陸路・海路・空路を連携させた考え方を踏まえて構築していくべき。 ・スポーツツーリズム推進に資する項目として、沖縄サントリーアリーナへの送客についても、上記の考え方を踏まえて構築していくべきと考える。	③	交通施策の推進に当たっては、まちづくり、観光等の連携を強化する必要があり、交通施策に関する各種計画を一元的に集約し、総合的な企画・調整を行い、効果的なプロジェクト創出等を行う組織体制も整備しながら、検討を進めてまいります。	企画部
				④	観光客の交通利便性の向上及び交通渋滞の緩和を図るため、県では観光2次交通結節点の設置や観光拠点間のバス運行に対し補助事業を行っています。引き続き観光2次交通の取組を推進します。 沖縄サントリーアリーナで開催されるイベントについては、主催者等においてイオンモール沖縄ライカムからシャトルバスが運行され対応がなされているところです。基本的には大規模な駐車場を有し、幹線となる路線バスが付近を通るイオンモール沖縄ライカムへの案内を促すこととし、貴提案についても研究していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
131	7. 観光(スポーツ推進)	強化すべき取組	サッカーや野球のキャンプ地に対し、高照度LED照明の設置や冷房設備を備えた室内練習場の整備を集中的に行う。温暖化対策に加え、暑さが緩和される朝・夕の練習に対応できる環境を整え、Jリーグ等のキャンプ地変更リスクに対応しつつ、国際的な誘致競争力を高める。	③	政策提言「スポーツツーリズム推進のための施設整備」は、ご意見いただいたサッカーや野球キャンプ等の継続、新規獲得につながる施設整備補助を想定した内容となっております。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
132	7. 観光(スポーツ推進)	強化すべき取組	政策提言(素案)では、P18において、スポーツツーリズムの推進を謳っているが、内容は、箱物施設の整備を前提としたものである。箱物施設については、離島では、初期投資及び後年度負担を考慮すると到底対応できない。しかしながら、冬場のオフシーズン対策は喫緊の課題である。離島に適したスポーツツーリズムメニューとして、「サイクリング」「ウォーキング」はオフシーズン対策として最も有望なメニューである。そのための道路におけるサイクリングゾーンの整備は必要不可欠であり、このことは国の第3次自転車活用推進計画を踏まえたナショナルサイクリングルートの認定により中・長期的には台湾を中心にしたサイクリストの誘致にもつながり、ひいては町民の観光増進にも寄与する。	④	土木建築部では、国の自転車活用推進計画、沖縄県自転車活用推進計画等に基づき、県管理道路における自転車通行空間の整備を進めております。 土木建築部としては引き続き、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策「3-(12)-エ-⑤過度な自家用車利用からの転換」に基づき、自転車通行空間の整備を進めると共に、文化観光スポーツ部とも連携の上、サイクルツーリズムの推進に取り組んでまいります。	土木建築部
133	7. 観光(スポーツ推進)	強化すべき取組	県内児童・生徒の県外遠征や大会出場(県代表)などの家庭の負担は大きい。(貧困課題による子供の可能性消滅)スポーツコンベンション、ツーリズム推進による県民のスポーツ競技力向上、スポーツビジネス人財創出の観点でも上記負担軽減の策を講じ、推進により自分たちの活躍・活動の場が広がる実感を得ることで、観光政策、スポーツ推進への県民理解の策とする。(観光への県民理解促進とスポーツ活性)	⑥	中学校・高校の部活動については、次年度から教育庁が基金を設立し派遣費補助の拡充をいたします。 小学生大会派遣費への支援は、指導者資格を有するスポーツ少年団を対象としており、離島の児童をがスポーツ少年団主催の県大会へ参加する際に派遣費の補助をしております。スポーツ少年団が主催する全国大会等についてはいくつかあるものの、沖振法に基づく財政支援を制度化するには、対象が少ないことから、なじまないと考えています。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
134	8. 産業振興 (情報通信産業)	環境の変化等	<p>【企業誘致数指標、雇用者数指標から労働生産性指標への転換】</p> <p>本県の情報通信産業は、「モノによらない産業の創出」(特に若年非熟練労働者の)雇用創出」(県外からの収益を得られる産業の創出)を目的として、主として企業誘致により集積がなされてきた。</p> <p>その結果、現在では情報通信業は全国17位の集積を実現するに至った(令和3年経済センサス)。</p> <p>しかし、情報通信業のうち、情報サービス業(主としてソフトウェア開発業)、インターネット付随サービス業の労働生産性は全国的に見て常に低位で推移しており、労働集約型産業の限界が顕在化している。</p> <p>そのため、今後は数(企業数、雇用者数)よりも質(売上高、利益率、給与総額、労働生産性)を重視する必要がある。</p> <p>具体的には以下の視点が必要である。</p> <p>① 企業数・雇用者数を成果とする指標から、売上高を始めとする労働生産性構成要素を評価する指標への転換</p> <p>② 労働集約型産業の集積から、設備集約型、知識集約型、資本集約型企業の誘致・設立の支援への転換</p> <p>③ 「沖縄県の情報通信関連産業」の抜本的な見直し</p> <p>④ 具体的には産業定義、支援対象範囲、統計や制度上の区分が挙げられる。</p> <p>※但し、企業誘致数や雇用者数は行政活動に直結する「行政の自己成果」であるのに対し、売上高や労働生産性等は、企業活動を通じて現れる「産業活動の成果」であり、行政はこれを観察・評価し、環境整備や政策対応につなげる立場にあることが、従来と異なる点である。</p>	④	<p>県では、令和4年度に策定した「おきなわSmart産業ビジョン(以下、「ビジョン」という。)」において、情報通信産業が変革を通じて稼げる産業へと成長すること等を基本目標に、そのKGI(重要目標達成指標)を労働生産性としております。</p> <p>また、ビジョンでは、産業全体の売上高をKPI(重要業績評価指標)としているほか、先端技術等に精通したIT産業の高度化や産業DXに資する企業の誘致に重点的に取り組むこととしております。このほか、ビジョン策定時に情報通信産業として施策の対象とする業種分類の見直しを行っております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
135	8. 産業振興(情報通信産業)	現状・課題等	<p>・沖縄振興において、「AI」と「量子コンピューティング」は大きな影響を与える。「AI」は沖縄の地理的不利性を跳ね返せる付加価値を生み出す可能性があり、OISTでは量子コンピューティングの研究が進んでいることから、これらを産業につなげる取り組みが必要</p> <p>・通信規格「6G」の整備については産業への寄与が大きいことから、沖縄から先行して整備することを目指していくことが必要。</p>	⑤	<p>6Gは、今後のAI社会を支える次世代のデジタルインフラと認識しています。</p> <p>一方、このような新技術の導入や普及を促進するには、鍵となるユースケースの実証が必要と考えています。</p> <p>県としては、内閣府が実施する次世代の高速通信環境(APN等)を利用した実証事業を通じ、県内産業に寄与する新たなデジタルインフラについて検討したいと考えています。</p>	商工労働部
136	8. 産業振興(情報通信産業)	現状・課題等	<p>【AI時代に対応したIT人材のスキル転換支援（プロンプトエンジニアリング教育の推進）】</p> <p>生成AIの急速な普及により、ソフトウェア開発の手法は根本的な変革期を迎えている。従来型のプログラミングスキルのみでは対応が困難な業務が増加する中、AIを効果的に活用してソフトウェアを開発する「プロンプトエンジニアリング」の技能が情報通信産業の労働生産性向上に不可欠となっている。</p> <p>本県の情報通信産業は、企業数や雇用者数では国内上位から中位の産業集積を成し遂げている一方、従業者1人あたりの売上額や給与、労働生産性の面では依然として国内下位に位置している。この課題を解消し、県内IT人材の付加価値を飛躍的に高めるためには、既存のプログラマー・エンジニアに対するプロンプトエンジニアリング教育を含むAI活用スキルの習得支援が急務である。</p> <p>具体的には、以下の取組を提言する。</p> <p>①情報通信産業振興地域・特別地区における人材投資の税額控除の対象に、プロンプトエンジニアリング等のAI関連スキル研修費用を明示的に含めること</p> <p>②県内IT企業の従業員を対象としたプロンプトエンジニアリング研修プログラムの開発・実施に対する補助制度の創設</p> <p>③AI活用による開発生産性向上の実証事業を県内IT企業と連携して実施し、成果を業界全体に展開する仕組みの構築</p>	③	<p>AI・デジタル分野の人材育成については、労働生産性の向上や人手不足の解消、新たなサービスの創出等に資するもので、その利活用に向けた支援は産業成長を促進する上で重要であると認識しております。</p> <p>このため、県においては、県内事業者が、急速に進展するAI時代に対応し、更なる成長を実現できるよう、県内関係団体等と連携し、AIを活用するためのリテラシー教育や高度IT人材の育成、新たなビジネスモデルの創出支援等に取り組んでいるところです。</p> <p>また、情報通信産業振興地域における人材投資に要した費用の税額控除については、AI関連スキル研修を含めた人材育成全般を幅広く対象とする方向で政策提言を行うこととしております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
137	8. 産業振興 (情報通信産業)	現状・課題等	<p>【税制優遇対象産業の再検討】</p> <p>本県では、情報通信関連企業の立地インセンティブとして特区制度と地域制度の2つを持つが、〈現状・課題等〉にあるように、活用が伸び悩んでいるとされている。</p> <p>その原因は、本県に多く集積する労働集約型の情報通信関連産業は、投資や利益が税制優遇制度に見合うレベルに至らないことにあると考えられる。</p> <p>税制優遇制度に見合うレベルの企業は、一つには通信業などの設備集約型産業、もう一つは精密製造業等に代表される高付加価値産業が挙げられる。</p> <p>つまり、労働集約型産業に対して、高投資・高付加価値産業に親和性の高い制度を当てはめていることがミスマッチの原因と考えられる。</p> <p>そのため、税制優遇制度の内容を議論する以前に、当該制度が産業特性と整合しているかという観点から、対象産業そのものを再検討することが必須である。</p>	③	<p>現行の税制特例措置については、付加価値の高い事業者の立地を促進するインセンティブとなっているほか、県内の通信・ITインフラ事業者に広く活用されております。</p> <p>一方、ご意見にもあるとおり、税制特例措置のあり方等については、本県に集積する情報通信産業の特性を踏まえ、検討を行う必要があると認識しております。</p> <p>このため、今回、幅広い業種で活用が期待できる人材投資に対する税額控除の創設について、政策提言を行うこととしております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
138	8. 産業振興 (情報通信産業)	現状・課題等	<p>【DX推進の基盤となるサイバーセキュリティ人材・体制の整備】</p> <p>素案全体を通じて「デジタル化・DX推進の加速」が環境変化として認識されているにもかかわらず、DXの推進と表裏一体の関係にあるサイバーセキュリティに関する記述が一切見られない。これは政策提言として重大な欠落であると考えます。</p> <p>DXの進展に伴い、行政機関や県内企業が取り扱うデジタルデータの量と重要度は飛躍的に増大しており、サイバー攻撃のリスクも比例して高まっている。全国的にランサムウェア被害や自治体システムへの攻撃が相次ぐ中、本県においてもDX推進と並行してサイバーセキュリティの確保に取り組まなければ、デジタル化の恩恵が脆弱性に転じかねない。特に、県内企業の殆どが中小・零細企業であり、自社でセキュリティ専門人材を確保することが困難な実態がある。</p> <p>具体的には、以下の取組を提言する。</p> <p>①情報通信産業振興地域・特別地区制度において、サイバーセキュリティ関連事業を明示的に対象業種に含めること</p> <p>②県内中小企業のセキュリティ対策導入（脆弱性診断、インシデント対応体制構築、従業員教育等）に対する補助制度の創設</p> <p>③サイバーセキュリティ専門人材の育成プログラム（情報処理安全確保支援士等の資格取得支援を含む）の実施に対する財政支援</p>	④	<p>サイバーセキュリティ人材・体制の整備については、全国的にもランサムウェア等の重大なインシデントが相次ぐなど、セキュリティリスクが高まっており、本県においても対策を講じることが重要であると認識しております。</p> <p>このため、県においては、情報セキュリティサービス事業者による情報通信産業振興地域・特区の活用を促進するとともに、県内関係団体等と連携し、サイバーセキュリティ人材の育成に取り組んでおります。</p> <p>また、県内中小企業の従業員等を対象としたサイバーセキュリティに関する意識啓発に取り組むなど、ユーザー企業側の人材育成にも注力しております。</p> <p>県としては、情報セキュリティサービス事業者の集積や人材育成に取り組むとともに、国の政策動向等も踏まえながら必要な取組について検討してまいります。</p>	商工労働部
139	8. 産業振興(情報通信産業)	強化すべき取組	<p>・AI×量子が実現した際のデータセンターとデータセンター間をつなぐ6Gの整備</p> <p>・AI×量子の産業化に向けて、AI活用や開発ができる人材などの育成に向けた取組</p>	⑤	<p>6Gは、今後のAI社会を支える次世代のデジタルインフラと認識しています。</p> <p>一方、このような新技術の導入や普及を促進するには、鍵となるユースケースの実証が必要と考えています。</p> <p>県としては、内閣府が実施する次世代の高速通信環境(APN等)を利用した実証事業を通じ、県内産業に寄与する新たなデジタルインフラについて検討したいと考えています。</p> <p>また、AIや量子技術の産業化を支える人材育成につきましては、次世代のデジタル社会において、本県産業の成長を図るうえで重要であると認識しております。</p> <p>県では、高度なデジタル技術や先端的なITビジネスのノウハウを習得し、高単価な開発業務に対応できる人材の育成に取り組んでおり、引き続き県内IT企業の技術力、開発力の高度化を図ってまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
140	8. 産業振興(情報通信産業)	強化すべき取組	<p>○強化すべき取組に記載のある認定要件の緩和について、「専ら要件」に加え、情報産業技術の急速な発展や事業環境の変化に対応する観点から、「ソフトウェア(無形固定資産)」についても対象資産に含めることを検討いただきたい。</p> <p>【理由】●●では、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を担当しており、ソフトウェアが対象資産かどうか、事業者からの問い合わせも複数件あることから、ニーズが高いものと思量されるため。</p>	②	ご意見を踏まえ、政策提言を行うこととしております。	商工労働部
141	8. 産業振興(情報通信産業)	強化すべき取組	<p>【ソフトウェア開発業における事業構造転換支援の充実】</p> <p>本県のソフトウェア開発業を概観すると、労働生産性が全国低位にとどまっている背景は、個別企業の努力や技術力の問題というよりも、次のような構造的要因により整理できる。</p> <p>① 国内ソフトウェア産業が価格競争・人月取引を前提としたコスト産業化の構造にあること</p> <p>② 国内産業構造において、系列型・下請型の受託開発の末端に位置付けられていること</p> <p>③ 自社の事業・製品を持たず、技術代行業としての役割に固定されていること</p> <p>④ 事業設計、価格戦略、人材配置等を担うマネジメントや経営スキルが十分に蓄積されていないこと</p> <p>このため、従来の技術教育や人材育成を中心とした支援に加え、次の取組を重点的に進める必要がある。</p> <p>① 国内の系列型受託開発構造に依存しない、独自の事業チャネル・顧客開拓に向けた中長期的な支援</p> <p>② 下請・技術代行型の業態から、自社主導型の事業への転換を促す中長期的な支援</p> <p>③ 技術教育にとどまらず、マネジメント、経営、事業戦略等に関する教育・リスクリング支援</p>	④	<p>ソフトウェア開発業を含む情報通信産業の労働生産性向上を図る対策を講じることが重要であると認識しております。このため、県においては、県内IT企業による次の取組等に対して支援を行っております。</p> <p>① Webサービスによる県内外企業とのマッチング</p> <p>② 県内IT企業による新規事業創出のためのビジネスモデル構築や製品・サービスの高付加価値化を目的とした新技術の導入・開発</p> <p>③ 県内IT企業による高度な業務の受注や高付加価値なビジネスへの転換に必要な技術力やマネジメント力等の強化を目的とした人材育成</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
142	8. 産業振興 (情報通信産業)	強化すべき取組	<p>1. 税制による支援の拡充</p> <p>①既存事業の拡大や新規事業の創出に向けた人材への投資は必須となっている。IT企業の成長を支えるため、人材育成に対する投資についても制度の対象に加えて頂きたい。</p> <p>【目的】 IT 業界を取り巻く環境は常に進化し続けているが、特に昨年末からの生成AI の進化のスピードは誰もが考えていたレベルを大きく超え、IT 業界のビジネスの根幹を変えるほどの勢いがある。これまで培ってきたノウハウや技術なども再度、見つめ直し新たなビジネスの構築やこれまでのビジネスの再構築を行うことが必須となっている。</p> <p>沖縄県におかれてはこれまで多くのご支援をいただき、IT 関連事業者の発展に大きくご尽力賜ったことに心より厚く御礼申し上げます。</p> <p>そこで、この外部環境の大きな変化を踏まえ、各社で行っている対策だけでは遅れが生じるため、IT 関連業界としてこれまでの事業の見直しと拡大、新規ビジネスの創出のご支援を賜りたくご支援をお願い申し上げます。</p>	③	<p>情報通信産業の競争力の強化やビジネスモデルの高度化に向けて、人材投資の促進を図ることは重要であると認識しております。</p> <p>このため、今回、情報通信産業振興地域制度における当該経費に対する税額控除の新設について政策提言を行うこととしております。</p>	商工労働部
143	8. 産業振興 (情報通信産業)	強化すべき取組	<p>1. 税制による支援の拡充</p> <p>②控除率の引き上げにより優遇措置を強化して頂きたい。</p> <p>※目的は、No.142と同じ</p>	⑤	<p>情報通信産業振興地域・特別地区における控除率の引き上げについては、制度の活用を促進するインセンティブになると期待されます。一方で、その拡充にあたっては、本県の他の税制特例や国の類似制度とのバランスを十分に踏まえた上で関係部局等と慎重に検討する必要があると考えております。</p>	商工労働部
144	8. 産業振興 (情報通信産業)	強化すべき取組	<p>1. 税制による支援の拡充</p> <p>③地域制度については、対象資産取得前の事前申請のみならず、対象資産の取得から2年以内などの条件付きで事後申請も行えるようにして頂きたい。</p> <p>※目的は、No.142と同じ</p>	②	<p>対象資産取得後の事後申請については、企業の事業活動に即した柔軟な制度運営を可能とするものであり、制度活用の促進に資すると考えられることから、「強化すべき取組」に「対象資産取得前の事前認定要件の緩和」を追加しております。</p>	商工労働部
145	8. 産業振興 (情報通信産業)	強化すべき取組	<p>1. 税制による支援の拡充</p> <p>④地域制度については、対象地域を県内全域に拡大して頂きたい。</p> <p>※目的は、No.142と同じ</p>	②	<p>対象地域の拡大については、現行制度で対象となっていない小規模離島や過疎地域におけるIT関連の設備投資を促し、これにより当該地域における企業誘致やDXの推進など、地域振興に繋がると考えられることから、「強化すべき取組」に「対象地域を県内市町村のすべてに拡充」を追加しております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
146	8. 産業振興 (情報通信産業)	強化すべき取組	<p>3. その他意見</p> <p>現行制度は、県内IT企業のニーズに即しておらず活用が難しいと考えられるため、県内IT企業に対する詳細な調査等を実施し、前記1及び2以外の制度の見直しについても検討して頂きたい。</p> <p>※目的は、No.142と同じ</p>	④	<p>制度の見直しにあたっては、IT産業を取り巻く環境の変化や課題を的確に把握する必要があると認識しております。</p> <p>県内IT企業のニーズに即した利用しやすい制度となるよう、引き続き、必要に応じて関係団体や個別企業に対するヒアリングやアンケート等を行いながら、取り組んでまいります。</p>	商工労働部
147	8. 産業振興(情報通信産業)	その他	<p>沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)において、事業者が円滑に設備投資等を実施できる環境を整備し、多くの事業者を誘引するとともに、更なる産業の集積・振興を図るため、事業者の資金調達等に関する支援措置として、新たな保険特例(「観光地形成促進関連特例」「情報通信産業振興関連特例」「産業高度化・事業革新関連特例」「国際物流拠点産業集積関連特例」「経済金融活性化関連特例」)が、令和4年4月1日施行で創設されました。</p> <p>同制度については、9,350万円の保証承諾実績(令和7年12月時点)があり、後期も引き続き同保険特例の支援措置を活用していきたいと考えております。</p> <p>(参考)</p> <p>同保険特例の支援措置は、保証協会の保証限度額を一般分(2億8千万円)と別枠とし、一般分より填補率を引き上げ、保険料率を引き下げているものである。</p>	④	<p>沖縄県融資制度においても、左記保険特例を活用した「沖縄振興特別措置法関連資金」を創設しており、税制特区の担当部署とも連携しながら当該資金の周知を行い、利用促進に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>後期も引き続き同保険特例の活用が図られるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働部
148	8. 産業振興 (情報通信産業)	その他	<p>2. 制度運用等の改善について</p> <p>①制度の適用要件等を簡素化するとともに、ガイドラインや事例集の提供を通じて活用促進を図って頂きたい。</p> <p>※目的は、No.142と同じ</p>	⑤	<p>県では、制度の活用促進を図るため、申請要件や手続を解説した手引やQ&A、活用事例を掲載したリーフレットの配布及びWebサイトでの発信等を行っております。</p> <p>また、制度の適用要件等の簡素化については、本県の他の税制特例や国の類似制度とのバランスを十分に踏まえた上で関係部局等と慎重に検討する必要があると考えております。</p>	商工労働部
149	8. 産業振興 (情報通信産業)	その他	<p>2. 制度運用等の改善について</p> <p>②制度の周知強化を図るため、県による定期的な説明会やセミナー等を開催して頂きたい。</p> <p>※目的は、No.142と同じ</p>	④	<p>県では、制度の周知を図るため、各種セミナーや出張相談会等を開催しております</p> <p>引き続き、制度周知の強化に向けて、貴団体をはじめとする関係機関と一層の連携を図り、取り組んでまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
150	8. 産業振興 (情報通信産業)	その他	2. 制度運用等の改善について ③制度を知らずに活用できていない企業もあると考えられることから、税理士等を通じて顧問先企業への制度周知を行って頂きたい。 ※目的は、No.142と同じ	④	ご意見のあります税理士等を通じた顧問先企業への制度周知については、税理士会をはじめとする関係機関と連携を図り、取組の実施に向けて検討してまいります。	商工労働部
151	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	環境の変化等	(航空MRO)シンガポールをモデルケースとして掲げているが、シンガポールは、近年、人件費の高騰によりコスト競争力を失い、MRO事業がより人件費の安いマレーシア等へシフトしているのが実情である。沖縄の人件費は他のアジア諸国と比較して依然として高く、価格競争力に根本的な弱みを抱えている。昨今の円安が一時的に国内整備の価格優位性を生み出しているように見えるが、これは為替変動に依存した不安定なものであり、MRO事業の事業性(収支計画、ターゲット別市場と需要想定、為替リスク・ベースケース108円シミュレーション)および責任の所在(事業主体と県の役割分担)について明確にする必要があると考える。	③	MRO事業を中核とする産業クラスターの形成を進めていくためには、沖縄独自の価値を創出することによって海外MROとの競争力を確保し、より付加価値の高い需要の獲得にシフトする必要があると考えております。貴社からいただいた意見も参考にしながら、県の取組と民間事業者との役割分担のあり方について研究してまいります。	商工労働部
152	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	現状・課題等	・衛星やHAPSなどの新しい航空・宇宙技術の進展や、次世代通信技術6Gを見据えた大容量・低遅延通信の需要が高まる中、海洋監視、防災、農林水産など幅広い分野でのデータ活用が重要性を増している。沖縄は亜熱帯性気候と広大な海域を有し、こうしたデータの受信・解析や実証に適した地域特性を持つ。 ・国においても、宇宙関連技術の研究開発支援やデータ活用基盤の整備が進められており、地方における宇宙データ活用拠点の形成が求められている。沖縄では、海洋環境保全や災害対応など地域課題との親和性が高く、航空・宇宙関連産業の新たな展開が期待されている。	③	ご提案のとおり、県においても航空・宇宙関連産業については、今後、新たな展開が期待される分野であると考えており、県管理空港への立地促進に取り組んでいきたいと考えております。	土木建築部
153	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	現状・課題等	(航空MRO/人材)航空整備に関わる人材は高度な技術的判断や開発・分析を担う「技術者(エンジニア)」と、主に現場での定型的な作業を担う「作業員(メカニック)」に分類されるが、作業員=労働力を安く売るビジネスモデルではなく、例えばエンジニアとしての技術力の価値を売るビジネスモデルを指向すべきであり、優秀な整備士や技術者人材の安定的育成を航空産業クラスター構想の基盤として位置づけるべきである。そのための施設等の充実を図ることが望ましい。	③	県では、令和8年度に航空人材育成計画(仮称)の策定に取り組むこととしており、航空関連の技術者(エンジニア、メカニック等)をはじめ、優秀な人材をどのように育成し、安定確保していくべきか、そのための教育訓練施設のあり方も含めて、産学官の関係者と意見交換をしながら、検討してまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
154	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	現状・課題等	(航空MRO/事業領域・整備施設) 2030/40/50年における那覇空港の施設変遷の青写真を描き、各フェーズにおける課題の検討が必要ではないかと考える。現在外航機整備について●●はドック整備(新規ビジネス領域)、●●はライン整備(既存ビジネス領域)を実質的に担っており、新規ビジネス領域に対し公的支援が出ていると認識している。●●のライン整備について、1,990年代からは外航機受託を実施しており、既に年間5,406機の実績があるなど、公的補助を受けずに事業を行っている。新規ビジネス領域に対する公的補助等が既存ビジネス領域との競争に影響しないようにしていただきたい。各社の強みを最大限に活かし、クラスター全体の国際競争力を高めるために、●●はドック整備を、●●はライン整備をコアコンピタンスとして、機能の専門化を図るべきである。整備施設の拡張についても民間施設の状況(老朽化や空港移転等)を踏まえ総合的に検討すべきである。	④	県では、県外からのエアライン誘致の観点からライン整備もドック整備と並んで重要と認識しており、外航機等のライン整備の実施に必要な投資促進も本制度の支援対象にしたいと考えているところです。また、貴社のご意見を踏まえ、クラスター全体の競争力を高める観点から、民間整備拠点の機能強化をどう図っていくべきか議論し、MROクラスターのアクションプランに反映していきたいと考えています。	商工労働部
155	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	現状・課題等	(航空MRO/航空整備以外の産業クラスター) 那覇空港エリアにおける産業クラスターは、航空MROのみならず、那覇空港機能強化の一環である二次交通対策にて次世代モビリティ(BRT、空とぶクルマ、やシーグライダー等)を導入する等での新たな産業の集積が期待できる。	②	ご意見を踏まえ、政策分野「4. 観光(受入体制)」の「強化すべき取組」に「那覇空港の機能強化に関する取組」を追加しております。 また、ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
				④	沖縄県航空関連産業クラスター形成加速会議においても、次世代モビリティの可能性については意見交換されているところであり、ドローンなど次世代モビリティの社会実装に向けて、県では沖縄総合事務局や市町村など関係機関と連携を図り、県内での実証実験を支援しているところです。今後、那覇空港の機能強化の検討が進む中で、次世代モビリティを県の政策へどのように位置づけていくべきか関係部署と検討したいと考えています。	商工労働部
156	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	現状・課題等	航空・宇宙関連産業の集積に関して、特に射場を軸とする場合は、既存施設を有する自治体の事例をもとに、地域住民への理解促進、配慮に関する文言を現時点で明記するべきではないか。	⑥	航空・宇宙関連産業の集積は、既存の空港滑走路を活用して行うものであり、新たに射場などを整備するものではありません。	土木建築部
157	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	強化すべき取組	・衛星データ利活用およびHAPS等の次世代通信技術を活用した航空宇宙関連産業の拠点形成に関する取組	③	ご提案のとおり、県においても航空・宇宙関連産業については、今後、新たな展開が期待される分野であると考えており、県管理空港への立地促進に取り組んでいきたいと考えております。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
158	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	強化すべき取組	【航空関連産業の集積に向けた「運航乗務員訓練施設(シミュレーター)」の県内設置支援】 沖縄県をアジアの航空産業拠点とするため、MRO(整備)産業の集積に加え、ソフト面(運航乗務員育成)の拠点化についても強化を求めたい。具体的には、現在県外・海外で行っている操縦士訓練を県内に取り込むため、「運航乗務員訓練施設(フライトシミュレーター)」の県内移設・設置に対する支援制度創設を要望する。 これにより、整備(MRO)と運航訓練(SIM)の両輪が揃った「総合的な航空産業クラスター」を形成し、高付加価値な産業の創出と県内人材の育成・定着に繋がると考える。	③	「1. 離島等」の「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。 ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
159	9. 産業振興(航空MRO等関連産業の集積)	強化すべき取組	全国的にも数か所にしかない航空MRO企業を中心とした産業クラスターの形成は、離島県で製造業等の誘致に難がある沖縄県にとって有望な産業育成である。一方、産業クラスター形成は各種専門人材の確保が重要であるが、現状は県外からの転入による確保が中心になっており、沖縄県の中核的産業の1つとするためには専門人材育成のための高校、大学の専門コースの設置や、小中学生の頃から、人気のある職業選択の1つとするための工夫(見学会の定期開催、進路指導における職業紹介など)にも継続的に取り組む必要がある。これらを振興策の1つとして取り組めないだろうか。	③	ご指摘のとおり、航空関連人材の育成は、県としても大変重要と認識しており、本政策提言においても大学や専門学校など教育機関と連携して、航空専門学校の誘致や専門カリキュラムの創設につなげていきたいと考えています。あわせて、小中学校、高校の学生を対象とした職業人教育や工場見学会等を継続的に実施するなど、将来の航空関連産業への就職希望者を増やしていく取組についても産業クラスター形成に向けた施策として引き続き推進していく考えです。	商工労働部
160	10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)	現状・課題等	・国際競争力確保には空港と港湾を一体のゲートウェイとして捉える観点が必要。 ・物流・観光・BCP対応を含めた相互補完型輸送ネットワークの観点が必要。 ・加えて、冷凍冷蔵倉庫の不足や施設の老朽化が進行しており、物流機能の制約が顕在化している。これらは産業活動や経済成長のボトルネックとなる懸念があり、臨空・臨港エリアにおける物流基盤の高度化・再編の必要性が高まっている。	④	シー・アンド・エアなどの輸送経路確保等により国際物流ネットワーク機能を高めることにより、相互補完的な物流ネットワークの構築に取り組んでまいります。	商工労働部
				⑥	冷凍冷蔵倉庫の不足や老朽化に対応するため、企業等が倉庫の建設や設備投資を行う際には、沖縄の税制特例制度における特例措置の活用が可能となっています。	商工労働部
161	10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)	現状・課題等	本県では原材料や製品等を本県から県外に輸送するよりも県内に輸送される物量が圧倒的に多く片荷輸送となるため、構造的に物流コストが高く本県で製造業が育ちにくい要因となっている。	③	<物流コスト・片荷輸送の課題認識について> ご意見の主旨については、「現状・課題等」の欄に「割高な物流コスト、片荷輸送等の課題」として記載しており、臨空・臨港型産業の集積における課題としているところです。	商工労働部
				④	本県の製造業は、物流コストをはじめ、市場の狭さや県内需要に対応するため少量多品種で製品を供給するなど、島しょ県特有の構造的な問題を有しております。そのため、県では県内製造業における、製造品出荷額の向上に寄与するべく、製品開発や技術導入、生産性の向上への支援を行っているところであります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
162	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	那覇港の外貨貨物取扱量の統計データは暦年で整理されているため、年度の実績として説明することに齟齬が生じている。 修正が必要。	②	ご意見のとおり、政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」の「現状・課題等」の現行の記載を「那覇港の令和6年の外貨貨物取扱量は122万トンで、前年度から6万トン増加している。」に修正しております。	土木建築部
163	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	那覇港の外貨貨物取扱量は、令和6年の「那覇港の統計」では約「122万トン」となっている。また、対前年差は約「6万トン」の増加となる。 修正が必要。	②	ご意見のとおり、政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」の「現状・課題等」の現行の記載を「那覇港の令和6年の外貨貨物取扱量は122万トンで、前年度から6万トン増加している。」に修正しております。	土木建築部
164	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	<国際物流拠点>の項に、企業の集積以外に島嶼県の特性を踏まえた海上物流の重要性の視点から、「国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減に向けた輸送効率化や新規航路誘致並びに港湾機能の強化・拡充を推進していく必要がある。」を追加。	②	政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「現状・課題等」に反映しております。	土木建築部
165	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	<国際物流拠点>の項に、「県内唯一となる公共国際コンテナターミナルの安定的な施設運営は、海上物流の停滞リスクを回避する上で最重要課題となっている。」を追加。	②	政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「現状・課題等」に反映しております。	土木建築部
166	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	【これまでの取組】の項に、「那覇港では、外貨貨物増大に向けた荷主向けまたは船社向け各種支援事業を実施するとともに、企業向け展示会等への出展や積極的なポートセールスに取り組んできた。」を追加。	②	政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「現状・課題等」に反映しております。	土木建築部
167	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	【これまでの取組】の項に、「『新・沖縄21世紀ビジョン基本計画』で示したアジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成に向け、国際流通港湾を目指す那覇港の取組を推進していく必要がある。」を追加。	②	政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「現状・課題等」に反映しております。	土木建築部
168	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	現状・課題等	【これまでの取組】の項に、「那覇港公共国際コンテナターミナルの安全かつ安定的荷役に向け健全な施設維持に取り組んでいるものの、安定的な施設運営も含めた港湾インフラ整備は島嶼県である沖縄の重要課題とし沖縄振興制度の積極的運用が必要である。」を追加	②	政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「現状・課題等」に反映しております。	土木建築部
169	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	強化すべき取組	・空港・港湾間のアクセス性向上や情報連携を含め、観光動線と物流動線を一体的に最適化する拠点形成を推進。 ・物流倉庫(特に温度帯対応)の整備強化を図るとともに、老朽施設の高度化・集約化や共同配送等による物流効率化を推進、産業競争力強化を図る。	④	観光と物流の連携など、県内物流の効率化に向けた取組を検討してまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
170	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・物流コスト補助制度の恒久化・拡充 ・原材料輸送も補助対象とする ・重要指定港湾の強化 	②	那覇港における「重要指定港湾の強化」については、政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」の新たな「強化すべき取組」として、「国際流通港湾機能強化・拡充の推進等に向けた取組」を追加します。	土木建築部
				⑤	現在、国際物流拠点形成の見直しに向け、有識者等による新たな物流の将来像について議論しているところであり、その意見も踏まえ、旅客便を活用した航空物流ネットワークの構築をはじめ、物流効率化、空港と港湾の機能連結による物流ルートの多様化等により、物流コストの低減につながる取組を推進してまいります。	商工労働部
171	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	強化すべき取組	<p>○強化すべき取組に記載のある「所得控除の対象要件の緩和」について、特に「常用労働者数15名以上」の要件緩和を検討いただきたい。</p> <p>【理由】●●では、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を担当しており、過去の相談事例より、この要件緩和は同制度の利用拡大につながると思量されるため。</p>	⑤	沖縄の税制特例制度における所得控除の対象要件の緩和については、事業者の沖縄進出や要件緩和が必要とされる具体的な理由、継続的な制度活用の見込み等が重要になることから、関係機関等とも意見交換のうえ、対応を検討していきたいと考えています。	商工労働部
172	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	強化すべき取組	<p>○ソフトウェア(無形固定資産)についても対象資産に含めることを検討いただきたい。</p> <p>【理由】●●では「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を担当しているが、国際物流関連企業においては、在庫管理システム等、業務の生産性向上に資するソフトウェアを多用しているものの、現行制度では対象外となっているため利用が進まない事例が複数確認されている。この要件拡大は、同制度の利用拡大につながると思量されるため。</p>	⑤	沖縄の税制特例制度における対象資産の追加については、資産追加が必要とされる具体的な理由やその品目、事業者による継続的な制度活用の見込み等が重要になることから、関係機関等とも意見交換のうえ、対応を検討していきたいと考えています。	商工労働部
173	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	強化すべき取組	<p>「環境の変化等」の項目では、港湾・空港・道路などの物流インフラの整備進展が明記されている一方で、「強化すべき取組」は、税制特例措置の延長や所得控除の対象要件の緩和といったソフト施策に留まっています。国際物流の競争力強化のためには、港湾・空港のさらなる整備・拡充や、それらを結ぶ幹線道路等の基盤整備が不可欠です。沖縄振興の観点からも、ソフト施策と並行して「物流インフラの整備・拡充」を強化すべき取組に反映させるべきではないでしょうか。</p>	④	県では、物流インフラの整備推進に向けて、国と連携し、空港・港湾等を結ぶ幹線道路網の整備に取り組んでおります。具体的には、追加ICを含む、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。引き続き、国や関係機関等と連携し、体系的な道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。	土木建築部
				②	那覇港における「物流インフラの整備・拡充」については、政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」の新たな「強化すべき取組」として、「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」を追加しております。	土木建築部
				⑥	県が管理する空港においては、現在のところ臨空型産業の集積は想定されていないため、物流インフラの整備は検討しておりません。	土木建築部
				⑥	国際物流拠点の形成には、臨空・臨港型産業の集積のほか、物流ネットワークの強化や物流コストの低減、県内事業者の海外展開の促進等の取り組みが重要となってきます。関係部局と協力のうえ、引き続き取り組みを進めてまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
174	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	強化すべき取組	「4. 国際流通港湾としての機能強化・拡充に向けた支援制度の創設」を追加。	②	ご意見を受けて、政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」の新たな「強化すべき取組」として、「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」を追加しております。	土木建築部
175	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	その他	沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)において、事業者が円滑に設備投資等を実施できる環境を整備し、多くの事業者を誘引するとともに、更なる産業の集積・振興を図るため、事業者の資金調達等に関する支援措置として、新たな保険特例(「観光地形成促進関連特例」「情報通信産業振興関連特例」「産業高度化・事業革新関連特例」「国際物流拠点産業集積関連特例」「経済金融活性化関連特例」)が、令和4年4月1日施行で創設されました。 同制度については、9,350万円の保証承諾実績(令和7年12月時点)があり、後期も引き続き同保険特例の支援措置を活用していきたいと考えております。 (参考) 同保険特例の支援措置は、保証協会の保証限度額を一般分(2億8千万円)と別枠とし、一般分より填補率を引き上げ、保険料率を引き下げているものである。	④	沖縄県融資制度においても、左記保険特例を活用した「沖縄振興特別措置法関連資金」を創設しており、税制特区の担当部署とも連携しながら当該資金の周知を行い、利用促進に向けて取り組んでいるところです。 後期も引き続き同保険特例の活用が図られるよう取り組んでいきます。	商工労働部
176	10. 産業振興 (臨空・臨港型 産業の集積)	その他	・担当部課に、「土木建築部港湾課(那覇港管理組合)」を追加。 ・末尾に、「3-(4)-ア『シー・アンド・エアなどの多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減』」を追加。	②	政策の分野の「10. 産業振興(臨空・臨港型産業の集積)」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の機能強化・拡充の推進等に向けた取組」の追加に併せて、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開の対象事項を反映しております。 また、担当部課には「土木建築部港湾課」を追加しております。	土木建築部
177	11. 産業振興 (産業イノベーション)	現状・課題等	・薄く広い支援ではなく、注力すべき分野や事業に対する「目的・スコープを絞った戦略的アロケーション(配分)」へ支援策を転換していくことが必要。日本の他の地域とはなく、グローバルで勝負できる支援内容の創出に向けた取組が求められる。	③	本制度は県内製造業等の産業高度化及び事業革新を促進することを目的として、県内の幅広い製造業等に対する支援制度となっています。 ご意見にあるグローバルに勝負できる産業を旨とした政策として、「産業振興(航空MRO等関連産業の集積)」を提案しているところです。 今後、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の見直しを行う中で、グローバル競争を勝ち抜くための戦略的な視点のもと注力すべき産業分野の設定を検討して参ります。	商工労働部
178	11. 産業振興 (産業イノベーション)	現状・課題等	本県の製造業は、中小・零細企業が大多数であり、生産性向上に必要なデジタル化・自動化・IoT導入が遅れている。また、新商品開発等に必要な研究開発や設備投資の余力が不足している。このような状況の中で中小企業等の技術の高度化や産学官連携の一層の強化が求められている。	③	<デジタル化・自動化・IoT導入の遅れについて> ご意見の主旨については、「現状・課題等」の欄に「製造業等の産業高度化が進んでいない」として記載しており、産業イノベーションにおける課題としているところです。	商工労働部
				④	<中小企業等の技術の高度化や産学官連携について> 県では県内企業における生産性向上の支援として、製造現場における省力化等の専門家派遣を行うほか、工業技術センターの持つ知見を活かして企業による生産技術開発へのハンズオン支援を行っております。また、産学官連携による共同企業体による製品開発や技術導入についても、支援を行っているところであります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
179	11. 産業振興 (産業イノベーション)	強化すべき取組	沖縄の産業は本土と比較し中小企業が多く、製造業が少ないなど産業イノベーションを推進できる企業は限られている状況です。本土の産業振興も諸外国と比較し伸び悩む状況を踏まえると、本県における産業イノベーションの推進には、活用できる事業の数、規模、期間などのさらなる充実化が必要と考えます。	⑤	沖縄の税制特例制度における拡充については、必要とされる具体的な理由、継続的な制度活用の見込み等が重要になることから、関係機関等とも意見交換のうえ、対応を検討していきたいと考えています。	商工労働部
180	11. 産業振興 (産業イノベーション)	強化すべき取組	・産業技術総合研究所の誘致	④	産業技術総合研究所、通称「産総研」は、高度な技術を有しており、その誘致は、県内企業の技術課題の解決や高度化に寄与するものと考えております。県においては、工業技術センターに技術相談窓口の設置及び産総研連携アドバイザーを配置し、連携を進めているところです。産総研の県内誘致については、引き続き連携を継続しながら研究してまいります。	商工労働部
181	11. 産業振興 (産業イノベーション)	強化すべき取組	○強化すべき取組に記載のある「対象業種や税制特例適用範囲の拡充」について、特に「製造小売業」を対象業種に追加することを検討いただきたい。 【理由】県内では、パン屋、ケーキ屋等製造と小売を同時に行っている企業が多く、本事業の恩恵を受けられない中小規模事業者が多くいると想定される。全国と比較し、食品製造業の投資規模が50%程度であることから、対象業種とすることにより設備投資が促進されることが期待できるため。	⑤	沖縄の税制特例制度における対象業種の追加については、制度趣旨を踏まえながら、関係機関等とも意見交換のうえ、対応を検討していきたいと考えています。	商工労働部
182	11. 産業振興 (産業イノベーション)	強化すべき取組	○ソフトウェア(無形固定資産)についても対象資産に含めることを検討いただきたい。 【理由】●●では「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を担当しているが、DXが進む中、事業者のソフトウェア投資も活発化しているものの、現行制度では対象外となっているため利用が進まない事例が複数確認されている。この要件拡大は、同制度の利用拡大につながるものと思量されるため。	⑤	沖縄の税制特例制度における対象資産の追加については、資産追加が必要とされる具体的な理由や品名、事業者による今後の制度活用の見込み数などが重要になることから、関係機関等とも意見交換のうえ、対応を検討していきたいと考えています。	商工労働部
183	11. 産業振興 (産業イノベーション)	強化すべき取組	産業イノベーション促進地域制度における税制特例措置について、利用実績の乏しい特例措置は整理、廃止し、産業振興に効果的な特例措置の新設を要望します。	⑤	国からも課税特例の利用実績が乏しいものは見直しを図るよう求められていることから、ご指摘を踏まえて検討してまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
184	11. 産業振興 (産業イノベーション)	強化すべき取組	<p>沖縄県においては、那覇都市圏を中心に社会・産業インフラが集積している一方、北部地域や離島地域では交通、物流、デジタル環境等の整備が十分とは言えず、これが企業立地や雇用機会、所得水準の差につながっていると考えられます。</p> <p>後期5年においては、全県的な視点で産業活動を支えるインフラ整備を進め、地域間の事業環境格差を是正することで、県内どの地域においても持続的な産業振興と経済活動が可能となる環境づくりを推進する必要があると思います。</p>	④	<p>新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積など社会的条件を総合的に勘案して、県土を「北部圏域」、「中部圏域」、「南部圏域」、「宮古圏域」、「八重山圏域」の5つに区分し、施策展開の基本方向を示しております。</p> <p>県としては、引き続き各圏域の特性や課題を踏まえた施策を推進し、多様な地域特性が調和する魅力ある県土づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、新・基本計画については、令和8年度の間見直しに向け、これまでの施策による成果や課題等を取りまとめる評価検証を実施しているところであり、各市町村等のご意見も確認しながら、その反映に努めてまいります。</p>	企画部
				③	<p>県内各地に所在する製造業等による投資を促進することは重要と認識しており、本制度では全県を対象地域に設定しているところです。</p>	商工労働部
185	11. 産業振興 (産業イノベーション)	その他	<p>沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)において、事業者が円滑に設備投資等を実施できる環境を整備し、多くの事業者を誘引するとともに、更なる産業の集積・振興を図るため、事業者の資金調達等に関する支援措置として、新たな保険特例(「観光地形成促進関連特例」「情報通信産業振興関連特例」「産業高度化・事業革新関連特例」「国際物流拠点産業集積関連特例」「経済金融活性化関連特例」)が、令和4年4月1日施行で創設されました。</p> <p>同制度については、9,350万円の保証承諾実績(令和7年12月時点)があり、後期も引き続き同保険特例の支援措置を活用していきたいと考えております。</p> <p>(参考) 同保険特例の支援措置は、保証協会の保証限度額を一般分(2億8千万円)と別枠とし、一般分より填補率を引き上げ、保険料率を引き下げているものである。</p>	④	<p>沖縄県融資制度においても、左記保険特例を活用した「沖縄振興特別措置法関連資金」を創設しており、税制特区の担当部署とも連携しながら当該資金の周知を行い、利用促進に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>後期も引き続き同保険特例の活用が図られるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働部
186	12. 産業振興 (スタートアップ)	現状・課題等	<p>・グローバルで勝負できるスタートアップを創出していくためには、グローバル基準でVCが活動しやすい環境整備が必要。現行の日本の基準はVCにとってハードルが高い</p> <p>・スタートアップに対する県内資金での投資は僅かであり、スタートアップが成長しても恩恵が得られない状況。目利き機能を持つプロのVCに資金を託す「Fund of Funds」の仕組みを官民連携で構築し、県内企業もリスクを取って投資する体制構築が必要</p>	⑤	<p>ご意見のとおり、ベンチャーキャピタルが活動しやすい環境整備や、国内外の資本を活用した投資循環の構築は、スタートアップの成長を促進する上で重要な視点であると認識しております。</p> <p>投資スキームの在り方については、国や民間の取り組みを踏まえながら、実現可能性や制度設計上の課題を整理し、関係機関と連携して検討してまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
187	12. 産業振興 (スタートアップ)	現状・課題等	国家戦略特区に指定されている強みをフルに活用できる基盤作りが求められる。 例えば、沖縄科学技術大学院大学(OIST)を核とした国際研究拠点の形成、先端技術のテストベッドとしての活用を促進するためには、税制優遇措置のみならず、制度利用の手続きの簡素化や、人材確保・多様な働き方に係る制約の緩和、インフラ制約の緩和なども必要ではないか。	③	スタートアップの創出・成長を促すためには、税制優遇措置のみならず、事業開始時の負担軽減など、事業環境全体を見据えた取組が重要であると認識している。 そのため、本県においては、国家戦略特区の制度を活用し、創業時に必要となる各種行政手続きを一体的に支援する創業ワンストップセンターをスタートアップ支援拠点内に設置するなど、手続きの簡素化に取り組んでいるところである。 こうした取組は、スタートアップの創出・成長を促進するための施策の一環として実施しているものであり、引き続き、関係機関と連携し、人材確保等の支援など、ニーズを確認しながらスタートアップ施策の推進に取り組んでまいりたい。	商工労働部
				③	OISTを核とした国際研究拠点の形成に向けては、OISTとの意見交換を踏まえ、スタートアップ事業者に対する経営管理ビザの取得要件の緩和に関する提言を盛り込んでおります。	
188	12. 産業振興 (スタートアップ)	強化すべき取組	・ケイマン諸島など、国際的に確立されたファンド制度を有する国や地域に準じた、制度の創出に向けた取組 ・官民連携によるFund of Fundsにより、県内資本をまとめたうえで投資を行う体制構築に向けた取組	⑤	資金調達環境整備を促進する観点においては、まずは県内スタートアップへの投資を促進するための税制措置の創設を国に要望しているところであり、投資インセンティブの強化を通じて民間資金の流入促進を図る考えです。 国際的なファンド制度の在り方については、国の法制度との整合や金融規制の枠組み等も踏まえるべきであることから、今後の検討課題として整理し、必要に応じて関係機関と意見交換を行ってまいります。	商工労働部
189	12. 産業振興 (スタートアップ)	その他	沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)において、事業者が円滑に設備投資等を実施できる環境を整備し、多くの事業者を誘引するとともに、更なる産業の集積・振興を図るため、事業者の資金調達等に関する支援措置として、新たな保険特例(「観光地形成促進関連特例」「情報通信産業振興関連特例」「産業高度化・事業革新関連特例」「国際物流拠点産業集積関連特例」「経済金融活性化関連特例」)が、令和4年4月1日施行で創設されました。 同制度については、9,350万円の保証承諾実績(令和7年12月時点)があり、後期も引き続き同保険特例の支援措置を活用していきたいと考えております。 (参考) 同保険特例の支援措置は、保証協会の保証限度額を一般分(2億8千万円)と別枠とし、一般分より填補率を引き上げ、保険料率を引き下げているものである。	④	沖縄県融資制度においても、左記保険特例を活用した「沖縄振興特別措置法関連資金」を創設しており、税制特区の担当部署とも連携しながら当該資金の周知を行い、利用促進に向けて取り組んでいるところです。 後期も引き続き同保険特例の活用が図られるよう取り組んでいきます。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
190	13. 金融関連産業	その他	<p>沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)において、事業者が円滑に設備投資等を実施できる環境を整備し、多くの事業者を誘引するとともに、更なる産業の集積・振興を図るため、事業者の資金調達等に関する支援措置として、新たな保険特例(「観光地形成促進関連特例」「情報通信産業振興関連特例」「産業高度化・事業革新関連特例」「国際物流拠点産業集積関連特例」「経済金融活性化関連特例」)が、令和4年4月1日施行で創設されました。</p> <p>同制度については、9,350万円の保証承諾実績(令和7年12月時点)があり、後期も引き続き同保険特例の支援措置を活用していきたいと考えております。</p> <p>(参考) 同保険特例の支援措置は、保証協会の保証限度額を一般分(2億8千万円)と別枠とし、一般分より填補率を引き上げ、保険料率を引き下げているものである。</p>	④	<p>沖縄県融資制度においても、左記保険特例を活用した「沖縄振興特別措置法関連資金」を創設しており、税制特区の担当部署とも連携しながら当該資金の周知を行い、利用促進に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>後期も引き続き同保険特例の活用が図られるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働部
191	14. 農林水産業(糖業)	目指すすがた	<p>糖業を沖縄の観光資源とし、異業種間の連携をさらに強化することにより、沖縄観光全体で糖業の発展に取り組んで欲しい。</p>	④	<p>ご意見のとおり、さとうきびの畑は、沖縄らしい風景の一部であり、重要な観光資源になり得ると認識しております。</p> <p>同時に、含蜜糖を素材とした離島ツアーも企画されていると聞いております。新商品の開発支援や甘しや糖の高付加価値化の検討等を含めた取組とともに、関連した事業との連携も検討してまいります。</p>	農林水産部
192	14. 農林水産業(糖業)	現状・課題等	<p>P34「現状・課題等」の中に「更新整備等の支援を行っている」という記述があります。しかし、現状の製糖設備はHACCP制度に基づく安全性の確保が十分担保できる状態ではない工場も多く、施設の設計についても“あるべき姿”が明確になっていない為、設備の更新整備を実施してもゾーニング等に基づく安全性の確保が出来ないという悪循環が生じます。</p> <p>強化すべき取組の中に、「黒糖製造におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に基づく製造が実施可能な設備設計を加味した内容を追記いただきたいと考えます。</p>	④	<p>現行事業において支援対象としている4社8工場の含蜜糖工場について、HACCPの考え方に基づくハザード管理等を踏まえ、手引書を作成した沖縄県黒砂糖協同組合とも連携し、各種支援を実施しています。</p> <p>今回提言している基金による経営支援とともに、現行事業と同様に関係機関と連携した取組を継続する必要があると考えています。</p>	農林水産部
193	14. 農林水産業(糖業)	強化すべき取組	<p>・糖業に限らず、生産者が高齢化等により減少するなか、農地を維持するためにも地域計画策定を踏まえ、農地の流動化に取組む必要があるのではないかと。</p> <p>・糖業については、地域(本島・離島)ごとに課題が異なるため、生産現場の実態に応じた対策が必要がでないかと。</p>	④	<p>生産者の高齢化等に伴い農地流動化に取り組む必要性については、県内のみならず全国的な課題となっております。</p> <p>そのため、国においては、担い手への農地集積に必要な農地中間管理事業など各種事業の実施や、法定化された「地域計画」の市町村における主体的な取り組みのため地方財政措置(普通交付税)されているところです。</p> <p>また、県では農地の流動化対策として、機構を通じて貸借を行った場合に、耕作放棄地の再生に係る費用について補助金を交付する事業を令和7年度から新たに実施しているところであり、引き続き国と連携し、必要な支援に取り組んでまいります。</p>	農林水産部
				④	<p>県では「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」およびさとうきび増産プロジェクト計画に基づき、これまでの各島ごとの取組状況や課題を踏まえ、新たな課題への対応と増産への対策について、各種事業の実施により、機械化一貫作業体系の確立や病害虫防除の早期実施、適期肥培管理を実施し、さとうきびの品質及び生産性の向上を図っています。</p> <p>ご意見のとおり地域ごとに課題が異なるため、引き続き、現在の各種事業を総合的に活用して、農業法人等担い手育成、土づくり等による単収向上対策など地域の実態に応じた対策の推進を図ってまいります。</p>	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
194	14. 農林水産業 (糖業)	強化すべき取組	含蜜糖の需給不安定性や含蜜糖生産条件不利補正対策事業で賄えない生産コスト高により製糖工場運営の継続性に懸念が生じている。	③	含蜜糖生産条件不利補正対策事業については、物価の上昇等の影響を反映した標準コスト(支援単価)への見直しを適宜行ってまいります。 今回の提案にある基金の創設によって、より円滑な支援が可能になると考えております。	農林水産部
195	14. 農林水産業 (糖業)	強化すべき取組	<p>黒糖(含蜜糖)の生産は、国境に面し、遠隔性など生産条件が極めて厳しい伊平屋島、伊江島、粟国島、多良間島、小浜島、西表島、波照間島、与那国島の8つの小さな離島で行われており、これらの島々においてはさとうきびに代わる有利な作物がなく、さとうきび生産・黒糖工場は、地域経済のみならず、定住社会を支える極めて重要な産業となっています。</p> <p>また、干ばつや台風の常襲地帯であるため、さとうきび生産は天候等に大きく左右され、黒糖生産が常に不安定となる要因となっており、黒糖の安定供給体制の確保が課題となっています。</p> <p>分蜜糖は法律により甘味資源作物としてさとうきび代金が製糖工場への交付金とは別に支払われており、原料糖の価格は保証され、全量買い上げされています。一方、黒糖は価格が保証されておらず、近年のように、さとうきびの豊作が続き黒糖の販売が滞ると、製糖工場は、原料代を含む製造コストや黒糖在庫の保管コストのため資金繰りが厳しい状況になり、不安定な経営が強いられている現状にあります。</p> <p>沖縄県が「新たな沖縄振興のための制度提言」の強化すべき取組として示した「基金創設による含蜜糖の安定供給に向けた取り組み」については、上記の課題を解決する離島の社会・経済を支える支援制度であると思慮されますので、早急な実現方お願い申し上げます。</p>	③	含蜜糖の生産は、ご意見のとおり厳しい環境に在する離島で行われており、これらの島々への定住にあたっての重要な産業であると認識しており、提案の実現に向けて取り組んでまいります。	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
196	14. 農林水産業 (糖業)	強化すべき取組	<p>一部追加 2 高付加価値化やSDGsの理念を踏まえた新たな沖縄製糖業高度化施設整備「及び老朽化対策」に関する取組</p> <p>理由:課題4に加えて、60年を経過した工場の老朽化による操業リスク・修繕費増大・エネルギー効率の低下に対する施設整備が必要である。併せて、バガスや糖蜜等の副産物を島内資源肥料等の高付加価値利用を確立し、地域循環型産業としての競争力を強化する取組が求められる。</p> <p>新規追加 「3 原料生産の安定化、特に台風や干ばつ等災害時の減収是正等将来に向けた取組」</p> <p>理由:課題6に加えて、近年の気象変動により、台風や干ばつの常態化、長期化が進み、さとうきび生産量の年次変動が拡大の傾向にある。原料不足は製糖工場の操業率低下やコスト増につながり、産地全体の収益性を損なう構造的課題である。そのため、耐倒伏性、耐乾性品種の育成・導入に加え、管理体制の徹底や気象リスクに対応した栽培体系の構築・見直し、また、スマート農業技術の円滑な実装等の総合的な取組が必要である。</p>	④	<p><一部追加について> 御意見のある分蜜糖製糖施設の整備については、農林水産省の「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」等が措置されていることから、同事業等を活用し、老朽化対策を実施してまいりたいと考えております。 このため、強化すべき取組については、原文案どおりにしたいと考えております。</p> <p><新規追加について> 現在、沖縄県の基幹作物であるさとうきびの安定生産に向け、ソフト交付金等を活用して各種対策を実施しております。 耐倒伏性、耐干性品種の育成や気象リスクに対応した栽培体系の構築・見直しについては、さとうきびの根域を強化することで耐干性の交配素材の検討や、大規模栽培の作業効率化を目的とした栽培体系の構築に向けた研究を行っています。 スマート農業技術の円滑な実装については、トラクターやハーベスタの自動操舵システムの性能評価の研究を行い、国の事業を活用して導入を図っております。 台風、干ばつ等災害時における減収への対応を強化するため、現在実施している研究、各種センサーネットワーク対策も合わせ、原料生産の安定化に向けた取組をさらに充実させて対応してまいります。</p>	農林水産部
197	15. 農林水産業 (経営安定対策)	現状・課題等	<p>・増加傾向にあるクルーズ船に対し、寄港地での沖縄商材(県内農産品や加工品等)の積み込みを促進することにより市場拡大が見込まれるものの、大量・短期間での納入が求められる、県内では対応できていない現状</p> <p>・現在は本土のサプライヤーがもととなって県内調達を行っており、価格競争が厳しい状況。</p> <p>・県内事業者が直接取引する場合、クルーズ船のほとんどが海外本社となり、営業・語学対応、国際契約・与信のハードルや、数か月先の支払いによる資金繰りが大きな課題。</p>	⑤	<p>県海外事務所とも連携しながら、クルーズ船への商流現状等の把握に努め、どのような取組ができるか研究してまいります。</p>	商工労働部
				⑥	<p>・クルーズ船等への食材供給については、本県農林水産物の販路拡大における重要な機会であると認識しております。</p> <p>・今後の寄港数の増加に伴い大量、短期間での納品が難しくなるため、クルーズ船の寄港動向や食材需要に関する情報について、関係部局や事業者との連携を密にし、円滑な情報共有に努めます。</p> <p>・また、食材供給にあたっては、単なる価格競争に陥ることなく、「石垣牛」や「沖縄アグー豚」、「シークワサー」、「モズク」といった本県特有の優位性を持つ食材の魅力を戦略的に伝えていくことが重要です。引き続き、県産食材の魅力を効果的に発信できるよう、既存の事業等も活用しながら、競争力のある県産食材の利用促進を図ってまいります。</p>	農林水産部
198	15. 農林水産業 (経営安定対策)	強化すべき取組	<p>・クルーズ船への積み込み促進のための一体的な機能の整備(県内農産品や加工品などのクルーズ船積み込みに対し、一体的な契約、調達、保管、ファイナンス等の機能の整備)</p> <p>・安定供給のためのサプライチェーン(保管体制、物流体制)の強化</p>	⑤	<p>県海外事務所とも連携しながら、クルーズ船への商流現状等の把握に努め、どのような取組ができるか研究してまいります。</p>	商工労働部
				⑥	<p>・一部民間事業者では、県産農林水産物(牛・豚)を継続してクルーズ船内に納品しており、県では、当該事業者等との連携を継続し、提供の継続、拡大に必要な生産供給体制に努めます。</p>	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
199	15. 農林水産業 (経営安定対策)	強化すべき取組	・掛金負担軽減に加え、普及啓発の加速化が必要ではないか。	④	農業共済の普及啓発については、台風等をはじめとした農業経営にかかるリスクと、その対策としての農業共済制度の普及啓発を令和6年度より県事業として取組を強化しているところです。引き続き関係機関と連携して普及啓発に取り組んでまいります。	農林水産部
200	15. 農林水産業 (経営安定対策)	強化すべき取組	・園芸においては、近年機械導入が増えてきているが、ハウスにおける施設共済はあるものの、機械に対する保険等がない状況にある。 今後、スマート農業等を推進するためにも、機械に対するメニュー拡充が必要と思われる。	⑤	農業機械に対する共済事業(農機具共済)について、その必要性は認識しておりますが現在沖縄県において実施されておりません。 事業実施については、機械の損害評価を適正に行うための専門知識を持った人員体制の整備が困難等の課題があります。 引き続き、沖縄県農業共済組合と事業のあり方について意見交換を行ってまいります。	農林水産部
201	15. 農林水産業 (経営安定対策)	強化すべき取組	養豚、養鶏、酪農(乳牛)、肉牛、等の支援策も必要だと考えます。 特に、沖縄の養豚業は、「あくー」などのブランド力はあるものの、高齢化による廃業、飼料価格高騰、豚熱などの防疫対策、施設老朽化といった構造的な課題を抱えています。 需要に対して生産が追いつかない供給不足、高コストな環境対策も持続可能な発展の大きな障害となっています。 上記は一例であり、第一次産業及び第二次産業についての施策も沖縄振興に向け、明記する必要があると思えます。 ご検討よろしく申し上げます。	④	県では、「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」に基づき、畜産業の維持・発展を図るため、畜産農家に対する飼料費の補助、優良種畜の導入経費の一部補助及び家畜飼養管理施設の整備などを実施しております。 また、本県の畜産業の生産基盤を強化し、畜産物の安定供給を図ることを目的に、令和8年度に沖縄県畜産生産基盤強化支援基金を設置する予定です。 引き続き、重点交付金やソフト交付金等を活用し、本県畜産業の振興に取り組んでまいります。	農林水産部
202	16. 農林水産業 (陸上養殖)	政策	P37、P38は沖縄県の陸上養殖に関する政策について記述があります。 しかし、現在沖縄県では新たな海面養殖事業も展開されつつあります。海面養殖については、食品流通における新たな制度設計、技術開発が必須であり、陸上養殖同様に国交付金の要件緩和が必要です。 課題として「海面養殖」を加味した内容を追記いただきたいと考えます。	③	今回の政策提言では、振興策の方向性を明確とするために「陸上養殖」として整理したところです。 いずれの提言内容に関しても、本県水産業の振興上、海面養殖と区別することなく一体として取り組むことが合理的であると考えていることから、当該政策提言においても、一体的に推進してまいります。	農林水産部
203	16. 農林水産業 (陸上養殖)	現状・課題等	・技術だけではなく、マーケットを見据えた魚種の選定や、水産加工やマーケティングなどバリューチェーン全体の体制構築に向けた取組が必要であり、また種苗生産については安定供給体制に加え多品種に拡大可能な体制の構築も求められる。	⑥	・陸上養殖を推進する上では、種苗の多品目化も含め、健苗性の高い種苗を安定供給できる体制の整備が必要であることから、試験研究の高度化や種苗生産・配付体制構築などの取組強化について、本政策で提言しているところです。 ・また、マーケットを見据えた陸上養殖生産物のフードバリューチェーンの構築も重要と認識しております。 ・また、マーケットを見据えた陸上養殖生産物のフードバリューチェーンの構築も重要と認識しております。引き続き、生産者、加工流通業者、その他関係者との意見交換を実施しながら、具体的な課題や取組方針の検討などを進めてまいります。	農林水産部
204	16. 農林水産業 (陸上養殖)	強化すべき取組	・多品種の種苗生産が可能となる体制構築に向けた取組 ・高付加価値化対応が可能となる水産加工やマーケティングなどを含めた、バリューチェーン全体の体制構築に向けた取組	⑥	・陸上養殖を推進する上では、種苗の多品目化も含め、健苗性の高い種苗を安定供給できる体制の整備が必要であることから、試験研究の高度化や種苗生産・配付体制構築などの取組強化について、本政策で提言しているところです。 ・また、マーケットを見据えた陸上養殖生産物のフードバリューチェーンの構築も重要と認識しております。引き続き、生産者、加工流通業者、その他関係者との意見交換を実施しながら、具体的な課題や取組方針の検討などを進めてまいります。	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名	
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方		
205	16. 農林水産業 (陸上養殖)	強化すべき取組	<p>1. レジリエンスの強化と復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上養殖は「天候に左右されない」と言われますが、地震や台風による停電や設備損壊、豪雨による取水トラブルなどのリスクがあると考えます。 <p>【養殖版相互扶助ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源(発電機や蓄電池)の導入補助だけでなく、災害時の代替飼育先を確保する「養殖版相互扶助ネットワーク」の構築が必要です。 <p>【激甚災害時の復旧コスト軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の「漁業共済」は海上養殖が主体であることから、陸上養殖特有の「高額な循環ろ過システム」や「精密機器」の損壊をカバーする、陸上養殖専用の共済・保険制度の拡充が必要です。 <p>【災害耐性の高いインフラ整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃校や休眠施設を再利用する際、耐震補強や排水設備の更新に対する自治体との連携コストを補助する仕組みを強化が必要です。 	⑤	<p>【養殖版相互扶助ネットワーク】</p> <p>当該ネットワーク構築においては、陸上養殖従事者間において、課題の共有など、共通認識の確立が必要であると考えられますので、将来的な検討事項として整理していきたいと考えております。</p>	農林水産部	
			④	<p>【激甚災害時の復旧コスト軽減】</p> <p>共済や保険に関しては既存の制度が存在するため、運用上の課題などを全国レベルで検討する必要があると認識しております。そのため、まずは水産庁や関係団体と課題の共有や対応策の検討などの意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p>	農林水産部		
			⑥	<p>【災害耐性の高いインフラ整備】</p> <p>本件に関しては、まずは事例の蓄積に努め、各事例にあわせて個別具体的に可能な支援や政策のあり方を検討したいと考えております。</p>			農林水産部
206	16. 農林水産業 (陸上養殖)	強化すべき取組	<p>2. 外国人材の受入れと定着支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻な人手不足に対し、「特定技能」などの外国人材が現場を支えています。より高度な技術への対応が求められていると考えます。 <p>【特定技能2号」への移行支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純な給餌や清掃だけでなく、水質管理やシステム制御ができる熟練工として、長期滞在を可能にするキャリアアップ教育プログラムの整備が必要です。 <p>【住環境と地域コミュニティへの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の養殖場周辺での住居確保や、日本語教育、生活相談に対する「多言語対応コンシェルジュ」の設置への支援が必要です。 <p>【スマート養殖による「働きやすさ」の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語の壁を越えるため、アイコンや数値で直感的に操作できる管理システムの導入を支援し、外国人スタッフのミス防止と生産性向上を両立させる必要があります。 	④		<p>【特定技能2号」への移行支援】</p> <p>本件に関しては、外国人材の受入支援の一環として、運用上の課題などを全国レベルで検討する必要があると認識しております。そのため、まずは水産庁や関係団体と課題の共有や、対応策の検討などの意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>【住環境と地域コミュニティへの統合】</p> <p>本件に関しては、外国人材の受入支援の一環として、運用上の課題などを全国レベルで検討する必要があると認識しております。そのため、まずは、水産庁や関係団体との意見交換の場を活用し、課題の共有や対応策の検討などを行っていききたいと考えております。</p> <p>【スマート養殖による「働きやすさ」の向上】</p> <p>本件に関しては、外国人材の受入支援の一環として、運用上の課題などを全国レベルで検討する必要があると認識しております。そのため、まずは水産庁や関係団体と課題の共有や対応策の検討などの意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p>	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
207	16. 農林水産業 (陸上養殖)	強化すべき取組	<p>3. 持続可能な生産供給体制(スマート化とコスト対策)</p> <p>・生産を安定させるためには、電気代の高騰や餌の供給不安定さを解消する必要があると考えます。</p> <p>【エネルギー自給型の養殖モデル】</p> <p>・太陽光発電や廃熱利用を組み合わせた「ゼロエミッション養殖」への転換を促す、税制優遇や低利融資の拡大が必要です。</p> <p>【配合飼料の国産化・代替化】</p> <p>・魚粉に頼らない「昆虫飼料」や「微細藻類」を用いた飼料の開発と、その利用に対する給付金を設けることで、国際情勢に左右されない供給網の構築が必要です。</p>	④	<p>【エネルギー自給型の養殖モデル】</p> <p>陸上養殖におけるエネルギー問題は、全国共通の課題であると認識しております。そのため、まずは水産庁や関係団体と課題の共有や対応策の検討などの意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>【配合飼料の国産化・代替化】</p> <p>飼料供給については、陸上養殖に限らず、養殖業全体の問題であり、全国共通の課題であると認識しております。そのため、まずは水産庁や関係団体と課題の共有や対応策の検討などの意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p>	農林水産部
208	16. 農林水産業 (陸上養殖)	強化すべき取組	<p>4. 流通・販売の出口戦略の強化</p> <p>・「作る」だけでなく「安定して売れる」仕組みが、供給体制を支えると考えます。</p> <p>【デジタル・トレーサビリティの導入】</p> <p>・陸上養殖の強みである「安全性」を可視化するため、QRコード等で水質や給餌履歴を消費者に開示するシステムを標準化し、付加価値を高めることが必要です。</p> <p>【産直プラットフォームの整備】</p> <p>・小規模な陸上養殖事業者でも、直接都市部の飲食店や海外へ輸出できるように、共同物流や共同販路開拓支援の強化が必要です。</p>	⑥	<p>【デジタル・トレーサビリティの導入】</p> <p>トレーサビリティに関する技術の導入に関しては、全国共通の課題であると認識しております。そのため、まずは水産庁や関係団体と課題の共有や対応策の検討などの意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p>	農林水産部
			<p>④</p>	<p>【産直プラットフォームの整備】</p> <p>生産物の販売強化については、離島や僻地を抱える地域共通の課題であると認識しております。そのため、まずは、水産庁や関係団体との意見交換の場を活用し、課題の共有や対応策の検討などを行っていきたいと考えております。</p>	農林水産部	
209	16. 農林水産業 (陸上養殖)	強化すべき取組	<p>●●では、民間企業との連携により世界初となるアオリイカ陸上養殖の実証試験に取り組んでいる。</p> <p>現在、この取り組みは養殖システム完成に向けて、研究開発段階にあるが、完成後の県内での潤滑な普及展開を考えると、施設および整備に係る国交付金の要件緩和に期待する。具体的には、これまで養殖対象とされていなかった頭足類等が対象魚として、含むこと、補助率や整備補助の範囲等を広くもうけること、などが挙げられ、これにより県外・海外に先駆けて、沖縄でイカ養殖産学化発祥の地とすることも可能となるのではないかと考えています。</p> <p>また、二次、三次産業への波及を考えると、この取り組みへの支援の公共性は十分高いことも強調したい。</p>	③	<p>本県において陸上養殖を推進する上での強化すべき取組として、「養殖事業者の養殖施設及び設備の整備促進に係る国交付金の要件緩和」を掲げております。</p>	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
210	17. 農林水産業 (試験研究の強化)	環境の変化等	以下に示す環境の変化等も影響が大きいと考えます。 ■円安や世界の政治不安により、県内に搬入される輸入飼料・化学肥料やエネルギー価格が高騰している。 ■地球温暖化の影響により、エネルギー消費量の増加や飼養環境の悪化など畜産経営を圧迫している。	③	頂いたご意見のとおり、高温化の影響は畜産を含む生産現場に大きく、今回提言している政策を含め、高温対策や環境適応技術の研究・実装で対応を進める考えです。また、物価高騰への対応は、域内飼料自給率向上に資する研究や、他の取組(価格高騰対策等)での対応を検討し、連携して影響緩和に努めてまいります。	農林水産部
211	17. 農林水産業 (試験研究の強化)	環境の変化等	亜熱帯・サンゴ礁域に特化した「持続可能な資源管理」の研究 ・沖縄の漁業の礎である沿岸資源の回復と、環境変化に強い漁場づくりの推進を考えます。 【AI・ICTを活用した資源量予測】 ・水温上昇や黒潮の流れの変化が、ソデイカやマグロの回路ルートに与える影響をAIで解析。科学的根拠に基づく最適な漁獲枠の設定と、効率的な操業(燃費削減)を両立 【「サンゴ礁再生」と漁場の高機能化】 ・温暖化に強い「耐熱性サンゴ」の増殖技術を確立し、魚類の産卵場・成育場としての機能を回復させる研究を強化 【磯焼け対策と藻場造成】 ・食害魚(アイゴ等)の防除や、地域独自の海藻(モズク・アーサ等)の優良品種選抜を行い、安定生産の実現	④	県では、亜熱帯海洋性気候の地域特性を踏まえ、沿岸資源の資源管理や増養殖研究に取り組んでいるところです。 ソデイカやマグロ類等の沖合資源に関しては、令和5年度に新造した漁業調査船「図南丸」を活用した調査を実施するなど、持続可能な漁業振興に向けた研究に取り組んでいます。また、海藻類養殖技術の開発につきましては、モズクの高水温耐性株の選抜やヒトエグサ(アーサ)の養殖不調の原因究明に取り組んでいるところです。 造礁サンゴ類や藻場の保全・再生については、関係機関と連携しながら情報収集や課題整理を継続したいと考えています。	農林水産部
212	17. 農林水産業 (試験研究の強化)	現状・課題等	県が離島等の空き農地を借り入れ、カカオ不足の代替品となるキャロブ(イチゴ豆)栽培を一大事業として推し進めることで適地適作による生産性向上が見込めるのではないかと。	⑥	離島を含む本県農業の振興について、新規品目の探索は重要と認識しております。一方、キャロブは本県気候の「湿度・排水」に課題があると認識しております。ご意見の趣旨を、地域特性に適合する新規品目の検討に活かし、離島を含む本県農業の振興に努めてまいります。	農林水産部
213	17. 農林水産業 (試験研究の強化)	現状・課題等	前述の環境の変化により、県内の畜産農家が影響を受けています。 沖縄の食文化や風土を維持し醸造する上で、県内の畜産業を維持し発展させる必要があり、そのための具体的な取り組みが求められています。	③	今回の政策提言は基礎研究推進体制の強化に焦点を当て、その後につながる実用化研究や普及を見据えたものです。頂いたご意見の、食文化や風土の視点は、研究の背景や出口として重要と認識しており、提言での対応に加え、既存の取組においても参考にしたいと考えています。	農林水産部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
214	17. 農林水産業 (試験研究の強化)	強化すべき取組	<p>競争力を生む「沖縄型・陸上養殖」の技術革新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域環境に左右されず、かつ環境負荷の低い「つくる漁業」の推進を考えます。 【循環ろ過式養殖の最適化】 ・沖縄の豊富な地下水や深層水を利用し、ハタ類、クルマエビ等の高付加価値魚種の陸上養殖技術の高度化 <p>産学官連携による「知財と輸出」の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を単なるデータに留めず、収益を生む「産業財産」への転換を考えます。 【鮮度保持の科学的確立】 ・沖縄からアジア・首都圏への長時間輸送を前提とした、細胞を壊さない急速冷凍技術や、魚種ごとの最適な「締め方」・温度管理の基準を研究し、輸出ブランドとしての信頼性の担保 <p>【バイオテクノロジーによる機能性探索】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグロ類やモズクなどの海藻類に含まれる特殊な成分を分析し、サプリメントや化粧品原料としての活用など、非食用分野への展開を視野に入れた基礎研究の推進 <p>研究体制の抜本的改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県水産海洋技術センターを核として、外部機関との連携を進化させたいと考えます。 【「デジタル水産ラボ」の創設】 ・漁業者からリアルタイムで提供される操業データと、研究機関の海洋観測データを統合するプラットフォームを構築。現場と研究者が双方向に情報をやり取りする体制を構築 <p>【離島拠点とのリモート研究体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本島の本所と、宮古・八重山などの離島拠点をデジタルで結び、地域ごとの特殊な課題に迅速に対応できる体制を構築 	④	<p>県では、海域環境に左右されにくい養殖技術の確立に向け、地下浸透海水によるヤイトハタの養殖特性などの陸上養殖技術の高度化に関する試験研究に、取り組んできたところです。</p> <p>海洋深層水等の地域資源を活用した養殖技術についても、関係機関と連携しながら、ウイルス耐性を持つクルマエビの養殖技術の実証研究を進めています。</p> <p>また、研究成果の高度化や付加価値向上に向けた取組として、マグロ類における品質低下要因である「ヤケ」対策に関する研究に着手するなど、鮮度保持や品質管理に関する科学的知見の蓄積を進めています。あわせて、モズクについては、フコイダンを高含有する系統の選抜に取り組むとともに、過去には沖縄科学技術大学院大学(OIST)と連携し、ゲノム解読を行うなど、基礎的知見の充実に努めてきました。</p> <p>さらに、水産海洋技術センターでは、漁業者の操業判断等に資する情報として、漁海況情報をホームページで発信しており、研究成果や観測データの漁業者への還元にも取り組んでいます。</p> <p>引き続き、いただいたご意見を参考にしながら、既存の取組や研究成果等を活かし、離島地域も含めた水産業の持続的な発展に資する試験研究の充実に努めてまいります。</p>	農林水産部
215	18. 雇用	目指すすがた	<p>介護の分野は有効求人倍率も高く、雇用について苦慮している。『目指すすがた』に「女性や高齢者、就職困難者、外国人等が活躍できる環境づくり」とあり、介護の分野では特に外国人材に頼らざるを得ない状況であるが、沖縄県の地理的条件や賃金状況等から雇用には不利な場面もみられる。沖縄県同様に地理的条件等の不利な北海道では、特別交付税を活用した「外国人介護福祉人材育成支援協議会」を設立して外国人材の確保に取り組んでおり、こうした取り組みを参考に外交人材に沖縄県を選択してもらえるよう取り組んでいただきたい。</p>	④	<p>県では、介護分野での外国人材の受入への支援として、介護福祉士修学資金貸付事業や外国人介護福祉士候補者支援事業等を実施しているところです。ご提案いただいた取組の導入につきましては、既存取組における課題を調査・分析してまいりたいと考えております。</p>	生活福祉部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
216	18. 雇用	目指すすがた	定年後の就労継続や能力開発を推し進めることで、高齢者の健康寿命を延ばすことで自助・互助を高め、少子化に耐えられる地域作りにつながる。	④	<p><定年後の就労継続> 高齢者の就労は、単なる労働力確保のみならず、「健康寿命の延伸」や「社会参加を通じた自助・互助の向上」に資する極めて重要な要素であると認識しております。県は、グッジョブセンターおきなわにおいて、高齢求職者が対象の合同企業説明会、事業主向け相談窓口の開設や、シルバー人材センターへの財政支援等高齢者の就業機会確保支援を実施することにより、生きがいの充実や社会参加を促進することで、健康で活力ある地域社会の実現に繋がるものと考えております。</p> <p><能力開発> 県では、職業能力開発校にて板金・塗装、左官、造園などの職業訓練のほか、民間専門学校等に委託し、パソコン基礎、介護、経理、宅建などの訓練を「年齢制限なく」実施しております。さらに、「概ね60歳以上」を対象に、コミュニケーション検定、ワープロ・エクセル検定などの資格を取得するコースも設けております。これらの職業訓練について、高齢求職者など幅広い層への周知広報を図り、職業訓練受講の促進に努めてまいります。</p>	商工労働部
217	18. 雇用	目指すすがた	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(135頁)では、「子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため」として、「多様で柔軟な働き方」についての記述があるが、今回の政策提言においても欠かせない視点であることから、<目指すすがた>の最初の表現に以下の文言を追加して頂きたい。 「子育て、介護と仕事の両立などを可能とする多様で柔軟な働き方の促進と働きやすい環境づくり、女性や高齢者、就職困難者、外国人などが活躍できる環境づくり、若年者とその意欲と能力に応じ適切な職業を選択し…(以下省略)」	②	<p>子育てや介護と仕事の両立を可能にする環境整備は、労働参加率の向上の観点からも重要であると認識しております。 ご意見を踏まえ、係る文言を追加しております。</p>	商工労働部
218	18. 雇用	環境の変化等	<p>シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の提供と地域に根ざした社会参加活動を通じて、いきがいの向上および健康維持に寄与している団体である。近年の介護予防・フレイル予防に関する調査研究においても、センター会員の継続的な活動が心身機能の維持に効果を有することが示されている。</p> <p>これらの活動は、自治体が推進する高齢者の就労支援施策、地域づくり施策、さらには重層的支援体制整備事業における多機関連携の方向性とも整合するものである。特に、地域で仲間とともに活動しながら健康を維持するというセンターの特性は、超高齢社会における地域包括ケアの推進において重要な役割を果たし得ると思われる。</p> <p>以上を踏まえ、シルバー人材センターを「健康づくり支援（関連）団体」として位置づけ、健康増進・介護予防等を目的とした補助金の活用を検討することは妥当と考えられる。センターの活動を支援することは、高齢者の自立支援、地域活性化、介護予防の推進といった自治体施策の効果向上にも資するものであると考えられる。</p>	④	<p>県におきましては、高齢者の就労支援として、貴連合に対する補助を始め、グッジョブセンターおきなわでの高齢求職者向けセミナー、事業主向け相談窓口、合同企業説明会及び職業相談・紹介等を実施しております。</p> <p>今後とも貴連合及び各市町村シルバー人材センターと連携し高齢者が健康で心豊かな暮らしができる社会づくりに取り組んでまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
219	18. 雇用	現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の高度化・グローバル化が進む中で、経営マネジメント、観光経営、AI・デジタル分野などの高度専門人材が不足しており、産業成長を支える人材の育成が課題となっている ・MBA等の高度専門教育や、AI・データ活用、観光経営などの体系的な学びの場が県内に十分に整備されておらず、若年層・社会人が県内でキャリアアップを図る機会が限定されている ・中小企業では人手不足や経営基盤の脆弱さから、従業員のリスキリングや実践的研修に取り組む余力が不足しており、教育後の実践フィールドの確保も課題となっている 	③	<p>県立職業能力開発校および国の職業訓練施設では、電子情報技術、電気システム、生産機械技術など様々な産業分野で必要とされる専門人材の育成に取り組んでおります。また、企業の生産性向上に向け、各社の人材育成計画に基づき実施する研修に対する費用補助を行い、経営マネジメント力やマーケティング戦略などの研修を支援しております。</p> <p>さらに、今回の提言では、人材開発支援助成金の活用之际、専門家が企業の課題を分析し、その課題に応じた人材育成計画の作成および実施を支援することを盛り込んでおり、専門家の知見を活かし、より効果的な人材育成を図るものとしております。</p>	商工労働部
				④	<p>中小事業者が、人手不足や厳しい経営環境の中でリスキリング等に取り組むことの難しさは、十分に認識しております。</p> <p>今後は、「宿泊税」を活用し、研修中の人員不足を補うための代替人材の確保支援や、経費負担の軽減など、事業者が一步踏み出しやすい環境づくりを検討してまいります。また、研修で得た知見を現場に還元できるよう、専門家派遣の取組を強化し、直接収益向上に繋がる仕組みの検討を図ります。</p> <p>こうした施策を通じて、余裕のない現場でも無理なく人材育成ができる体制を整え、経営改善と従業員のスキルアップを同時に実現できるよう努めてまいります。</p>	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
			<p>シニア層の就労支援について。</p> <p>沖縄の人手不足解消と多様な人材活躍を支える就労支援の拠点として、高齢者・シニア層（60歳以上）の就労支援の強化が必要。</p> <p>背景：沖縄県では新規求職者のうち60歳以上の割合が過去最高を更新。一方、非正規雇用比率が高く（全国比高い）、企業側の負担軽減策が求められています。また、企業の手不足が長期化する中、シニアの経験・スキルを活かした安定雇用が、地域経済の持続可能性に不可欠です。</p> <p>目的：「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に沿い、シニア層の正規雇用促進と定着支援を通じて、ミスマッチ解消と生産性向上を図る。</p> <p>取り組み内容（主な強化案）</p> <p>以下の5つの柱で、相談から定着まで伴走支援を展開。公労使・福祉機関との連携を強化し、行政任せを避けた実効性重視です。</p> <p>① 個別伴走相談の拡充 専門スタッフによる相談窓口を強化。健康・生活課題を考慮した就職準備支援を実施。（沖縄県おしごと応援センターOne×One、就労サポートセンターの支援メニュー活用）</p> <p>② 世代間メンタリングプログラム シニアの経験を若手職員と共有。高齢求職者と企業をマッチングし、短時間雇用のモデルケースを創出 （例：沖縄県おしごと応援センターOne×Oneの企業実習活用）。</p>	③	<p>ご提案の「シニア層の就労支援強化」や「企業への伴走型支援」については、「強化すべき取組」の項目を踏まえているものと理解しております。</p> <p>高齢者に限らず求職者と企業のマッチングを今までに以上に促進する必要があると考えており、就労支援機関のネットワーク強化・拡充や、企業及び関係機関等を巻き込んだ就労支援エコシステムの構築に向け対応しております。</p> <p>県としましては、労働者福祉の向上に向けた重要なパートナーである貴会と、今後とも密に連携・協力し、ご提案いただいた具体的な強化策も含め、効果的な政策の展開に取り組んでまいります。</p>	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
220	18. 雇用	現状・課題等	<p>企業負担軽減のため、助成金申請をワンストップ支援（例：グジョブ相談ステーション窓口活用）</p> <p>③ 企業向けリスキリング支援 中小企業（県内99%）向けに、シニア雇用研修を無料提供。人材開発支援助成金（特定求職者雇用開発助成金）の活用をプッシュ型でガイド。ノウハウ不足解消に向け、社会保険労務士との連携窓口を設置。（新たな公労使一体型支援メニューとして、就労サポートセンターでモデル的实施可能）</p> <p>④ 合同説明会・職場体験の強化 年4回のシニア向け企業合同説明会を開催（人手不足対策アクションプラン連動）。インターンシップ（職場訓練）を70歳以上対象に拡大し、離職率低減を目指す。</p> <p>⑤ 定着支援の仕組み化 就職後一定期間のフォローアップを実施。就労定着支援として、生活支援（重層的支援体制整備事業連携）とメンタルヘルス相談を一体化。成果指標（離職率、満足度）をPDCAで検証。</p> <p>期待効果と地域貢献 ・これらの取り組みにより、シニア就業者の増加を図り、企業の人材確保を支援。 結果として、沖縄の労働生産性向上（全産業平均向上）と持続可能な雇用環境を実現します。 就労支援エコシステムとして、グジョブセンターおきなわがハブ的な役割となり、公労使・多分野協働で高齢者の就労と人出不足の解消を目指していく事が出来る。</p>			商工労働部
221	18. 雇用	<現状・課題等 > <強化すべき取組>	<p>「目指すすがた」で「外国人等が活躍できる環境づくり」と記述されているにも関わらず、「環境の変化等」「現状・課題等」及び「強化すべき取組」に、外国人労働者についての記述がない。</p> <p>沖縄県内の外国人労働者数については、令和6年が17,239人で、平成27年の4,898人から12,341人増加しており（増加率252%）、今後も増加が見込まれている。外国人労働者の受入にあたって、住宅、教育の確保などの課題があり、外国人労働者との共生に向けた取組みの強化が求められていることから、外国人労働者についての記述を行って頂きたい。</p>	②	<p>雇用のミスマッチや人手不足の解消に向けては、外国人材を含めた女性や高齢者、就職困難者等、多様な人材の活躍が重要であると考えております。</p> <p>外国人材については、令和7年10月時点で2万人を超えるなど、今後も増加が見込まれることから、受入環境整備を図る必要があると認識しており、ご意見を踏まえ、「環境の変化等」「現状・課題等」に追記いたしました。</p> <p>なお、県では、企業向けの相談窓口の設置、各種セミナーの開催など、企業支援を実施しており、今後も「おきなわ多文化共生アクションプラン」に基づき、外国人材の受入環境整備に取り組んでまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
222	18. 雇用	<現状・課題等> <強化すべき取組>	人手不足の解消のためには、高齢者、若年者だけでなく、女性、外国人労働者、障がい者など、多様な人材の確保が求められているところであるが、政策提言素案では、女性、外国人労働者、障がい者についての記述がない。特に、女性活躍を進めるにあたって、働き方の見直しと併せて男女の賃金差異の解消などの取組みが求められており、ジェンダーギャップの解消が、地域を変えるという考え方・視点などを参考にして、県として取り組むべき項目を盛り込んで頂きたい。	③	人手不足の解消に向け、女性、外国人、障がい者を含む多様な人材の活躍促進が重要であると認識しており、係る施策を展開しております。ご意見につきまして、強化すべき取組の中で、女性、障害者など多様な人材の支援拡充を盛り込んでおります。また、人手不足対策アクションプランに基づき企業等と連携し多様な人材の雇用促進に努めてまいります。女性の活躍促進につきまして、正規雇用化や女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業の支援、女性求職者向けの就職支援等、男女の賃金格差の是正につながる事業を実施しており、今後とも「ジェンダーギャップ解消」に取り組んでまいります。	商工労働部
			(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) 女性、外国人労働者、障がい者に関する意見に対して、次の回答となっている。 「ご意見につきましては、強化すべき取組の中で、女性、障がい者など多様な人材の支援拡充を盛り込んでおります。」 しかしながら、政策提言(案)の46頁に記載されている「強化すべき取組」の中には、「女性、障がい者など多様な人材の支援拡充」の文言の記述がないのは何故でしょうか。	③	政策の分野「18.雇用」に掲げる「強化すべき取組」のうち「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の助成対象期間及び支給限度額の拡充」における「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」は高齢者や母子家庭の母、障害者等の就職困難者を対象にしていることから、女性や障害者など多様な人材の支援に繋がるものと考えております。	商工労働部
223	18. 雇用	強化すべき取組	・沖縄の産業を牽引する経営マネジメント・観光経営等の経営人材の育成と、海洋、医療、航空宇宙分野およびAI/データ人材の成長産業を担う専門人材の育成に関する取組	④	本県産業の成長を牽引する高度な専門人材を育成することは、成長産業の創出にあたり重要であると認識しております。県では、IT企業の高度化やビジネスモデルの転換等を図るため、AIやデータ分析、サイバーセキュリティなど、高度なデジタル技術やビジネススキルの習得を支援しており、引き続き、他産業を牽引する高度IT人材の育成に取り組んでまいります。	商工労働部
				③	県立職業能力開発校および国の職業訓練施設では、電子情報技術、電気システム、生産機械技術など様々な産業分野で必要とされる専門人材の育成に取り組んでおります。また、企業の生産性向上に向け、各社の人材育成計画に基づき実施する研修に対する費用補助を行い、経営マネジメント力やマーケティング戦略などの研修を支援しております。さらに、今回の提言では、人材開発支援助成金の活用之际、専門家が企業の課題を分析し、その課題に応じた人材育成計画の作成および実施を支援することを盛り込んでおり、専門家の知見を活かし、より効果的な人材育成を図るものとしております。	商工労働部
				④	本県の観光産業が持続的な成長を遂げるためには、経営をリードできる人材の確保が重要であると認識しています。今後は、「宿泊税」を活用し、県内の観光関連事業に従事する方々を対象とした、戦略的な「観光経営人材」の育成を強化します。具体的には、高度なマネジメント手法や収益管理を学ぶ研修に加え、観光DXを推進するために不可欠な「AI・データ利活用」の実践的なスキル習得を支援してまいります。こうした施策を通じて、現場のデジタル化と経営力の向上を同時に進め、地元人材が中心となって観光ビジネスを力強く牽引できる体制を構築してまいります。	文化観光スポーツ部
				①	ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。	保健医療介護部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
224	18. 雇用	強化すべき取組	【地域航空を支える高度技術者(運航乗務員・整備士)の養成支援】 「雇用のミスマッチや人手不足の解消」に関連し、離島航空ネットワークの維持に不可欠な高度技術者(運航乗務員・整備士)の確保・育成に対する支援を強化していただきたい。具体的には、運航乗務員の養成については、現在、奨学金貸与制度を設けて人材養成を行っているが、その費用に対する支援をご検討いただきたい。また、小規模離島空港への整備士配置は運航品質の維持に直結するため、離島へ駐在または派遣する整備士の育成・配置に係る費用の補助(資格取得支援含む)を行い、地域に根差した専門人材育成・確保策を要望する。	③	「1. 離島等」の「強化すべき取組」において、離島航空路の確保・維持に向けた提言を盛り込んでおります。 ご提案の要望につきましては、対応の方向性を検討してまいります。	企画部
				④	県では、県内中小企業の人材確保・定着のため、奨学金返還支援を実施しております。	
225	18. 雇用	強化すべき取組	採用に係る経費や交通費の支援や求職者のリスクリングといった短期的支援のみならず、県内企業が安定的・長期的に成長を続けるための長期的支援と両輪としなければ、企業が人件費に振り向けるための資金を獲得することは困難であると考えます。	④	県では、県内企業の持続的な成長のため、企業の生産性向上など「稼ぐ力」を高める取組を後押しするほか、稼いだ企業所得を適切に従業員に分配していく運を醸成するため、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を創設し、当該認証制度の周知拡大や、認証企業に対するインセンティブ拡充を図っております。 また、県内企業の賃上げを実現するには、企業の稼ぐ力を強化し、賃上げの原資を確保することが重要と考えております。そのため、県では企業の稼ぐ力の向上を目的として、DXの促進、商工・観光・農林水産分野の官民で連携し、沖縄のブランド力の向上、情報通信産業の高度化・高付加価値化などに取り組んできたところです。引き続き、これら取組みを推進し、企業の稼ぐ力の向上を図り、賃上げの原資の確保を推進し、賃金向上に繋げていきたいと考えております。	商工労働部
226	18. 雇用	強化すべき取組	政策分野「雇用」で挙げている5つの強化すべき取組について、着実に実行して頂きたい。	③	ご意見ありがとうございます。 「雇用のミスマッチ」や「人手不足解消」に向け、取り組んでまいります。	商工労働部
227	18. 雇用	強化すべき取組	若年者に対する取組みは記載があるが、中堅層についての記載も要望します。本県における若年者の高い離職率を低下させるために、若年者をサポート・教育する中堅層の強化も必要と考えます。 中小企業の人材育成(リスクリング)に関しては、中堅層を対象とした組織マネジメント力を習得できる内容が望ましいと考えます。中堅層の強化により、若年者に寄り添った指導育成を促進して早期離職を防止する組織づくりに資する取組みを要望します。	③	若年従業員の育成および定着を図るためには、中堅層のマネジメント力の強化等が不可欠と認識しております。国の人材開発支援助成金は、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得する研修等に対して助成を行っており、中堅層のリーダー育成研修にも活用が可能となっております。今回の提言では、同助成金の対象経費に専門家の伴走支援費用を追加することで、助成金を活用する企業を拡大し、県内企業における中堅層を含む人材育成(リスクリング)を促進するものとしております。	商工労働部
228	18. 雇用	強化すべき取組	シルバー人材センターにおいて、リスクリング(再技能習得)が可能な会員が確保できる場合、必要とされる業種や専門性とのマッチングが成立すれば、派遣事業として対応することが可能と考えられる。ただし、当該就業は高齢者雇用安定法に基づく就業形態に準拠する必要がある。 この取組みは、地域内での専門性の循環や世代間の知識伝達を促進し、新たな地域連携モデルの構築につながる可能性を有している。リスクリングを通じた高齢者の活躍の場の拡大は、地域の人材確保や技能継承にも寄与し、地域共生社会の推進に資するものと考えられる。	④	県では、職業能力開発校にて板金・塗装、左官、造園などの職業訓練のほか、民間専修学校等に委託し、パソコン基礎、介護、経理、宅建などの訓練を「年齢制限なく」実施しております。さらに、「概ね60歳以上」を対象に、コミュニケーション検定、ワープロ・エクセル検定などの資格を取得するコースも設けております。これらの職業訓練について、高齢求職者など幅広い層への周知広報を図り、職業訓練受講の促進に努めてまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
229	18. 雇用	強化すべき取組	<p>シルバー人材センター会員による障害者就業支援について検討の余地がないか。高齢者は豊富な経験と穏やかなコミュニケーション特性を有しており、障害者のペースに合わせた実技指導や作業伝達、職場指導者との橋渡し役として適性が高いと考えられる。また、こうした関わりは世代間交流の促進にも資する。</p> <p>これらの点から、シルバー人材センター会員を就業体験する障害者の側面支援者として位置づけ、就労支援体制の一部に組み込むことは、障害者の職場定着支援および地域共生社会の推進に寄与する可能性があると考えられる。</p>	④	<p>シルバー人材センター会員の豊富な経験を障害者就労支援に活かすという提案は、地域共生社会の推進を図る上で有意義であると認識しております。</p> <p>貴連合及び各市町村シルバー人材センターがこれまで培ってきた企業開拓力を通じて、障害福祉分野における新たな職域開拓の可能性が広がっていくものと考えております。</p> <p>県としましては、引き続き貴連合等の安定的な運営を支援するとともに、障害者雇用のさらなる推進に努めてまいります。</p>	商工労働部
230	18. 雇用	強化すべき取組	<p>「5. 中小企業の人材育成(リスキリング)の促進に向けた人材開発支援助成金の補助対象への中小企業の人材育成に係る伴走支援費用の追加」について ⇒助成金の補助も重要であるが、伴って、人材育成(リスキリング)を必要と考える中小企業も少なくないが、人出不足・雇用の定着の課題から、十分に取り組めていない状況が懸念される。補助金を上手に活用するリスキリングを行えるためにも、職場の環境作り及び整備をすることも同時に必要。「沖縄県女性就業・労働相談センター(沖縄県商工労働部労働政策課)」の支援メニューの活用や、補助金活用も含めた中小企業の困りごと全般を整理するためにグッジョブセンターおきなわの機能活用が効果的と思われる。</p>	④	<p>企業において人材育成(リスキリング)を進める際には、同時に職場環境の整備も重要と考えております。今回の提言では、人材開発支援助成金に専門家の伴走支援費用を追加し、専門家が企業の課題を分析し、課題に応じた人材計画の作成および実施を支援することを盛り込んでおります。その支援において、職場環境づくりの助言や必要に応じて他の支援メニューへの案内なども行うことを想定しております。</p> <p>グッジョブセンターおきなわの「女性就業・労働相談センター」や「事業主向け相談窓口」では、社労士などの専門家が事業主などの相談に応じて助成金等の紹介や活用のアドバイス、労務管理に関する助言を行っており、今後も積極的な活用を推進してまいります。</p>	商工労働部
231	18. 雇用	強化すべき取組	<p>「1. 県内企業・団体等への就職に向けたインターンシップ促進のための取組」について ⇒年代問わず、多くの求職者が出来る限り自分自身にあった仕事、職場、働き方、を求めている。現に、グッジョブセンターおきなわ内で行っている「合同企業説明会」に「職場見学・お仕事体験」を組み込んだ結果、増席が必要なほどニーズが伺えた。</p> <p>例えば、就労ブランクや複数の阻害要因を抱えている「就労困難者支援」としては、沖縄県おしごと応援センターOne×Oneの企業実習支援メニューが活きるが、阻害要因の少ない若年者～ミドル・シニア世代の支援においては、沖縄県キャリアセンターの支援メニューとして「インターンシップ」を取組み、一般求職者(幅広い年代)へのマッチング機能を強化することも効果的と思う。</p>	③	<p>ご意見のとおり、対象者の属性(就労困難度や年齢等)に応じて「沖縄県おしごと応援センターOne×One」や「沖縄県キャリアセンター」等の各支援機関が適切な役割分担のもとで実施することが重要と考えております。</p> <p>既存の事業の充実にあたっては、貴会の豊富なノウハウを活用させていただきながら、幅広い求職者に効果的な支援が行き渡るよう連携して取り組んでまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
232	18. 雇用	強化すべき取組	<p>「2. 沖縄県キャリアセンターが実施する専門の支援人による高齢求職者の伴走支援に関する取組」について ⇒沖縄県キャリアセンターの対象は、R7年の仕様書に「ミドル世代」となっている。 R7年に引き続き、主に寄り添い方の「定着支援」の強化が必要と考えている。 上記に記載しているように、若年～ミドルシニアの一般求職者（阻害要因の低い求職者）に向けたインターンシップも併せて導入することで、就労支援～就職～定着支援まで一体的に支援ができる。</p>	③	<p>ご意見の「定着支援の強化」や「インターンシップを通じた一体的な支援」については、就職後のミスマッチを防ぎ、安定雇用につなげるために極めて重要であると認識しております。 これら具体的な支援メニューの構成や対象年齢については、現場の実情に精通した貴会と調整・連携しながら、効果的な仕組みを構築してまいります。</p>	商工労働部
233	18. 雇用	強化すべき取組	<p>4.「奨学金の返還支援」について 奨学金の返還支援制度の存在や取り組んでいる企業の情報というものが、大学や対象学生にうまく届いていないと感じます。各企業が認定企業であるということを宣伝することはもちろん、返還支援企業一覧をもっと学生に宣伝することで、学生が自らその企業に興味を持つ可能性が出てくるのではないかと思います。学生視点による宣伝等、その方法も含めて検討の余地はあると考えます。</p>	④	<p>制度の内容や認証を取得した企業を学生向けに周知することは重要であると考えております。そのため、県実施の合同企業説明会等において、学生が認識しやすくするため、出展企業を紹介する冊子を各ブースで掲示しており、また、県HP上に学生向け周知ページを作成しております。引き続き、学生向けに制度の周知を図ってまいります。</p>	商工労働部
234	18. 雇用	強化すべき取組	<p>○中小企業の人材育成(リスキリング)に係る伴走支援に関する取組について、中小企業診断士・IT専門家等による無料または低負担の伴走支援が必要である。 ○経営課題→必要スキル→育成計画までを一体で支援する、経営戦略と連動した「リスキリング伴走支援」が必要である。 ○研修の受けっぱなしを防止する為、単なる研修の受講ではなく実務適用までのフォローが必要である。 ○忙しくて使えない補助金をなくす為に、企業の人材育成計画の作成支援や補助金申請のサポートを行う専門スタッフの派遣が必要である。</p>	②	<p>いただいたご意見はいずれも、中小企業の人材育成(リスキリング)推進に有効な内容であり、提言している政策において、人材開発支援助成金の補助対象経費に専門家の支援費用を新たに加えることで、補助金申請のサポートから人材育成計画策定、研修実施、そして実務定着まで一括して支援できるよう取り組んでまいります。</p>	商工労働部
235	18. 雇用	強化すべき取組	<p>現状の素案では、人手不足対策として外国人材の受入など「採用」面が強調されているが、持続的な体制構築には「離職防止」が不可欠。観光産業における賃金向上、福利厚生充実、キャリアパスの可視化など、「定着」に資する職場環境改善の取り組みに対しても、制度的・財政的支援を行う旨を具体的に明記。</p>	④	<p>現場で活躍する外国人材が、本県で長く安心して働き続けられるようにすることは、人手不足を解消するために非常に重要だと考えています。 今後は「宿泊税」を活用し、特定技能2号への移行を目指す方に対し、試験に向けた学習のサポートだけでなく、家族と暮らすための住居探しのお手伝いや、地域に馴染むための日本語学習の支援を検討してまいります。 こうした取り組みを通じて、外国人材とその家族が「この地域に住んでよかった」と思える環境を整え、観光産業を支える人材がしっかりと定着できるよう、政策として取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
236	18. 雇用	強化すべき取組	<p>・中小企業の人材育成(リスクリング)に係る伴走支援 人材育成に取り組む時間が割けない中、外部での教育に取り組むことによって人材の磨き上げを実現し、離職者を出さないように取り組んでいくことに対する手厚いサポートをお願いしたい。</p> <p>・インターンシップ受入経費及び交通費等支援 県外(国内、海外)からの優秀な人材を確保することが至上命題となっている中、島嶼県であることから移動費用が足かせとなっている課題を克服することは不可欠となっているため、引き続き、手厚いサポートをお願いしたい</p>	③	<p><中小企業の人材育成(リスクリング)に係る伴走支援> 中小企業が人材育成(リスクリング)に取り組む際には、外部の支援が必要であると認識しております。国の人材開発支援助成金は、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得する研修等に対して助成を行っており、外部教育機関等の研修を活用することも可能となっております。今回の提言では、同助成金の対象経費に専門家の伴走支援費用を追加することで、助成金を活用する企業を拡大し、県内企業における人材育成(リスクリング)を促進するものとしております。</p> <p><インターンシップ受入経費及び交通費等支援> 学生の県内企業等への就職促進のため、インターンシップは有効であると考えており、本取組によって、学生の参加促進を図り、受入れ企業の負担感を軽減することで、県内企業の魅力発信や学生の就業意識向上につなげたいと考えております。</p>	商工労働部
237	18. 雇用	強化すべき取組	<p>・若年層の地方定着の促進に向けた奨学金の返還交渉に係る措置率の拡充 奨学金の返還自体が重荷になって、給与水準が高い県外企業への流出を食い止め、県内雇用環境を改善していくうえで、非常に重要な取り組みです。引き続き支援をお願いいたします</p>	③	<p>一人当たりの県民所得が低い本県において、奨学金返還の負担は特に大きく、活用している学生も多いことから、本取組を実施することによって、若年者の県内定着につなげたいと考えております。</p>	商工労働部
238	18. 雇用	強化すべき取組	<p>人材の"定着"に係る取組みの強化 当協会では会員企業の経営概況調査(おきぎん経済研究所共同調査)を行ったところ、回答頂いた事業者の約70%(オンシーズン)がホテルの人出不足と回答しており、また直近1年間の早期離職者(入社3年以内の離職)が約8割近くのホテルが「いた」と回答があった。入社4年目以降は離職者が減る傾向にあることから人材の"定着"に係る様々な取組み(企業やスタッフ向けの支援など)の強化が必要である。</p>	④	<p>早期離職の現状については、入社3年以内の離職率の高さが本県観光産業の持続可能性を揺るがす深刻な課題であると認識しています。 今後は、4年目以降の定着傾向に着目し、「宿泊税」を活用した人材定着支援を強化してまいります。 具体的には、既存のマッチング支援に加え、若手スタッフのキャリア形成を支援する研修や、職場環境の改善を促す経営者層向けマネジメント研修を推進します。これにより、入社初期のミスマッチ解消と「働きたい」と思える職場づくりを両立させ、事業者が将来にわたり安定して経営・雇用を継続できる環境整備に取り組んでまいります。</p>	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
239	18. 雇用	強化すべき取組	<p>県内企業等の人手不足解消の方策の一つとして、障害者雇用の充実にに向けた労働・福祉部局と県教育委員会との連携・協力・支援を深化させること。</p> <p>また、障害者の福祉就労の場としてのB型施設利用者の賃金(労働対価の工賃)UPに向けた取り組みが必要である。</p> <p>その一つとして農福連携などが挙げられるが、充実が必要である。障害者の雇用枠に該当しない発達障害者や自閉症、精神不安定の方の訓練施設や特性に合わせた働く場が必要である。</p>	④	<p><障害者雇用の充実にに向けた関係部局との連携></p> <p>福祉部局や教育庁と障害者雇用に係る会議を実施し、日頃から関係部局と情報共有を行いながら施策の展開に取り組んでいます。また、沖縄労働局、県教育庁、高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)と連携して、県内経済団体に対する障害者雇用の要請行動を実施するなど、関係機関が一体となった取組を展開しているところです。</p> <p>今後とも、既存の連携枠組みを活用しつつ、ご指摘の趣旨を踏まえ、労働・福祉・教育の連携・協力を強化してまいります。</p> <p><職業訓練></p> <p>県では、職業能力開発校において、知的障害者を対象に小売業などのサービス業での就労を想定した職業訓練や、身体障害者を対象にパソコン関連資格や、簿記、ビジネスマナーを習得する訓練を実施しております。また、県から企業へ委託し、当該企業への就職を念頭に職場実習を実施しており、知的障害、精神障害、発達障害の方々を受け入れています。今後とも訓練受入企業の拡大を図り、就職を希望する障害者の方々に対する職業訓練の実施に引き続き取り組んでまいります。</p>	商工労働部
				④	<p>県では、厚生労働省の補助事業(工賃向上支援事業、農福連携推進事業)を活用し、就労継続支援B型事業所等で働く障害者の工賃水準引き上げのための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他収支改善支援等を行っており、引き続き工賃向上に向けた取り組みを行ってまいります。</p>	生活福祉部
				④	<p>県では、農業の現場における担い手の確保に繋げるため、農福連携を推進しており、令和5年度から、農福連携技術支援者育成研修等による人材育成や、制度の周知を図るための講演会などを実施しているところです。また国においては、地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携型)を直轄事業として実施しております。当該事業は障害者等の農林水産業に関する技術の習得や、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備などを行うことができる事業となっております。県としては農福連携の定着に向けた専門人材の育成に努めるとともに、国の事業についても周知を図るなど、本県における農福連携の取組を引き続き推進してまいります。</p>	農林水産部
240	18. 雇用	その他	<p>人手不足への対応を外国人労働者のみに依存するのではなく、60～65歳前後の世代を「プラチナ世代」と位置づけ、経験・技能を活かした就労機会を創出し、生きがいのある高齢者社会の形成と雇用の安定を図るべきである。</p>	④	<p>県では、高齢者の就労機会の創出及び雇用の安定に向け、事業主を対象とした相談窓口の設置や専門家派遣により、助成金の情報提供や就業規則の改正等の支援を行っております。</p> <p>今後とも高齢者が年齢に関わりなく働き続けることのできる生涯現役社会の実現に向け取り組んでまいります。</p>	商工労働部
241	19. 教育(質の向上)	<政策>～<強化すべき取組>	<p>次世代を担う人材のグローバル教育を実施するため、「英語教育の強化」を政策として追加して頂きたい。</p> <p>その上で、「教育課程特例校制度の最大限活用による全県的な英語教育の強化」を<強化すべき取組>として記述して頂きたい。</p>	⑥	<p>小中学校における教育課程特例制度の活用については、市町村が主体的に導入の判断を行い、申請することを基本としており、県教育委員会は、市町村が円滑に取組を進められる環境を整えるため、制度の趣旨や活用方法の周知、必要な助言を行っているところです。</p> <p>英語対応強化については、市町村からの要望に応じて、円滑に制度を活用するために必要な支援を検討してまいります。</p>	教育庁

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
242	19. 教育(質の向上)	現状・課題等	<p>・グローバル化が進む中で、沖縄の将来を担う児童生徒が多文化理解や国際コミュニケーション力を身につけるための教育環境が十分に整っておらず、学校現場におけるグローバルな教育の充実が課題となっている。</p> <p>・グローバルな教育の充実に向けては国際的な学びの機会が必要であるが、外国人指導助手(ALT・AET)の配置が学校間で偏在していることに加え、人材確保や給与水準・生活環境、兼業規制などが課題となっており、安定的な配置に向けた環境整備が求められる</p>	④	<p>ご意見いただきましたグローバル教育の充実や外国人指導助手の配置等について、重要な課題であると考えており、県教育委員会におきましては、課題解決に向けた各種施策を推進しているところです。</p> <p>頂戴したご意見については、更なる取組の推進に向けて参考とさせていただきます。</p>	教育庁
243	19. 教育(質の向上)	強化すべき取組	<p>・公教育におけるグローバル教育の推進と外国人指導助手の受入環境整備および活用拡大による国際的な学びの場の創出に関する取組</p>	④	<p>ご意見いただきましたグローバル教育の充実や外国人指導助手の配置等について、重要な課題であると考えており、県教育委員会におきましては、課題解決に向けた各種施策を推進しているところです。</p> <p>頂戴したご意見については、更なる取組の推進に向けて参考とさせていただきます。</p>	教育庁
244	19. 教育(質の向上)	強化すべき取組	<p>教育の質の向上を考える上で、教員の専門性について改めて整理する必要があると感じています。現在の教員は、大学において国語や算数、理科、社会など、それぞれの分野の学問を専門的に学んできた人材であり、その専門性自体は非常に重要なものです。一方で、「教える」という行為は、知識を持っているだけでは成立せず、「どのように伝えるか」「相手にどう届くか」という伝達の技術が不可欠であると考えます。</p> <p>教えることが一方通行になってしまえば、子どもにとって学びは受動的なものとなり、理解や興味につながりにくくなります。伝え次第で、同じ内容でも「分からないもの」にも「楽しいもの」にもなり得ます。しかし、こうした伝え方や、楽しく・分かりやすく伝える技術、学びへの意欲を引き出す工夫については、教員免許取得の過程の中で体系的に十分学ぶ機会があったのか、疑問を感じています。</p> <p>そこで、教員免許を取得した人や現職教員を対象に、伝え方の技術やプレゼンテーション能力を高める講習、学問をエンターテインメント性をもって伝えるスキルを学べる研修を、制度として無償で提供する仕組みを整えることが重要であると考えます。これは教員個人の能力不足を指摘するものではなく、教育の質を社会全体で底上げするための投資です。</p> <p>知識を「教える」だけでなく、「伝わる」「分かる」「楽しい」と感じられる学びを実現するために、教員を支える仕組みとして、伝達力や表現力の向上に焦点を当てた取組を、教育施策の中に明確に位置づけていく必要があると考えます。</p>	④	<p>県教育委員会では、学校における教育相談体制の充実に資する「教育相談実践事例研修会」「カウンセリング実践講座」等の研修を実施しております。また、教職員の指導力向上を目的として、県立総合教育センターの研修において、「ICT活用実践例講座」や「授業に役立つiPad活用講座」等、プレゼンテーション能力を高めることも含めた様々な研修を実施しております。</p> <p>引き続き、沖縄県教員等育成指標に基づき、法定研修や校内研修等、研修の充実に取り組み、教職員の資質・指導力向上に努めてまいります。</p>	教育庁

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
245	19. 教育(質の向上)	強化すべき取組	県立学校(高等学校・特別支援学校)においても、清掃や印刷等の雑務や教育DXの導入によるICT機器の保守・管理等、必ずしも教員がやらなくてもよい仕事が多くあり、日々、教員の負担となっている。このことから、1校に複数の教員業務支援員および専属のICT担当者を配置することで教員の負担軽減に資するものとする。	③	県教育委員会では、県立学校への教員業務支援員の配置は、希望する全ての学校への配置を目標としており、その目標を達成できていない状況のため、まずは、全ての希望校への配置を目指し取組の拡充を図ってまいりたいと考えております。 また、教員へのICT機器の操作指導や授業前のICT機器の準備、操作支援、ネットワークや端末の整備等を行うICT支援員を各学校へ派遣しており、ICT活用事例等を紹介するWebサイトも構築しております。 今後とも計画的にICT支援員を派遣し、教員の負担軽減に努めてまいりますとともに、ご意見については、更なる取組の推進に向けて参考といたします。	教育庁
246	20. 教育(環境の整備)	政策	P46、p47は沖縄県の教育に関する環境整備の政策について記述があります。 しかし、児童の成長に欠かすことのできない“学校給食”に関する記述がありません。現在沖縄県の学校給食は市町村単位で運営されているため、学校給食施設や従業員の人数にばらつきがあり、労働環境として適切とは言えない状況にある施設もあると考えます。 県として、学校給食施設に関する統制を行い、従業員の労働安全衛生の確保を加味した内容を追記いただきたいと考えます。	⑥	学校給食法において「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」とされております。その実施に当たっては、学校設置者である市町村等において、学校給食法や労働安全衛生法等に基づき行われるものと認識しております。県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携しながら、学校給食の充実に努めてまいります。	教育庁
247	20. 教育(環境の整備)	目指すすがた	小中学での給食費、高校での教材費やタブレット等の購入費用の家計負担が大きい。保護者の収入や市町村の関係なく補助することにより、進学への経済的なハードルを下げられる。	④	県教育委員会としましては、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、保護者の経済的負担軽減に取り組んでまいります。 また、全ての生徒が端末を揃えられるよう、低価格で良質な保証が受けられるECサイトの開設や端末購入に係る補助制度を創設しております。また端末を購入できない生徒向けに貸出用端末を各学校に整備しているほか、既に家庭で所有している端末も、仕様を満たせば活用が可能であると周知しております。	教育庁
248	20. 教育(環境の整備)	目指すすがた	大学進学について、県内に学部のない薬学部、獣医学部へのオープンキャンパスへの参加、受験時の旅費等をひとり親世帯、非課税世帯の限定せずに全家庭へ補助してほしい。	④	県教育委員会では、経済的に県外難関大学等への進学が困難な状況にある高校生を対象に給付型奨学金を実施しており、当該既存の施策を今後も継続実施することで、保護者等の経済的負担軽減に取り組んでまいります。 また、県立高等学校生徒の進学意識や将来の進路形成を支援する取組として、進学エンカレッジ推進事業を実施しております。 本事業における県外大学訪問は、単なる進学支援ではなく、社会の変化を捉える力や、他者と協働して課題を解決する力、広い視野を持って自分と社会との関係性を考える力などの育成を目的としております。そのため、訪問大学については、大学側の受入体制や教育プログラムへの理解を前提に、キャリア形成、専門分野の多様性、地域貢献意識の醸成といった観点から総合的に選定しているところです。	教育庁

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
249	20. 教育(環境の整備)	目指すすがた	県内に薬学部が開校するまで、薬学部への進学・卒業後に県内で薬剤師として活動することを条件に現在の奨学金補助とは別に授業料等の補助を検討してほしい。県外私立薬学部の学費と生活費を考えると、奨学金だけでは進学のハードルが高すぎる。	⑥	県(保健医療介護部)は、薬剤師確保のため、県内での就労を条件として、奨学金の返済助成事業を実施しております。 加えて、薬学部進学者の負担軽減のため、国、県(教育庁)、公益法人が行う既存の奨学金給付事業や大学が行う地域枠制度等の活用を推奨しております。 今後も薬学部進学者が適切な支援を受けられるよう情報提供等の充実に務めてまいります。	保健医療介護部
250	20. 教育(環境の整備)	目指すすがた	資格保持者数を向上させるため、資格検定取得にかかる費用の補助をしてほしい。	④	県では、配管、塗装、機械加工、鉄工などの技能・知識の習得レベルを評価する「技能検定」を実施しております。23歳未満の方の受験料を減額し、3級受験料21,300円を高校・大学生等は約半額の10,700円としております。今後とも、技能検定の普及・啓発等を通じて職業能力の習得・向上を支援してまいります。	商工労働部
251	20. 教育(環境の整備)	目指すすがた	社会に出る事前準備として、中学・高校の授業で金融リテラシーに関する授業(税金等やクレジットカードの仕組み等)を身につける授業をしてほしい。	④	各中学校においては、学習指導要領に基づき、家庭科でクレジットカードの仕組みや三者契約に伴う使い過ぎ、多重債務のリスク、成年引き下げに伴う責任などを学習しております。 また、各高等学校においては、学習指導要領に基づき、公民科・家庭科において、租税やキャッシュレス化等について学ぶほか、金融機関等が実施する出前講座を活用し、金融教育を実践しております。 県教育委員会としましては、引き続き関係機関等と連携し、外部人材等を活用した金融教育の充実に取り組んでまいります。	教育庁
252	20. 教育(環境の整備)	目指すすがた	インクルーシブな教育環境を進めることで、共生社会の構築に必要な多様性を尊重し合う人材育成にもつながる。	③	共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの取組については、強化すべき取組の中の「多様な学びの支援など総合的に支援する取組」として、沖縄県特別支援教育推進計画を策定するなどして取り組んでおります。ご意見については、更なる取組の充実に向けて参考とさせていただきます。	教育庁
253	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	【体験学習を目的とした学生受入と定住条件の向上】 「地域コミュニティの拠点維持」や「教育環境の充実」に関連し、関係人口の創出と将来的な定住促進を図るため、体験学習等を目的とした島外出身学生の受け入れ支援(渡航費や滞在費助成等)を強化していただきたい。また、離島における企業の事業継続と雇用維持を図るため、進出企業・事業への支援拡充など、更なる定住化条件の向上施策を推進し、活性化の土台作りを要望する。	③	県教育委員会では関係人口の創出や定住促進を図るための施策を行っておらず、また、これら体験学習等を目的とした島外出身学生の受入に係る施策を実施していない状況です。 いただいたご意見も参考に提案している政策提言などを推進し、離島の教育環境等の充実に努めてまいります。	教育庁
				③	離島地域における定住促進及び地域活性化のためには、地域の特性を生かした産業の振興を通じて、就業機会の確保及び拡大を図ることが重要であると考えております。 現在、離島地域の主要産業である観光業の振興に資するため、宿泊施設の立地促進を目的とした税制措置を講じているところですが、今般、当該制度の対象業種について拡充を提案しており、これにより産業全体の活性化を図り、離島地域における就業機会の確保につなげることとしております。	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
254	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	全国的に建設業や造船業の工事職人、トラック運転手や船舶の船員や機関員など専門人材が不足している。そのため工事の遅延や請負価格の高騰、物資輸送等の滞留、航路の運休などが起きており、今後、地方においては建物の建設やトラックや船による物資輸送が難しくなる事態が危惧されている。沖縄県においては製造業等の産業高度化のための誘致に取り組んでいるが、同様な施策が全国各地でとられている中で、今後企業進出意欲を誘引するのは補助、税制よりも人材確保が最優先課題となるのではないだろうか、これらの状況を鑑みて高校、大学における専門人材育成コースの設置や増設、または小中学生への、これらの職業の工場等での体験学習、見学などによる関心度アップ、進路指導などを図る必要があるので振興策の1つとして設けられないだろうか。	④	沖縄県では、令和2年にキャリア教育の基本方針が策定され、小中高の学びをつなぎ、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育で身に付けさせたい力を意識した授業や職場見学・職場体験活動の充実等、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に取り組んでいるところです。 また、専門高校においては、現在、関係機関と連携した地域の担い手となる人材育成について、取組を推進しているところです。ご意見については、更なる取組の推進に向けて参考とさせていただきます。	教育庁
				④	土木建築部では、「沖縄県建設産業ビジョン2018」において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、その施策の一つとして、県では、建設現場親子バスツアーを実施するなど建設業の魅力発信に取り組んでいます。	土木建築部
				④	<専門人材の人材育成> 県では職業能力開発校にて自動車整備士、電気システム、配管・建物設備、板金・塗装、建設機械整備、左官などの多様な職業訓練を実施し、技能者の育成を行っております。また、国においても県内にポリテクセンターとポリテクカレッジを設置し、建物建築設計、物流情報、電気エネルギー制御、電気設備設計などの職業訓練を行っております。今後ともこれらの職業訓練を通じて、技能者の育成を進めてまいります。	商工労働部
				③	<航空関連の人材育成> ご指摘のとおり、航空関連人材の育成は、県としても大変重要と認識しており、本政策提言においても大学や専門学校など教育機関と連携して、航空専門学校の誘致や専門カリキュラムの創設につなげていきたいと考えています。あわせて、小中学校、高校の学生を対象とした職業人教育や工場見学会等を継続的に実施するなど、将来の航空関連産業への就職希望者を増やしていく取組についても産業クラスター形成に向けた施策として引き続き推進していく考えです。	商工労働部
				③	船員等の担い手確保については、政策分野「1. 離島等」に記載しております。また、ご提案につきましては、関係機関と意見交換をしております。	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
255	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	<p>【リハビリテーション専門職の人材確保について】 沖縄県では高齢化の進展、疾病構造の変化、離島地域の特殊性などにより、理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)の需要が急速に増加しています。一方で、県内の人材供給は需要に追いつかず、特に離島・僻地では慢性的な人材不足が続いています。 本協会は、県民が地域を問わず質の高いリハビリテーションを受けられる体制を確保するため、以下の施策を提言いたします。</p> <p>(1) 離島・過疎地域へのインセンティブ強化 ・県独自の「離島・僻地リハ専門職手当」の創設 ・住宅補助、家賃補助、本島帰省費用の支援 ・家族帯同支援(保育・教育環境の情報提供や補助) (2) 修学資金制度の拡充と県内就業の促進 ・卒業後の県内勤務で返還免除となる修学資金の創設 ・離島勤務を条件とした「地域枠」の創設 ・養成校との連携による県内就職説明会の強化</p>	④	<p>地域医療構想の達成に必要な回復期病床及び地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療や介護等の分野ではリハビリテーション関連医療技術者の役割が重要となっています。 第8次沖縄県医療計画では、県民のニーズに対応するため、医療機関及び各種施設におけるリハビリテーション医療技術者の実態把握に努めるとともに関係団体と連携を図りながら、人材の確保及び資質の向上に取り組むこととしており、国の動向や地域のニーズ等の情報を収集しつつ、今後、どのような取組ができるか検討していきたいと考えております。</p>	保健医療介護部
256	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	<p>【地域リハビリテーションの人材確保・育成について】 沖縄県・各市町村では、地域リハビリテーション(地域ケア会議、介護予防事業、訪問指導など)を担う専門職を、医療機関からの派遣に依存しています。しかし、医療機関側の負担増大、派遣職員が片手間で対応せざるを得ない、離島や僻地では地域リハの担い手が不足している等の構造的な問題が顕在化しています。 そこで、以下の施策を提言いたします。 (1) 医療機関派遣への適正な財政支援 ・派遣に対する県・市町村の補助単価の見直し ・派遣に伴う代替要員確保への支援 ・地域リハ活動を評価するインセンティブ制度(例:地域貢献加算) (2) 地域リハ専門職配置モデルへの転換 医療機関派遣に依存するのではなく、市町村または広域で専任の地域リハ専門職を配置する仕組みの構築。 ・市町村直轄の「地域リハコーディネーター」配置 ・広域(圏域)での共同配置モデル ・県が人件費の一部を補助する制度の創設 ・離島には「常勤+遠隔支援」のハイブリッドモデル</p>	④	<p>令和7年度より沖縄県地域リハビリテーション推進協議会を立ち上げており、構成団体には、県理学療法士協会、県作業療法士会、県言語聴覚士会の3士会で構成される県リハビリテーション専門職協会が参画しています。 地域リハビリテーション支援体制の構築に向けて、令和9年度に二次医療圏単位で設置を予定している地域リハビリテーション支援センターを中心に圏域単位の派遣費用の単価設定や派遣調整のコーディネーターの設置、離島支援などを含め検討してまいります。</p>	保健医療介護部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
257	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	<p>【中長期的な専門職人材育成・確保に向けた養成体制の充実について】</p> <p>第120回社会保障審議会医療部会の資料では、医療関係職種の養成施設について、都道府県ごとに入学定員の充足率に差があり、大学課程を有する地域では比較的高い充足率が維持されている一方、専門学校のみ地域では低い傾向が示されている。また、18歳人口が減少する中であっても大学進学率は上昇しており、医療系専門職志望者においても大学課程を志向する傾向がみられる。</p> <p>沖縄県には、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する大学課程が存在しないことから、大学進学を希望する志望者は県外進学を選択せざるを得ず、養成段階から人材が県外に流出する要因の一つとなっている可能性がある。</p> <p>さらに、「健康長寿沖縄県」の再生を目指す上では、個人への支援に加え、地域や集団単位で健康課題を把握し、施策の効果を検証していく視点が重要である。</p> <p>そこで、以下の施策を提言する。</p> <p>(1)中長期的な専門職人材需給の把握と検証 将来的な医療・介護需要の増大と生産年齢人口の減少を見据え、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士について、中長期的な人材需給を踏まえた検証を継続的に行うこと。 ・人口動態や地域特性を踏まえた人材需給の把握 ・地域医療・介護提供体制との整合を踏まえた検討</p> <p>(2)養成体制の充実による人材確保・定着の強化 人材確保・定着に加え、県民の健康寿命延伸や介護予防を支える人材基盤の強化を目的として、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成課程について、大学化を含めた養成体制の充実を検討すること。 ・大学化を含めた養成課程の在り方の検討 ・地域医療・地域包括ケアを担う人材育成の推進</p> <p>(3)教育拠点を活用した地域健康づくりへの貢献 大学等の教育拠点を活用し、地域医療や介護予防に関する取組について、地域の実情を踏まえた把握や検証を行い、健康長寿沖縄県の再生に資する施策につなげていく仕組みづくりを進めること。 ・地域や集団単位での健康課題の把握 ・施策の効果を検証し、次の取組に活かす仕組みの構築</p>	④	<p>地域医療構想の達成に必要な回復期病床及び地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療や介護等の分野ではリハビリテーション関連医療技術者の役割が重要となっております。</p> <p>第8次沖縄県医療計画では、県民のニーズに対応するため、医療機関及び各種施設におけるリハビリテーション医療技術者の実態把握に努めるとともに関係団体と連携を図りながら、人材の確保及び資質の向上に取り組むこととしており、国の動向や地域のニーズ等の情報を収集しつつ、今後、どのような取組ができるか検討していきたいと考えております。</p>	保健医療介護部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
258	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	<p>【次世代IT・AI人材の育成に向けた教育DXの推進】 素案において「産業構造の転換に対応できる専門人材の不足」が課題として挙げられ、「先端教育に係る環境整備や人材育成」が強化すべき取組とされているが、IT・AI分野に特化した具体的施策が不足している。 本県の情報通信産業は県経済の成長を牽引するリーディング産業でありながら、労働生産性や給与水準が全国下位にとどまっている要因の一つに、高度IT人材の慢性的な不足がある。AI時代に求められるIT人材を県内で継続的に輩出するためには、初等・中等教育段階からの体系的なデジタル教育と、高等教育機関における実践的IT人材育成の双方を強化する必要がある。 具体的には、以下の取組を提言する。 ①県内高等学校における情報科教育の充実(AIリテラシー・プログラミング・データサイエンスの実践的カリキュラム導入)に対する教員加配・外部IT人材の活用支援 ②県内大学・高専等とIT企業・OIST等研究機関が連携した実践的IT人材育成プログラム(PBL型・産学連携型)の構築支援 ③高校生・大学生を対象としたAI・データサイエンス分野のインターンシップ・ハッカソン等の開催支援と、参加者の県内就職を促進する仕組みの構築 ④離島・北部地域の生徒がオンラインで高度なIT教育を受講できる環境整備(OIST等の教育コンテンツの活用を含む) ⑤IT分野を志す県内学生に対する給付型奨学金制度の創設(県内IT企業への一定期間の就業を条件とするもの)</p>	④	<p>(①関連)県教育委員会では、DX加速化推進事業など様々な講座や研修等において、大学教授などの外部IT人材を活用して取り組んでいるところ。また、教員加配については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、各学校において編成される教育課程の実施に必要な教員を適切に配置しております。 (③関連)また、インターンシップや就職支援については、生徒の希望も踏まえ、多様な進路を選択できるような指導等を行っているところ。また、(④関連)併せて、離島・北部地域の生徒がIT教育を受講できるように遠隔教育の整備を進めているところ。また、(⑤関連)奨学金については、経済的に県外難関大学等への進学が困難な状況にある高校生を対象に給付型奨学金を実施しており、当該既存の施策を今後も継続実施することで、保護者等の経済的負担軽減に取り組んでまいります。 いただいたご意見も参考にして、提案している政策提言などを推進し、教育DXの取組の充実を図ってまいります。</p>	教育庁
259	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	<p>「多様な学びの支援など総合的な支援に関する取組」の中に、発達障害等障害を有する子どもへの保育所・幼稚園等の就学前の適切な対応が必須であり、就学時において市町村教育委員会で専門性の高い人材による丁寧で適切な教育支援を位置づけること。</p>	③	<p>特別支援教育を担う幼稚園等の教員の専門性向上に関する取組等については、「多様な学びの支援など総合的な支援に関する取組」として、インクルーシブ教育システム整備事業において強化を図っているところ。ご意見については、更なる取組の推進に向けて参考とさせていただきます。</p>	教育庁
260	20. 教育(環境の整備)	強化すべき取組	<p>現在、高等学校においては専門教科等に係る施設・設備の老朽化や最新設備等への更新が不十分であり、また学校と地域が連携した取組を推進するため、教職員の多忙な現状からも、学校と地域関係機関を繋ぐ専任人材の配置が求められている。そのため、具体的に「専門教科等に係る最新施設・設備の整備」「各校への学校と地域関係機関を繋ぐコーディネーターの配置」の文言を記載してほしい。</p>	③	<p>高等学校における各校への学校と地域関係機関を繋ぐコーディネーターの配置については、キャリア・ビルドアップ事業において、取組の拡充を図っているところ。ご意見については、更なる取組の推進に向けて参考とさせていただきます。</p>	教育庁
				④	<p>県教育委員会では、高等学校における産業教育設備整備事業を実施しているところであり、今後も当該事業の継続実施により、計画的な整備に向けて取り組んでまいります。</p>	教育庁

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
261	22. こどもの貧困	目指すすがた	対策をしないと将来にまで貧困が連鎖することを危惧しての素案と考えるが、目指すすがたにネガティブな表現が入るのは相応しくない。また、子どもの家庭の状況は様々であるため、「こどもの将来の貧困」→「各家庭の将来にあった」あるいは「各家庭が夢や希望をもてるよう」のような表現がよいと考える。	③	<p>政策提言「22.こどもの貧困」は、こども未来部が所管しているこどもの貧困対策、ひとり親支援等のほか、生活福祉部保護・援護課が所管している生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援をパッケージにしたものとなっています。</p> <p>このため、目指すすがたの記載は、令和6年9月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(貧困解消法)」の基本理念の一つである「(こどもの貧困解消に向けた対策は)こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。」旨の規定を引用し、貧困の解消を目指すことを意図して記載したところです。</p> <p>当該規定は、沖縄振興特別措置法にも引用されており、本提言の強化すべき取組「～沖振法への文言追加」と相互に関係する重要な部分であることから、貧困解消法と平仄を合わせるため、原文のとおりとさせていただきます。</p>	こども未来部
262	22. こどもの貧困	目指すすがた	学習支援等とあるが、目指すすがたに等という表現は適さないのではないか。また、学習支援はあくまでも支援の一部であり、成果が出ているのは各家庭に合わせたの切れ目のない伴走支援である。学習支援を例にするのではなく、「伴走型支援」のような包括的な表現が、この項目には適合していると考えられる。この表現の方が、次項の環境の変化等而言及している「切れ目のない支援」にもつながるのではないか。	③	<p>政策提言「22.こどもの貧困」は、こども未来部が所管しているこどもの貧困対策、ひとり親支援等のほか、生活福祉部保護・援護課が所管している生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援をパッケージにしたものとなっています。</p> <p>このため、目指すすがたの「加え」より前の部分については、令和6年9月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(貧困解消法)」の基本理念の一つである「(こどもの貧困解消に向けた対策は)こども及びその家族の生活及び取り巻く環境に応じて包括的かつ早期に講ずる」旨の規定を引用し、後半部分に、こどもの将来の貧困の防止にもつながる「学習支援」を盛り込み、これらを通じて貧困の解消を目指すことを意図して記載しておりますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>	こども未来部
263	22. こどもの貧困	目指すすがた	<p>・「こども及びその家族の状況に応じた包括的な対策」に「加え」、「こどもの将来の貧困を防ぐ学習支援等の取組」とあるが、「包括的な対策」は、言葉の意味として全ての対策が包含され、学習支援についても、「包括的な対策」に含まれるのではないか。そうだとすると、包括的対策に「加え」という表現は誤りではないか。</p> <p>・「こどもの将来の貧困を防ぐ」とあるが、今を生きるこどもの成長発達を支えることが重要であり、「こどもの将来の貧困を防ぐ」は、表現としてふさわしくない。こどもの現在の貧困を解消することが重要。</p> <p>・目指すすがたは、沖縄県におけるこどもの貧困をなくすことであり、「対策や取組を通じて」という部分は不要ではないか。シンプルに、「本県におけるこどもの貧困をなくす。」が良いのではないか。</p>	②	<p>政策提言「22.こどもの貧困」は、こども未来部が所管しているこどもの貧困対策、ひとり親支援等のほか、生活福祉部保護・援護課が所管している生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援をパッケージにしたものとなっています。</p> <p>このため、目指すすがたの「加え」より前の部分については、令和6年9月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(貧困解消法)」の基本理念の一つである「(こどもの貧困解消に向けた対策は)こども及びその家族の生活及び取り巻く環境に応じて包括的かつ早期に講ずる」旨の規定を引用し、後半部分に、こどもの将来の貧困の防止にもつながる「学習支援」を盛り込み、これらを通じて貧困の解消を目指すことを意図して記載したところです。</p> <p>しかし、ご指摘の「現在の貧困を解消」することも、貧困解消法の改正時に基本理念として新たに盛り込まれた重要な視点でありますので、末尾の記載を「～本県における現在及び将来のこどもの貧困の解消を目指す。」に改めております。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
264	22. こどもの貧困	環境の変化等	「こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」とあるが、誤り。 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第3条2項は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」とある。「こどもの現在の貧困を解消するとともに」の部分が極めて重要であり、この部分の欠落はあってはならない。	②	ご指摘の「こどもの現在の貧困を解消する」旨の規定は、令和6年9月に貧困解消法が改正された際に基本理念として新たに盛り込まれたものであり、極めて重要な視点となっておりますので、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐ～」と改めております。	こども未来部
265	22. こどもの貧困	現状・課題等	こどもの居場所が増えたことが困窮世帯の割合の改善やこどもの自己肯定感の向上につながったと読めるが、どのような検証をしたのかよくわからない。一方で、ひとり親世帯では困窮世帯が増えている、また、自分の将来が楽しみというこどもの割合が低下しているともあり、改善したのかそうでないのか曖昧である。 この項目の記載方法については、現状、主な改善点、改善していない点、想定される要因にきちんと分けて整理すべきではないか。本項目の最後に「これまでの取組」があるが、順序が逆ではないか。	③	過去に県が実施した居場所調査では、調査に回答したこども・若者が通う前と比べて自己肯定感が高くなる傾向が見られており、居場所支援が自己肯定感の向上に効果があることが示唆されています。また、令和5年度に県が実施した青少年の実態に関する調査でも、居場所等支援施設の利用者への影響として、不安感の低下や目標を持つ割合の増加等が見られています。 このため、こどもの居場所の設置数の増加が近年のこどもの自己肯定感の向上に寄与しているものと考えます。一方、「自分の将来が楽しみだ」は、実社会を映し出すもの。将来、直面する社会保障制度の維持等の現実的な問題が反映されているのではないかと、分析されています。 一方のひとり親の困窮世帯の割合の増加について、令和6年度沖縄こども調査(小中学生)では、近年の物価高騰の影響により、ひとり親世帯はダブルインカムが見込めないため、世帯収入の伸びが物価高騰に追いついていないなどが推察されています。 以上のことから、県全体では困窮世帯の割合は改善傾向しているものの、依然としてひとり親の深刻な状況や体験格差による将来の期待の落ち込みがみられ、これら課題に対応するための強化が必要な取組を「現状・課題等」の「■」4つ目に記載しているところです。	こども未来部
266	22. こどもの貧困	現状・課題等	寄付金の減少、その確保という文言を沖縄振興の提言に入れることは違和感がある。「これまで以上に企業等とも連携し、社会全体でこどもたちを支える機運を高める」等の表現でよいのではないか。	③	県としては、こどもの貧困解消に向けた取組は、一過性のものでせず継続的に取り組んでいく必要があることから、取組に係る財源確保に向け県内企業の寄付に対する税額控除等を要望していきたくと考えております。 寄付金が減少していることについては、強化すべき取組「こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等」に対応した課題となっているため、原文のとおりとさせていただきます。	こども未来部
267	22. こどもの貧困	現状・課題等	こどもの学習・生活支援事業というのが唐突に記載されている感を受ける。対象者は誰なのか、また、定員超過の見込みとあるが、改善されていないということなのか、財源がないことにどう対応するのか、わかりにくい。	③	令和7年3月末に「沖縄県こども・若者計画」を策定し、新たな施策展開の柱として、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」及び「支援につながっていないこどもとその家族への支援体制の構築」を位置づけました。 生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習・生活支援事業では、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこども及び保護者を対象として、学習支援(無料塾)のみならず、福祉事務所に配置している学習支援専門員による家庭環境、教育環境、心理的要素等を踏まえた日常生活習慣の形成や社会性の育成、進路選択に関する支援等についても、市町村福祉担当部局や教育委員会、児童相談所等と連携しながら行っているところであります。 令和6年度における学習支援(無料塾)の定員に占める割合は85%で、今後を見据えると定員増や支援の質向上を図る必要があると考えているところであり、政策提言において、国に対し補助率の拡充を要望したいと考えております。	生活福祉部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
268	22. こどもの貧困	現状・課題等	<p>「これまでの貧困対策で支援につながったこどもを自立に導くため、体験格差を是正する等の施策を強化していくことがより重要な課題となっている。」とあるが、自立に導くために体験格差を是正する施策を講ずるというはおかしい。「自立」が問題となる場面は18歳以上のことと考えられる。</p> <p>沖縄県こども・若者計画においても、「おおむね18歳までを対象としてきたこれまでのこどもの貧困対策では、その後の支援を行う資源や仕組みが十分整っているとは言えない状況にあります。」とあり、18歳以上への自立支援の必要性が述べられている。</p> <p>他方、「体験格差を是正する」施策の対象は、幼少期からのこどもであり、18歳以上に体験格差是正の措置を講ずるのでは遅すぎる。自立支援で大切なのは、相談やきめ細やかな寄り添い支援(伴走型支援)であり、支援につながったこどもの自立支援を記載するのであれば、この点を意識すべき。</p>	②	<p>これまでの貧困対策及びこども調査等により、経済的な理由による体験格差が課題であることが明らかとなっており、また、こどもの居場所等におけるキャリア支援や体験活動等により、こどもが前向きに変化することが確認されております。</p> <p>これまで10年間のこどもの貧困対策で支援につながったこどもは、現在高校を卒業する年代になっているため、社会的自立へとつなげることが今後の貧困対策では重要な課題となっております。</p> <p>自立へつなげるためには、こども自身が夢や希望に向かって行動していけるよう、自己肯定感を高めることが重要であり、そのための施策の一つとして、体験格差を是正する施策を例示として挙げたところです。</p> <p>しかし、ご指摘のとおりこどもを社会的自立へつなげるためには、相談体制や寄り添い支援も重要であると考えておりますので、「体験格差の是正や相談体制の整備、こどもに寄り添った支援を強化していくことがより重要な課題となっている。」に改めております。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
269	22. こどもの貧困	現状・課題等	<p>・「自分の将来が楽しみだ」との回答することの割合は低下しており」とあるが、令和6年度沖縄こども調査 小中学生報告書50頁では、「自分の将来が楽しみだ」について、「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合を経年比較で見ると、小学5年生(図A-4-11)は、非困窮層で 2015 年沖縄県調査の 83.8%から2024年沖縄県調査では 79.4%へ、困窮層では 84.9%から 76.3%へと減少していました。中学2年生(図A-4-12)では、非困窮層で 69.4%から 70.0%へ、困窮層で 67.1%から 65.5%へと、ほとんど変化が見られませんでした。」とあり、中学2年生ではほとんど変化がない。全てのこどもについて「低下しており」は、誤り。</p> <p>・令和6年度沖縄こども調査 小中学生報告書56頁以降において、「特集 10年目の調査で見えたこと」の考察が述べられているところ、沖縄県のこどもの貧困対策における重要な指摘がなされている。</p> <p>「第2節では食料・衣服が買えなかった経験を分析しています。それぞれの経験が「あった」割合(「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計)は、食料については全体としては大きな変動はありませんでしたが、小学1年生と中学2年生の困窮層においてはその割合に約3～10 ポイントの増加がありました。本報告書の調査概要で見られたように、10 年の間に世帯所得の増加がありながら、本指標の全体では変動がなかったこと、困窮層では悪化したことは大きく受け止めるべきでしょう。ここ数年の物価の高騰が影響を与えていることを示唆するものであり、それがまた困窮層により大きな悪影響を与えているのではないのでしょうか。また、「あった」割合は 2024 年沖縄県調査の困窮層では、小学1年生で 49.6%、小学5年生で 48.6%、中学2年生で 58.2%であり、非常に高いままであることにも目を配る必要があります。」</p> <p>「この 10 年であまり改善を見ることができなかった重要な指標として、食料が買えなかった経験があるでしょう。特に、学年によってですが、困窮層でその割合が悪化していました。この指標は、こども大綱(子供の貧困対策に関する大綱)でも取り上げられているものであり、所得を基に計算される貧困率とは異なり世帯の生活状況を直接的に測るものと言えます。これには物価高の影響が大きいと言えますが、こうした物価高などの経済の急変状況(コロナ禍なども含む)に対応するためにも、先に少し述べた子育てにかかる経費をできるだけ減らしていくことが求められているのではないのでしょうか。」</p> <p>この指摘は極めて重要であり、こどもの貧困の現状と課題として記載すべきである。</p>	②	<p>ご指摘のとおり、中学2年生では、非困窮層は横ばいとなっておりますが、困窮層のこどもは低下していますので、「自分の将来が楽しみだ」と回答する困窮層のこどもの割合は低下しており」に改めさせていただきます。</p> <p>また、令和6年度の小中学生調査において、「食料が買えなかった経験」について、10年間で特に困窮層で悪化していることが確認され、物価高が影響していることが示唆される結果となりました。</p> <p>このような状況は、国に政策提言を求める家庭支援の観点などに関連する大きな課題であるため、「現状・課題等」の最初の「■」のひとり親の困窮世帯割合の記載の後に以下のとおり追記しております。</p> <p>「～未だに高水準で推移している。また、県の調査により、この10年間で「食料が買えなかった経験」が「あった」「ときどきあった」と回答した割合が、物価高の影響から特に困窮層で悪化していることが確認された。さらに、～」</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
270	22. こどもの貧困	現状・課題等	「貧困の連鎖防止を目指している。」ではなく「貧困の解消を目指している。」とすべき。「連鎖防止」は、こどもの将来のことに焦点を当てているところ、こどもの現在の貧困を解消することが重要。	②	ご指摘の箇所は、【これまでの取組】を記載しておりますが、現在の貧困状態の解消を図るための取組や将来の貧困を解消する取組も行っておりますので、「貧困の解消を目指している。今後とも、こどもの貧困の解消に向けては、更なる取組を進める必要がある。」に改めております。	こども未来部
271	22. こどもの貧困	現状・課題等 強化すべき取組	<p>こどもの権利の視点を明記すべきである。 沖縄県こども・若者計画の「第3章 こども施策に関する重要施策」の一番最初に掲げられているのが、以下である。</p> <p>「(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こどもまんなか社会の実現に向けては、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要があります。そのためには、こども・若者が、自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶことに加え、こどもに関わるおとなを含め、社会全体がこども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが必要です。」また、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等のため、以下の施策が掲げられている。</p> <p>「① こどもの権利に関する周知・啓発 すべてのこども・若者に対し、県ホームページや県政出前講座等を通して、こども基本法や本計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするすべてのおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図ります。」</p> <p>このように、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利の周知啓発が最重要施策の一つになっているところ、こどもの貧困は、こどもの権利侵害の一つであり、こどもの権利保障の観点から取り組むべきものである。こどもの貧困の現状・課題において、こどもの権利の普及啓発状況の現状や課題を記載し、今後強化すべき取組としても記載すべきである。</p>	③	<p>本政策提言は、新たな沖縄振興特別措置法の見直しが予定されている令和9年度以降に国に対して求める財政や税制措置、規制緩和等の政策についてとりまとめるものとなっております。</p> <p>「沖縄県こども・若者計画」については、県が主体となり策定した計画であり、計画の基本理念や基本方針でもある、こどもの権利の尊重やこどもの意見表明・社会参画、こどもの権利の普及啓発については、計画に基づき県が主体となって取り組んでいるところであるため、国に求める政策提言には盛り込んでいないところです。</p> <p>以上のことから、原文通りとさせていただきます。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
272	22. こどもの貧困	現状・課題等 強化すべき取組	<p>こどもの貧困の根本的な原因は、所得が低いこと。これは個々の家庭の努力不足や価値観の問題ではなく、構造的・歴史的に積み重なってきた社会経済的要因によるものである。こどもの貧困の解消に、所得向上(賃上げ)は必須であり、従前の沖縄県子どもの貧困対策計画(第2期)及び沖縄県子ども・若者計画には、「雇用の質の改善等に向けた取組」が入っている。ところが、今回の政策提言において、これが抜け落ちている。</p> <p>政策の分野22こどもの貧困のところにもないし、政策の分野18雇用のところにも一切記載がない。</p> <p>沖縄県民の所得向上(賃上げ)は、沖縄県における最重要課題の一つである。にもかかわらず、政策提言において全く触れられていないのは、大問題である。</p>	③	<p>「22.こどもの貧困」では、困窮世帯の割合が高止まりしているひとり親世帯を雇用へとつなげるため、令和7年度より新たに実施している、ひとり親と企業をマッチングし就労体験を通じて雇用につながった際に既存制度の要件緩和等を求める政策提言として、「ひとり親家庭に対する特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金額の拡充」を要望することとしております。</p> <p>ご指摘のとおり、「沖縄県子ども・若者計画」における最重要課題の解消に向けた施策として、こどもの貧困対策を位置づけており、その中には「雇用の質の改善に向けた取組」を盛り込んでおり、計画に基づき、施策を推進していくこととしております。</p> <p>当該意見につきましては、関係部局にも共有してまいります。</p>	こども未来部
				④	<p>・沖縄県においては、県内企業の賃上げを実現するには、企業の稼ぐ力を強化し、賃上げの原資を確保することが重要と考えております。そのため、県では企業の稼ぐ力の向上を目的として、DXの促進、商工・観光・農林水産分野の官民で連携し、沖縄のブランド力の向上、情報通信産業の高度化・高付加価値化などに取り組んできたところです。また、デジタル化や新製品の開発の促進、事業維持拡大を支える資金繰り支援、企業の取組に対する指導・助言など、各種施策を推進するとともに、価格転嫁や賃上げに取り組む企業の事例等を紹介するシンポジウムの開催に加え、令和4年度に「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を創設し、企業が従業員の所得向上を図る取組を推進しております。さらには賃金引上げとともに生産性向上に資する設備投資等に取り組む中小企業者を支援するため、国の業務改善助成金の交付を受けた事業者へ奨励金を交付します。</p> <p>引き続きこれら取組を推進し、企業の稼ぐ力の向上を図り、賃上げの原資の確保を推進し、賃金向上に繋げていきたいと考えております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
273	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の住居を市営・県営等における入居優先策及び賃貸料の減額・免除等の策の取組拡充 ・不登校児への学習指導や登校支援策、支援員や民生委員児童委員の増員策 ・貧困解消策や学習支援、訪問支援、家族支援策の拡充 ・家庭学習支援員の増員、訪問機会の取組拡充 	④	<p>(ひとり親の住居を市営・県営等における入居優先策及び賃貸料の減額・免除等の策の取組拡充について)</p> <p>県営住宅への入居については、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等は、一般世帯の入居割合の概ね2倍となるよう入居枠を設け、また、経済的な理由から家賃納付が困難な場合は、状況を確認の上、減免を行っております。</p> <p>住宅確保に困窮する世帯には、ひとり親世帯だけでなく単身高齢者世帯など様々あり、そうした世帯に低廉な住戸を公平に、均衡を保ちながら提供できるよう取り組んでまいります。</p>	土木建築部
				③	<p>(不登校児への学習指導や登校支援策、支援員について)</p> <p>県教育委員会では、校内自立支援室事業により不登校児童生徒等を支援するとともに、スクールカウンセラー等の専門性の高い人材を活用した教育相談体制の充実に努めております。</p> <p>また、教職員の負担軽減を図り、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行うための支援員等の配置の充実や多様な学び支援について、強化すべき取組として位置付けて取り組んでまいります。</p>	教育庁
				④	<p>(民生委員児童委員の増員策について)</p> <p>県では、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、民生委員・児童委員の担い手確保を促進するため、市町村との意見交換を行っているほか、民生委員・児童委員広報活動事業を通して民生委員・児童委員活動の役割ややりがいを発信し、活動の普及啓発を行っているところです。</p>	生活福祉部
				③	<p>(貧困解消策や学習支援、訪問支援、家族支援策の拡充について)</p> <p>令和7年3月末に「沖縄県子ども・若者計画」を策定し、新たな施策展開の柱として、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」及び「支援につながっていない子どもとその家族への支援体制の構築」を位置づけました。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業では、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援(無料塾)や福祉事務所に配置している学習支援専門員による日常生活習慣の形成や社会性の育成、進路選択に関する支援等を行っております。</p> <p>令和6年度における学習支援(無料塾)の定員に占める割合は85%で、今後を見据えると定員増や支援の質向上を図る必要があると考えているところであり、政策提言において、国に対し補助率の拡充を要望したいと考えております。</p>	生活福祉部
				③	<p>(貧困解消策や学習支援、訪問支援、家族支援策の拡充について)</p> <p>ご要望のある、貧困対策解消策や、こどもの貧困対策支援員による訪問支援、ひとり親家庭をはじめとする家族支援策については、本提言の趣旨に含まれていると考えますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>	こども未来部
				④	<p>(家庭学習支援員の増員、訪問機会の取組拡充について)</p> <p>家庭学習の支援につきましては、市町村等において取り組まれている小中学校があるものと承知しております。</p> <p>県教育委員会においては、校内における支援やスクールカウンセラー等による相談体制整備のほか、支援員等の配置の充実などの取組を推進してまいります。</p>	教育庁

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見		担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類 考え方	
22. こどもの貧困			<p>※No.274～277の前提となる意見者の考え方※ 【関係団体意見①】「小学校に上がる前に、親の貧困を減らす」 (1)必要性 調査データでは、ひとり親世帯の困窮世帯割合が、小学1年生時点では約67%と高水準にあり、その後、小学5年生、中学2年生と学年が進んでも大きな改善が見られない。一方、ふたり親世帯では、学年の進行に伴い困窮世帯割合が低下する傾向が確認されている。この結果から、経済的困窮は学齢期に新たに生じるといよりも、就学前までの家庭環境や親の就労条件によって、早期に固定化される傾向が強いと整理できる。学齢期以降の学習支援や居場所支援は重要であるが、それだけでは結果への対応にとどまりやすい。就学前という入口段階で、親の就労や生活基盤の安定を図ることが、中長期的に見て最も効果的な介入点の一つであると考えます。</p> <p>(2)期待(予想)される効果 調査データでは、ひとり親世帯とふたり親世帯との間に、困窮世帯割合で約50%前後の差が確認されている。この差がすべて解消されるわけではないとしても、就学前段階での就労支援により、ひとり親世帯の一部において就労時間の安定や賃金水準の向上が実現すれば、困窮世帯割合を10～20%程度低減できる可能性は、調査データから合理的に推測できる。入口段階での改善が進めば、学齢期以降の支援についても対象の重点化が可能となり、施策全体の質と持続可能性の向上が期待される。</p> <p>(3)具体案(例) 例えば、就学前の子どもを持つ親を対象に、企業が必要とするスキルや資格を明示した上で、リスクリングや職業訓練を実施する仕組みを構築する。企業は、訓練への寄付や協力を通じて人材育成に参画し、将来的な人材確保や税制上の優遇を得る。子ども食堂や学習支援への寄付と異なり、親のリスクリングへの寄付は、企業にとって潜在的な人材投資として位置づけることができる。また、支援対象者についても、企業側が採用意向を持つことを前提とすることで、雇用につながる実効性の高いモデルとすることが可能である。</p> <p>(4)他分野とのシナジー 本提案は、産業分野の人材投資促進、観光分野の労働力確保、人口政策における定住促進と方向性を共有する。就学前の子育て世代への投資は、労働参加率の向上や地域人材の定着につながり、空き家対策や地域維持といった課題にも副次的効果をもたらす。</p>		

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
			<p>【関係団体意見②】「ひとり親世帯から、ふたり親世帯へ」 (1)必要性 調査データでは、ひとり親世帯とふたり親世帯との間で、困窮世帯割合に大きな差が一貫して確認されている。この差は、子どもの成長とともに自然に解消されるものではない。この現実を踏まえ、就学前の段階において、希望する者に対し、再婚を含む新たなパートナーシップ形成を支援する選択肢を整理しておくことは、現実的な政策論点の一つである。 (2)期待(予想)される効果 再婚が必ずしも貧困解消につながるわけではない。一方で、世帯構造と困窮率との関連を踏まえると、世帯としての安定性が高まることで、困窮リスクが一定程度低減するケースが生じる可能性は否定できない。また、世帯状況の変化により公的支援の対象から外れる世帯が生じた場合、その分の資源を、引き続き支援を必要とするひとり親世帯へ重点的に配分することが可能となる。 (3)具体案(例)・他分野とのシナジー 市町村単位で、少子化対策や定住促進施策と連動し、パートナーシップ形成に関する相談支援や情報提供を実施する。就学前であれば学区変更等の影響も限定的であり、住宅政策や空き家対策、労働人口の維持とも接続しやすい。</p>			
274	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>【取組1:貧困解消に向けた取組の継続支援のための沖振法への文言追加及びひとり親支援に関する取組の拡充】 県が示す「ひとり親支援の拡充」は、調査データにおいても、ひとり親世帯の困窮率が一貫して高いことから、妥当な方向性である。【関係団体意見①】は、この方向性を前提とした上で、支援の内容ではなく「介入時期」に着目している点に特徴がある。すなわち、学齢期以降の継続支援を否定するのではなく、困窮が固定化しやすい就学前段階において、親の就労や生活基盤の安定を図ることで、ひとり親支援全体の負荷を軽減し、より必要度の高い世帯へ資源を集中させることを意図している。これは、ひとり親支援の「量」を増やすというよりも、支援効果を最大化するための重心移動と整理できる。</p>	④	<p>県では、令和8年度からの新規事業として、ひとり親家庭の中でも特に課題の多い若年のひとり親家庭を対象に、共同生活等による子育て・生活全般の支援を行いながら、運転免許取得費用の支援とその後の就労サポートまで行う事業を実施する予定です。 本事業は、特に厳しい環境下にある若年期のひとり親に対して包括的かつきめ細やかな支援を行うため、ご意見にある、ひとり親支援全体の効果最大化にも寄与する取組と考えています。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
275	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>【取組2:こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等】 県は、子どもの貧困対策への企業寄付を促進するため、税額控除等の制度整備を強化すべき取り組みとして掲げている。この方向性自体に異論はない。一方で、【関係団体意見①】では、寄付の「使い道」に着目している。子ども食堂や学習支援など、運営が恒常的に必要となる事業への寄付は、長期的には寄付依存構造になりやすい。</p> <p>一方、就学前の親に対するリスキリングや資格取得支援に寄付を充てる場合、企業が必要とするスキルや人材像と結びつけることで、寄付を潜在的な人材投資として位置づけることが可能となる。この整理により、【関係団体意見②】の取組は単なる善意の促進ではなく、企業・行政・支援対象者の三者にとって持続可能な仕組みとして展開できる可能性がある。</p>	③	<p>県としては、こどもの貧困解消に向けた取組は、一過性のものでせず継続的に取り組んでいく必要があることから、取組に係る財源確保に向け県内企業の寄付に対する税額控除等を要望していきたいと考えております。</p> <p>寄付の用途については、ご提案いただいた内容も含め、効果的な施策への充当を関係課機関と意見交換してまいります。</p>	こども未来部
276	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>【取組3:ひとり親家庭に対する特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金の拡充】 ひとり親家庭を対象とした雇用助成制度の拡充は、就労機会の確保という点で重要である。一方で、助成制度は「雇用された後」に効果を発揮する仕組みであり、雇用前段階でのミスマッチが残ったままでは、定着や安定就労につながりにくい場合もある。</p> <p>【関係団体意見①】で示した就学前段階でのリスキリング支援や資格取得支援は、「特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金の拡充」の取組を否定するものではなく、雇用助成の効果を高める前処理として位置づけられる。すなわち、要件緩和及び助成金の拡充を補完し、より実効性の高い雇用支援とするための基盤整備である。</p>	③	<p>今回の特定求職者雇用開発助成金に係る要望は、県が今年度から実施する「ひとり親就労チャレンジ事業」の事業効果を高めるため提案しています。</p> <p>当該事業は、ひとり親支援を担う福祉団体のコーディネータが、ひとり親当事者のみならず求人企業までにも伴走支援しながら、試用期間中などに双方のマッチング上の諸課題を解決していき、その後の本採用と職場定着まで図る事業となっています。</p> <p>しかしながら現在、本事業の登録企業とひとり親当事者における試用期間の雇用契約が、ハローワークの職業紹介以前の雇用の予約にあたるとして、同助成金の支給対象外となっています。</p> <p>県としては、ひとり親の就労定着やその先の自立に向けた取組を強化するには、県が実施する事業のみならず、国の施策等との連携を重視しており、連携による実効性の高い雇用支援を図りたいと考えています。</p> <p>本要望は、県と国、双方の施策の充実、相乗効果を高める取組として行うものです。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
277	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>【取組4:生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取組の拡充】 子どもの学習支援の重要性については否定しない。学力の補完や安心できる居場所の確保は、子どもの成長にとって一定の役割を果たしている。</p> <p>一方で、学習支援については、教育分野、福祉分野、子ども家庭庁施策など、貧困対策以外の分野でも対応が可能な性質を持つ施策である。沖縄こども調査においても、学習支援の必要性と経済的困窮との因果関係については、他の要因(家庭環境、教育環境、心理的要素等)と複合的に影響している可能性が示唆されている。そのため、学習支援を貧困対策の中核として位置づけることについては、施策の明確性や役割分担の観点から、慎重な整理が必要であると考え。【関係団体意見①・②】は、学習支援を否定するものではなく、学習支援を必要とする層を減らすための前段階への介入を重視する立場である。</p>	③	生活困窮者自立支援法に基づく「こどもの学習支援・生活支援」では、児童生徒に対する学習支援(無料塾)のみならず、福祉事務所に配置している学習支援専門員による日常生活習慣の形成や社会性の育成等、ご意見頂きました要因(家庭環境、教育環境、心理的要素等)を踏まえた生活支援や、保護者に対する支援についても、市町村福祉担当部局や教育委員会、福祉事務所、児童相談所等と連携しながら行っているところであります。	生活福祉部
278	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>こどもの居場所学生ボランティアコーディネート事業を運営する中で、各居場所の関係者から意見を聴取する機会があり、個々の居場所における運営の継続が切迫した課題であることを改めて確認している。</p> <p>ひとり親世帯を対象とした統計調査(p51)では、「自分の将来が楽しみだ」と回答するこどもの割合が低下しており、子どもたちが日々の生活の中で精神的に充足し、将来への希望を持てる環境を提供することの重要性が示されている。また、強化すべき取組(p52)として「4. 生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取組の拡充」が挙げられている。これらを踏まえると、その実質的な受け皿を担っているのがこどもの居場所であり、県内各地域におけるこどもの居場所の安定的かつ継続的な運営を強化することが重要である。</p> <p>そのためには、こどもの居場所を運営する側に過度な「自走」を求めるのではなく、周囲からの適切な介入により、公的支援や寄附金、事業収入等を安定的に確保する仕組みづくりが必要である。各居場所の運営が安定することは、そこに通う子どもたちへのより充実した支援につながる。</p> <p>以上の観点から、「こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除」といった、寄付者の動機づけにつながる取組に賛成する</p>	③	<p>県としては、こどもの貧困解消に向けた取組は、一過性のものとせず継続的に取り組んでいく必要があることから、取組に係る財源確保に向け県内企業の寄付に対する税額控除等を要望していきたいと考えております。</p> <p>寄付の使途については、効果的な施策への充当を関係機関と意見交換してまいります。</p>	こども未来部
			<p>生活困窮者自立支援法に基づく「こどもの学習支援・生活支援」では、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこども及び保護者を対象として、学習支援(無料塾)のみならず、福祉事務所に配置している学習支援専門員による日常生活習慣の形成や社会性の育成等、家庭環境、教育環境、心理的要素等を踏まえた生活支援や、保護者に対する支援について、市町村福祉担当部局や教育委員会、福祉事務所、児童相談所等と連携しながら行っております。</p> <p>当事業は、国庫補助金を活用し、行政による実施及び学習支援の実施者へ委託を行った上で実施しているところであります。</p>	③	生活福祉部	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
279	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>全体として現状・課題等と連動していない。また、強化すべき取り組みはもう少し具体的なことを記載すべきではないか。</p> <p>・「貧困解消にむけた…沖縄振興法の文言追加及びひとり親支援に関する取組の拡充」とあるが具体的にどのような内容か 例えば、「こどもの貧困対策については、こども本人への学習支援・居場所支援に加え、保護者やひとり親世帯の親に対する就労支援、所得向上支援、生活基盤の安定支援を一体的に実施する世帯包括型支援へと転換し、貧困の世代間連鎖を断ち切る取り組みを強化する」の表現等にすれば、現状・課題等にあった家庭支援の観点とつながるのではないか。</p> <p>・県内企業の寄付に対する税額控除等の部分は、企業版ふるさと納税と明記した方がよい。税額控除だけを記載すると税収減になるのではとも読める</p> <p>・ひとり親家庭に対する特定求職者…の部分は、現状・課題等に関連した記載が一切ないので、なぜ取り組まなければならないのかかわからない。</p> <p>・生活困窮者自立支援法の部分は、現状・課題等のこどもの学習・生活支援事業と関連していると思われるが、学習支援の取組だけが必要なのか。課題で財源がないとあるが、どう強化していくのかわかりにくい。 例えば「生活困窮世帯に対しては、短期的な支援にとどまらず、こどもに対する学習支援の強化のみならず、一定期間にわたり、就労支援、学び直し、子育て支援、心理的支援等を組み合わせた伴走型支援モデルを構築するとともに、市町村や関係団体との連携のもと、自立のための取り組みを強化する」等世帯全体を考えるべきではないか。</p>	③	<p><沖縄振興法の文言追加関連> 沖縄振興法の文言追加は、以下の下線部をイメージしております。</p> <p>(沖縄振興特別措置法第80条第3項) 国及び地方公共団体は、沖縄におけるこどもの貧困の解消に向けた対策(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)によるこどもの貧困の解消に向けた対策をいう。以下この項において同じ。)の推進に資するため、貧困の状況にあるこどもの現在及び将来の貧困を防ぐための自立に向けた支援及び教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にあるこどもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にあるこども及びその保護者に対する包括的な経済的支援、こどもの貧困の解消に向けた対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。</p>	こども未来部
			③	<p><県内企業の寄付に対する税額控除関連> 県としては、こどもの貧困解消に向けた取組は、一過性のものとせず継続的に取り組んでいく必要があることから、取組に係る財源確保に向け県内企業の寄付に対する税額控除等を要望していきたいと考えております。 強化すべき取組「こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等」については、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)では対象とはならない、県内企業が行う沖縄こどもの未来県民会議への寄付について税額控除等を求めるものであることから、原文のとおりとさせていただきます。</p>	こども未来部	
			②	<p><ひとり親家庭関連> 強化すべき取組3の「ひとり親家庭に対する特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金の拡充」については、県が令和7年度より新たに実施する、「ひとり親就労チャレンジ事業」の事業効果を高めるため提案しています。 当該事業は、ひとり親支援を担う福祉団体のコーディネータが、ひとり親当事者のみならず求人企業までにも伴走支援しながら、試用期間中などに双方のマッチング上の諸課題を解決していき、その後の本採用と職場定着まで図る事業となっています。 しかしながら現在、本事業の登録企業とひとり親当事者における試用期間(就労体験)の雇用契約が、ハローワークの職業紹介以前の雇用の予約にあたるとして、同助成金の支給対象外となっています。 ご指摘のとおり、強化すべき取組に関連する現状・課題等の記載がないため、「現状・課題等」の4つ目の「■」について、「～概ね18歳未満のこどもを中心に対策が講じられてきたことや、既存の全国一律の施策では顕著なひとり親の困窮状況の改善が見られないことを踏まえると、今後の貧困対策の推進にあたっては、ひとり親を含む家庭支援の観点～」に改めさせていただきます。</p>	こども未来部	
③	<p>生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習・生活支援事業では、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこども及び保護者を対象として、学習支援(無料塾)のみならず、福祉事務所に配置している学習支援専門員による家庭環境、教育環境、心理的要素等を踏まえた日常生活習慣の形成や社会性の育成、進路選択に関する支援等についても、市町村福祉担当部局や教育委員会、児童相談所等と連携しながら行っているところであります。 令和6年度における学習支援(無料塾)の定員に占める割合は85%で、今後を見据える定員増や支援の質向上を図る必要があると考えているところであり、政策提言において、国に対し補助率の拡充を要望したいと考えております。</p>	生活福祉部				

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
280	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>4点の取組が記載されているが、強化すべき取組はこれだけではないはず。 上記のとおり、所得向上(賃上げ)の取組は必須である。</p> <p>また、物価高の影響などから学用品などの負担の増える学年において、就学援助の額が学校生活における経費をカバーできないという保護者が増えており、就学援助の充実とともに、学校教育費における自己負担(「隠れ教育費」と指摘されることもある)の軽減が考えられる。 さらに、子育てにかかる経費をできるだけ減らしていくことも求められている。 加えて、居場所における食事支援(食料配布)も経済の急変状況に対処できる施策であり、沖縄県独自の施策としての有益性が高まっており、さらなる強化が望まれる。</p>	④	<p>本政策提言は、新たな沖縄振興特別措置法の見直しが見込まれている令和9年度以降に国に対して求める財政や税制措置、規制緩和等の政策についてとりまとめるものとなっております。</p> <p>就学援助の拡充や食支援はこれまでも県の独自財源(貧困基金)を活用し取り組んできたところでありますので、引き続き、県の施策として拡充を図ることを検討してまいりたいと思います。</p>	こども未来部
281	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>現在の支援施策における成果指標の在り方について、今後の強化の方向性という観点から意見を述べます。 現在、行政が求める支援の成果指標は、来所件数、食事提供数、学習支援回数、体験活動数、送迎や家庭訪問の回数など、外側から確認しやすい量的指標が中心となっております。一方で、こどもや保護者の心へのフォローやケアについて、どのような支援を行い、どのような変化や気づきが生まれたのかといった点は、十分に求められていない状況にあると感じています。</p> <p>その結果、居場所や支援現場においても、行政が求める評価指標に意識が向きやすくなり、心へのアプローチや関係性の構築が可視化されにくい構造が生まれているのではないのでしょうか。支援者は現場で心への関わりを行っていても、それが評価や報告の対象にならないために、自身の支援が正當に位置づけられていないと感じ、疲弊してしまうケースもあります。その結果、最も重要であるはずの心への支援そのものを継続できなくなってしまうことも懸念されます。</p> <p>今後は、支援の量的拡充に加え、こどもや保護者の安心感の変化、関係性の構築、自己理解の深まりなど、心へのフォローやケアの過程と変化をどのように捉え、評価していくのかという視点を、施策の中に位置づけていくことが重要であると考えます。</p>	④	<p>ご指摘のとおり、これまでの貧困対策の成果指標は定量的に測れる指標の設定が多かったと思いますが、県では毎年こども調査を実施し、こどもや保護者からの主観的な意見についても、自己肯定感や、進学に関する理想と現実などを質問項目に設けてきたほか、自由記述もいただいており、これら意見を施策に反映するように努めてきたところです。</p> <p>また、令和6年度末に策定しました「沖縄県こども・若者計画」では、国の「こども大綱」と整合を取った9つの主観的な指標を設定しており、計画に基づく施策を推進した結果、これら指標がどのように変化するかも検証・評価することとしております。</p> <p>計画の基本理念や基本方針では、こどもの権利の尊重や、意見表明、社会参画などを掲げており、こどもの権利についてこどものみならず、大人にも普及啓発しているほか、こどもから自由な意見表明を求めるため、令和7年度の新たな取組として「こども・若者モニター」の登録を行っているほか、こどもの意見表明を支援するための人材の育成などにも取り組んでいるところです。</p> <p>加えて、令和8年度からは計画に掲げる施策のPDCAを実施していくこととしており、県の各部局が検証・評価した結果を、こども・若者で構成する会議体に諮り、様々な意見を聴取することなども検討しているところです。 このような取組を通じて、単なる施策の実施に終わらず、その効果をしっかりと検証・評価し、施策の充実強化に反映してまいります。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
282	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>本意見は、個別の事業や施策の是非を問うものではなく、「こどもの貧困」をどのように捉え、どのような関わりをもって解消を目指すのかという、支援の根幹に関わる視点についての意見です。</p> <p>現在の貧困対策においては、「貧(経済的困窮)」の側面が中心に整理されており、体験格差への対応として体験活動の機会提供が重視される傾向にあります。しかし、体験はあくまで手段であり、体験そのものを提供することが目的化してしまうと、こどもの心の成長や自己理解につながらないまま終わってしまうおそれがあります。体験を通じてこどもが何を感じ、どのように意味づけ、自分自身をどう理解していくのかについて、大人が伴走し、対話し、振り返るプロセスがなければ、体験の本来の価値は十分に発揮されません。</p> <p>また、現場で向き合っているこどもたちの多くは、経済的困難だけでなく、家庭内の不和、心理的孤立、被害体験、自己肯定感の低下など、複合的な「困」を抱えています。これらの困難は数値や制度の枠組みでは捉えにくく、支援制度が整っていても、こども自身が困難を言語化できず、支援につながらないまま孤立しているケースも少なくありません。「貧」と「困」は切り離せない関係にあり、後者への視点を欠いたままでは、貧困の本質的な解消には至らないと考えます。</p> <p>さらに、こうした支援の在り方を考える上では、こどもだけでなく、大人側の課題にも目を向ける必要があります。保護者や支援者自身が、これまでの人生において十分なフォローやケアを受けてこなかった背景があり、その結果として、型にはめた教育や答えありきの関わりが無意識のうちに再生産されてきた側面があります。異なる考えや感じ方が尊重されず、「正解」とされる答えから外れると否定される関わりは、こどもの主体性や挑戦するエネルギーを抑制し、結果として生きづらさを深めてきました。このような構造が、世代を超えて困難の負の連鎖を生み出していると感じています。</p>	④	<p>ご指摘のとおり、これまでの貧困対策は、平成28年に沖縄のこどもの貧困率が29.9%であるという深刻な実態が明らかとなったため、当該割合を減少させていくことに注力してきた「貧」の側面があります。こどものたちが生き生きと暮らし、将来にわたって幸せな状態にしていくためには、こどもたちを取り巻く環境や心情の変化などを捉え、こどもたちが抱えている困り感を把握したうえで対策を講じることが重要だと考えております。</p> <p>そのためにも、「沖縄県こども・若者計画」に基づき、こどもの権利をこどものみならず、大人に対しても普及啓発し、こどもが意見表明できる環境を整え、意見が尊重されるこどもまんなか社会を目指していく必要があると考えております。</p> <p>こどもまんなか社会の実現を目指すためには、保護者や支援者など、大人の関わりや寄り添う姿勢が重要であります。育児負担で孤立したり、支援疲れが生じると、こどもへの支援にも影響が出かねないため、計画では、子育て当事者への支援についても盛り込んでいく予定です。</p> <p>今後も、計画に掲げるこども子育て施策を強力に推進するとともに、その施策の検証・評価においても、こども・若者から意見を聴取し、施策に反映できる体制を整備していきたいと思っております。</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	担当部局等 部課名
			<p>今後の「こどもの貧困」対策においては、経済的支援や体験機会の拡充にとどまらず、こどもが安心して自分の気持ちや考えを表現できる関係性をどのように育むのか、体験を通して得た気づきをどのように対話と振り返りにつなげていくのか、そして困難を抱えるこどもや家庭を継続的にフォローし、ケアしていく体制をいかに構築するのかという視点を、政策の中核に据える必要があると考えます。</p> <p>また同時に、支援者や保護者に対しても、適切なフォローやケアを受けながら関わりを学び直す機会を位置づけることが重要です。こどもを支える大人が支えられていない状態では、真にこどもの力を引き出す支援は成り立ちません。こどもの貧困を「こどもの問題」としてのみ捉えるのではなく、「大人の関わり方を含めた社会全体の課題」として捉え直すことが、困難の連鎖を断ち切るために不可欠であると考えます。</p>			
283	22. こどもの貧困	強化すべき取組	<p>家庭的に恵まれない子どもたち等の応援機関として児童相談所があるが、家庭や学校、本人やその周辺からのSOSが出ていても権限や人的不足で子どもたちが負の連鎖に入っている。保護施設も含め、早急な充実が必要と考える。</p>	④	<p>要保護児童の支援のための一時保護施設や児童養護施設等については、沖縄県社会的養育推進計画において目標値を設定し、取り組みを進めているところです。</p>	こども未来部
				④	<p>現在こども未来部が所管するひとり親支援の中では、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、ひとり親家庭の学び直しを支援する「高卒認定試験合格支援事業」を実施しています。(高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講料の60%を支給)</p>	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
284	22. こどもの貧困	その他	<p>(生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取り組みの拡充について)</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取り組みの拡充について、生活困窮世帯でなくても、将来的に貧困になる可能性が高い児童においては、「就学や生活に課題を抱えている世帯」の要件を緩和して子どもの学習支援・生活支援事業を活用できる様にした方がいいのではないかとと思われる。例えば「生活保護世帯」「低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)」等の基準が明確な場合で支援が必要と思われる子ども(世帯)においては基準を満たすので本人や保護者のニーズがあれば支援が実施されていく。</p> <p>しかし、課税世帯で子どもの学習の意欲はあるが何らかの要因で学校に登校する事ができない子どもがいた場合、明確な基準に該当しないため、活用が出来ない状況が生まれている市町村も存在するのではないかと考察する。そのため、前述でも述べたように「就学や生活に課題を抱えている世帯」の要件の緩和が必要ではないかと考える。</p>	③	<p>既存の「子育て総合支援事業」において、子どもの学習の遅れがその後の貧困の要因となることを防止するために、準要保護世帯の小・中学生を対象に学習支援を行い、高校進学への支援等を実施しております。</p> <p>「就学や生活に課題を抱えている世帯」の要件の緩和については、本事業が「沖縄振興特別推進交付金」を活用していることから、同交付金の要件等を勘案しながら検討していきたいと考えております。</p>	こども未来部
			⑤	<p>「生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習・生活支援事業」における対象者は、生活保護受給世帯の子ども及びその保護者、市町村民税非課税世帯の子ども及びその保護者等、子どもを療育する上で経済的な課題を有している世帯とされているところです。</p> <p>ご意見頂きました世帯に関しては、市町村教育委員会や市町村福祉担当部局等と連携し取り組んでいきたいと考えております。</p>	生活福祉部	
285	22. こどもの貧困	その他	<p>(医療と生活現場への繋ぎ)</p> <p>沖縄県における子どもの貧困対策を推進する上で、医療現場と生活現場を切れ目なくつなぐ支援体制の構築について考えていきたいです。現在、医療機関は子どもや家庭と日常的に接点を持つ重要な場であるにもかかわらず、貧困対策事業に関する情報共有や支援への接続が十分とは言えない状況があります。今後は、医療機関においても子どもの貧困対策事業の周知を強化するとともに、貧困対策支援員等の配置は可能でしょうか。診療や治療の場面で家庭の生活課題が把握された際には、医療的支援と並行して福祉サービスへつなぐ「利用介入」を行い、早期支援につなげていく仕組みを構築することが求められます。</p>	③	<p>こどもの貧困は、社会全体で取り組むべき問題であることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・共働した県民運動を展開しており、引き続き関係機関の支援体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>若年妊産婦については、居場所支援事業において、出産・育児に関する相談などを実施しており、配置されている保健師などの支援員が医療的ケアを覚知した場合、必要に応じて医療機関へ繋いでいます。</p>	こども未来部
			④	<p>県では、医療的ケア児とその家族が在宅で安心して療養できるよう、レスパイトケアを実施できる事業所の確保に向け、放課後等デイサービス事業所等に対して、電動ベッドやポータブル電源等必要な医療機器等の購入経費を補助しております。</p> <p>引き続き、医療的ケア児とその家族が在宅で安心して療育できるよう、支援体制の整備に努めてまいります。</p>	生活福祉部	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
286	22. こどもの貧困	その他	(ひとり親支援の見直し) 子どもの貧困対策を効果的に進めるためには、ひとり親への支援は「支援を受ける側」だけでなく、「支援を担う側」にも必要不可欠であると考えます。少子高齢化に伴う人材不足が深刻化する中、支援者に対してもライフ・ワーク・バランスへの配慮がなされれば、望まない離職を防ぎ、支援体制の安定につながるのではないのでしょうか。 また、収入や就労状況にかかわらず、ひとり親が日常生活の中で抱える困難に対しては、より一層の社会的配慮が求められます。例えば、既存の支援サービスの利用条件を柔軟に見直すことで、悩みや困りごとを相談できる機会を増やし、問題が深刻化する前に支援につなげることが可能になると考えます。さらに、若年妊産婦への支援が検討されている現在だからこそ、若年妊産婦の時期を過ぎた20代前後の孤立した妊婦に対しても、支援や社会とつながる機会が必要と考えます。年齢や、生活している自治体によって得られるサービスに格差がないような沖縄県にしていきたいです。	③	ご指摘のとおり、ひとり親支援を担う相談関係職員の重要性を踏まえ、県では、人材の確保や資質の向上のための研修会開催や研修受講支援等に取り組んでいます。引き続きこれら取組の充実・強化に努めていき、支援体制の安定に繋がりたいと考えています。 また、令和8年度からの新規事業として、ひとり親がお互いの悩みや困りごとを相談し合う場を設け、交流を通じた心理面の負担軽減を図る事業を実施する予定です。	こども未来部
			④	各市町村の「こども家庭センター」では、すべての妊産婦を対象に相談内容に応じて必要な情報提供や支援を行っております。また、必要に応じてほかの専門機関と連携しチームで支援しています。 県では、全市町村において、こども家庭センターが設置できるよう、引き続き研修会等を開催し、設置のための支援を行ってまいります。	こども未来部	
287	22. こどもの貧困	その他	(サービスや制度を受けるための準備支援) 子どもの貧困対策を必要とする家庭の中には、手続きに対する苦手意識や行政への不信感が強く、本来受けられるはずの情報や支援にたどり着いていない層が存在します。このような状況を放置すると、制度があっても活用されず、世帯の孤立が解決されにくいと考えます。 そのため、今後はサービスや制度を「受けるための準備段階」から支援する視点も持ち合わせたいです。具体的には、支援情報が届かない、窓口に行くこと自体が困難であるといった制度利用までのハードルを緩和し、相談や申請に至るまでの導線を整えることができます。対策としては、申請手続きの簡略化やオンライン申請の拡充を進めるとともに、対面以外でも相談・申請が可能な仕組みを整えることが有効です。あわせて、申請書類や案内文書における言葉の選択にも配慮が求められます。指示的・専門的な表現を避け、言葉を柔らかくすることで心理的負担を軽減するとともに、学習経験が少ない人でも理解できるよう、具体例や平易な表現を用いた明記方法を採用することが重要だと考えます。こうした取り組みにより、行政との距離感を縮め、必要な支援に早期につなぐことが可能となるのではないかと考えます。	③	県では、「ヤングケアラー等寄り添い支援事業」、「つながり・つなぐ支援の輪構築事業」等において、困難を抱える子どもや家庭を訪問して支援を行う等既存の支援体制を補完する仕組みとして、どのような支援や体制が必要とされているのかを把握する事業を実施しております。 当該事業支援対象者の中には、行政に対する拒否感を持っている方もいることから、支援対象者との関係構築や、外部の委託事業者を活用した相談支援等を行い必要な支援が届けられるよう、取り組んでいます。	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
288	22. こどもの貧困	その他	(若年妊産婦における自立支援) 若年妊産婦の自立支援においては、本人の年齢や発達段階によって、必ずしも十分な準備が整わないまま「自立」を選択せざるを得ないケースが少なくありません。このような予期しない自立は、就労や子育て、生活の安定に大きな負担となります。自立への第一歩として、子育て支援が大きく影響します。保育園入園申請における配点制度について、若年妊産婦を社会全体で支えるべき存在として位置づけた点数配置を行うことを提言します。保育の確保は就労や学業継続の前提条件であり、保育園への優先的な接続は、若年妊産婦の自立を現実的に支える基盤となります。	④	入園申請における配点については、各市町村において、保育の必要性等を勘案し実施されているところであります。 また国の通知において「優先利用」の対象として、ひとり親家庭や生活保護世帯等が例示されているところであり、各市町村において、地域の実情や個別事案ごとに判断されるべきと考えます。 若年妊産婦の支援については、引き続き市町村や関係機関と連携し取り組んでまいります。	こども未来部
			また、若年妊産婦の中には、思春期における発達課題と十分に向き合う機会がないまま、一般的な社会人としての態度や責任を求められ、戸惑いや困難を抱える人も少なくありません。支援者との関係性を築きながら自立に向き合おうとする一方で、幼少期からの精神的な脆弱性やトラウマを背景に、心理的負担が増大するケースも見受けられます。自立支援が一人歩きしないように、生活レベルでの関係構築が、孤立を防ぎ、日常的な環境を整えることが可能となるのではないかと考えます。空き団地の有効活用による住まいの確保と、団地を中心とした子どもの居場所づくりが根付くと、若年妊産婦が無理のない形で持続的に自立に向かう手立てのなるのではないかと考えます。		④	
289	22. こどもの貧困	その他	県内の貧困対策の一つとして、財政面での安定化においては企業の支援を募り、企業側へのメリットとして寄付金の損金算入として優遇する	③	県としては、こどもの貧困解消に向けた取組は、一過性のものとせず継続的に取り組んでいく必要があることから、取組に係る財源確保に向け県内企業の寄付に対する税額控除等を要望していきたくと考えております。 強化すべき取組「こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等」は、企業が国等に対して行う寄付と同等の全額損金算入を認めるとともに、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)と同等の法人税、法人住民税及び事業税に係る税額控除を認める税制上の特例措置を求めるものであることから、原文のとおりとさせていただきます。	こども未来部
290	22. こどもの貧困	その他	子どもの貧困は県単独で解決すべき課題ではなく、国の責任として位置づけ、責任ある積極財政により対応すべきである。 子どもの貧困対策は将来の我が国を支える人材への投資であり、教育・生活・学習支援を切れ目なく実施する国家的取組として強化する必要がある。	③	沖縄振興特別措置法第80条第3項では「国及び地方公共団体は、沖縄におけるこどもの貧困の解消に向けた対策～の推進に資するため、貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にあるこどもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援、こどもの貧困の解消に向けた対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。」とあり、国と県による共同の努力義務が規定されております。 本提言は、同条同項の取組の実現とさらなる充実化を目的としており、ご要望にある「教育・生活・学習支援を切れ目なく実施」につきましても、提言の趣旨に含んでいることから、原文どおりとさせていただきます。	こども未来部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
291	23. 科学技術の振興	政策	OIST等県内大学では先端医療分野に限らずイノベーション拠点となりうる様々な研究をしていますので、もう少し間口を広げてほしいと思います。	②	提言にあたっては、ある程度分野を限定する必要があると考えておりますが、沖縄県の自然環境などの優位性を活かした高付加価値産業の創出可能性については、例えばマリン分野など今後の成長が期待される分野もあることから、ご意見を踏まえ、「先端医療分野等」と修正しております。	企画部
292	23. 科学技術の振興	現状・課題等	・科学技術の振興から産業振興(P27-30など)に至るまでの機能としてイノベーションパークが必要となる ・実現要件として、研究力・資金循環・制度インフラを定義している	③	今後、県内大学等の優れた研究成果をスムーズに事業化・社会実装に繋げ、これらから生まれる利益を次の研究投資へ還元するエコシステムを構築することが重要であるという認識のもと、沖縄の科学技術振興に向けた基金の造成を要望したいと考えております。	企画部
293	23. 科学技術の振興	現状・課題等	○「基金の造成」について一長期スパンで研究テーマに取組むことが可能となるため、是非検討いただきたい。 ○研究助成費の使途が限定されており、使いづらい。消耗品に限らず研究機器設備の購入にも使用できるよう緩和して欲しい。(数万円程度の研究機器が備品とみなされることに違和感あり) ○消耗品を備品のように取り扱う(払い出し数量や残個数の把握を求められる)ことは著しく事務を煩雑にしている	③	「基金の造成」については、ご意見も踏まえて、提言に繋げていきたいと考えております。 また、研究助成費の使途につきましては、既存事業等におきましても、国や県の規定等も遵守しながら、事務手続き等の簡素化が図られるよう、検討してまいります。	企画部
294	23. 科学技術の振興	その他	OIST等の県内大学に加え、沖縄県技術士会や建設コンサルタツ協会など県内団体と協働し、現場知と研究成果を結び付けたイノベーションを推進すべきである。 あわせて、離島・台風常襲など沖縄の制約条件への対応から生まれた技術や仕組みを国内外へ展開する「リバースイノベーション(地域・新興地発の技術を先進市場へ波及させる取組)」にも注目し、国際競争力のある産業創出につなげる必要がある。	③	「強化すべき取組」で掲げている「1.沖縄の科学技術振興に向けた基金の造成」において沖縄から生まれた研究成果や技術等を国内外に展開するという観点も踏まえ、その詳細の検討を進めてまいります。	企画部
295	24. 環境の保全(赤土等流出防止)	その他	沿岸域に堆積する土砂量をマルチビーム測深により定量的に把握し、陸域からの土砂流出量の変動を継続的にモニタリングすることで、赤土等流出防止対策の効果検証および対策強化に活用すべきである。	④	県では、これまで沿岸域の赤土等の堆積状況については、底質中懸濁物質含量(SPSS)により把握しているところであり、長期的・連続的に状況を把握していくため、SPSS調査を継続しデータを蓄積していくことが重要であると考えております。 また、新たな技術や手法を活用することも重要と考えていることから、より広範囲の堆積状況の把握のため、衛星画像を活用したリモートセンシングによる調査を実施しております。 ご提案のあるマルチビーム測深による調査も含め、様々な技術や手法について情報収集してまいりたいと考えております。	環境部
296	25. 環境の保全(PFOS・PFOA・航空機騒音等)	強化すべき取組	PFASで最終的に問題となるのは血中PFAS濃度となります。基準は設定されておきませんが、状況把握のため血中PFASの測定に取り組みたいと考えます。	⑥	PFASの健康影響に関する科学的知見が十分ではなく、血中濃度に関する基準や超過した場合の具体的対処法は国においても定まっておきません。 「PFOS及びPFOAIに関する対応の手引き」では、血液検査を行う際には、研究者の適切な関与のもと「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の遵守、科学的に評価可能な方法での実施体制、カウンセリング等を含めた支援体制があることが望ましいとされております。 現時点では、県が主体的になって血中濃度調査を実施する可能性については、整理すべき課題があると考え、「PFASに関する健康影響対策検討委員会」において、それぞれの専門的視点からご意見をいただき、令和8年3月に報告書をまとめております。血中濃度調査に関しては、実現可能な方法について、今後も引き続き検討を進めてまいります。	保健医療介護部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
297	26. エネルギー (持続可能な成長)	政策	官民一体的な取り組み	④	県のエネルギー計画である「沖縄県グリーンエネルギー・イニシアティブ」においては、2050年度「エネルギーの脱炭素化」の実現に向け、行政、事業者、関係団体、県民等が一体となって取り組むこととしており、引き続き民間事業者等と連携して取り組んでまいります。	商工労働部
298	26. エネルギー (持続可能な成長)	目指すすがた	県外の都道府県に比べて県の補助金などの支援も少なく、物価や電気代の高騰において国民負担が増えているので、脱炭素化をもっと進めたいのであれば、自家消費太陽光やカーポート、蓄電池などの補助金を増やして欲しいと考えていますが、どのようにお考えでしょうか？	③	県では、離島を対象に、自家消費型太陽光発電等に対する支援を実施しているところであり、同支援の対象には、カーポートや蓄電池も含まれております。 なお、今回の政策提言（素案）では、太陽光発電も含めた再エネ設備等に対する税制特例措置の新設を要望しており、再エネ設備の導入促進により、脱炭素化を進めたいと考えております。	商工労働部
299	26. エネルギー (持続可能な成長)	目指すすがた	再エネ比率を上げるに伴い、屋根設置型の太陽光パネルだけでは設置場所に限りがあると思うので、太陽光パネルの壁面設置(フレキシブルモジュール)や路面設置に対する補助金や支援について、何か施策はありますか？	④	県では、令和8年3月に改正する「沖縄県グリーンエネルギー・イニシアティブ」のチャレンジプロジェクト「革新的再エネ導入拡大チャレンジ」において次世代太陽光発電も含めた新たな再エネ技術の実用化を促進することとしております。 なお、県においては次世代太陽光発電も含めた新エネルギーの本県における実用化に向けた実証等について、支援を行っているところです。	商工労働部
300	26. エネルギー (持続可能な成長)	目指すすがた	離島における太陽光発電設備や蓄電池の普及拡大には資金を増やして実施しているが、本島においても同じような支援を行って欲しいと考えています。どのようにお考えでしょうか？	③	県では、電力需要が小さく、輸送コスト等により高コストとなる離島を対象として、太陽光発電設備等の導入費用の支援を行っているところです。 今後は、国の支援等の活用や、今回の政策提言（素案）における、再エネ設備等に対する税制特例措置の新設により、再エネ導入拡大を図ってまいります。	商工労働部
301	26. エネルギー (持続可能な成長)	目指すすがた	「強化すべき取組」に再エネ設備における補助金などの内容が組み込まれていませんが、再エネ設備導入促進をするのに何が必要だとお考えでしょうか？	③	県では、再エネの導入に関する補助金等の活用のための相談窓口を設置し、国の財政支援の活用や、税制特例措置の活用を促進しているところです。 また、今回の政策提言（素案）では、再エネ設備等に対する税制特例措置の新設を要望しており、同措置の活用により再エネ設備の導入を促進してまいります。	商工労働部
302	26. エネルギー (持続可能な成長)	目指すすがた	GX推進にあたっては、沖縄県の特殊性を考慮し、持続可能な成長を支えるエネルギー社会の形成を目指す方向性を支持いたします。 第7次エネルギー基本計画が掲げるS+3Eの基本視点（安全性を大前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性の向上と環境への適合を図る）に沿い、沖縄県特有の事情を踏まえた安定したエネルギー社会基盤の確立を前提に、脱炭素と産業振興の両立が持続的に進むことを期待いたします。	③	要望事項の実現に向け、取り組んでまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
303	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見) ・5ボツ目について、「安全性を前提に」の記載が誤解を与える可能性があるため削除してはどうか。</p> <p>(理由) ・「安全性を前提に」はエネルギー政策の前提の一つであり、再エネ導入に対してのみその修飾がかかると、読み取り手に対して誤解を与える可能性があるため</p> <p>(具体的な修正案) ・・・4割～5割程度とする等、安全性を前提に、エネルギー安定供給と・・・</p>	②	<p>ご意見を踏まえ、国のエネルギー基本計画の記述を参考に、以下のとおり記述を修正しております。</p> <p>安全性を前提に→S+3Eの原則の下、</p>	商工労働部
304	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見) ・5ボツ目について、再エネ主力電源化のみの記載となっており、直近の国における議論動向も踏まえた記載としてはどうか。</p> <p>(理由) ・エネルギー政策の基本的考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくとされており、また、電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえ電源の維持・新設投資不足を如何にして解消していくかなどの対応策が検討されているため。 ※第7次エネルギー基本計画: https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf ※直近の国における議論動向 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620225018&Mode=0</p> <p>(具体的な修正案) エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することとし、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくこととし、電源の維持・新設投資不足を如何にして解消していくかなどの対応策が継続検討されている。</p>	②	<p>ご意見を踏まえ、国のエネルギー基本計画の記述に沿って以下のとおり修正しております。</p> <p>「エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す」。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
305	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7ポツ目について、「2025年度以降の物価上昇傾向の想定」は、複数のコスト増要因を踏まえた、今後の政策的支援の重要性という枠組みで、別段落で記載してはどうか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格に影響を与える外生要因としては、物価上昇に加え、金利上昇も大きな要素となるため。 ・第7次エネ基で示されているように、安定供給と脱炭素の両立が事業者に求められる中、エネルギーの安定供給確保に必要な設備更新投資や脱炭素投資などのコスト増加が見込まれ、それらが県民生活・産業活動へ与える影響を抑制するためには、政策的支援が重要になると考えられるため。 <p>(具体的な修正案)</p> <p>一方で、近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続く予想されている。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消化、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
306	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8ボツ目について、燃料価格高騰が県民生活へ与えた影響については、電気料金以外の影響や、その後の負担軽減策等を踏まえた足元の状況についても記載すべきではないか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際情勢の影響による資源価格の高騰や円安は、燃料価格の上昇を引き起こし、その結果として、電気料金のみならず、ガソリン等も高水準に推移したため。 ・電気料金改定以降、燃料価格の下落や国・県の負担軽減策等により、エネルギー価格は以前と大きく変わらない水準に抑えられているため。 <p>※当社従量電灯平均モデルの料金比較(2022.12と2026.3)</p> <p>https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2022/221028.pdf</p> <p>https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2025/260129.pdf</p> <p>(具体的な修正案)</p> <p>国際情勢の影響による資源価格の高騰や円安の影響により燃料費調整額が上限に達したことにより、燃料価格が高騰した。ガソリンなども高水準に推移し、また、電力においても燃料費調整額が上限に達したことにより、沖縄電力は令和5年度に電気料金の値上げ改定の申請を行い、令和5年度に認可された。この結果、電気料金が値上がりし、県民生活の負担となっている。その後、燃料価格の下落や国の負担軽減策等により、エネルギー価格は以前と大きく変わらない水準となっている。</p>	②	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記述を修正しております。</p> <p>国際情勢の影響による資源価格の高騰や円安の影響により、燃料価格が高騰した。電力においても燃料費調整額が上限に達したことにより、沖縄電力は電気料金の値上げ改定の申請を行い、令和5年度に認可された。これらの結果、電気料金が値上がりし、県民生活の負担となっている。</p> <p>なお、電気料金を含むエネルギー価格については、ウクライナ情勢前と比較して高い水準にあるため県民の負担となっており、この負担を軽減するため、国及び県による支援が行われた(ている)ものと認識しております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
307	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7ポツ目で記載されている物価上昇傾向に加え、他の環境変化によるコスト増要因についても言及したうえで、政策支援の重要性について記載してはどうか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格に影響を与える外生要因としては、物価上昇に加え、金利上昇も大きな要素となるため。 ・第7次エネ基で示されているように、安定供給と脱炭素の両立が事業者に求められる中、エネルギーの安定供給確保に必要な設備更新投資や脱炭素投資などのコスト増加が見込まれ、それらが県民生活・産業活動へ与える影響を抑制するためには、政策的支援が重要になると考えられるため。 <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ポツ)を追加</p> <p>一方で、日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続く予想されていることや、金利上昇が続いていることを踏まえると、エネルギーの安定供給確保に必要な設備更新投資や脱炭素投資などのコスト増加が見込まれ、県民生活・産業活動への影響を抑制するための政策的支援の重要性は高まっている。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消化、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
308	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見) ・物価上昇や金利上昇に加え、GXを促すための新たな制度導入による、県民生活・産業活動への影響も見込まれていることから、以下の文言を追加してはどうか。</p> <p>(理由) ・2026年度から開始される排出量取引制度については、沖縄エリアの特殊性を踏まえた配慮が措置されたものの、化石燃料の依存度が高い沖縄エリアにおいては、なお一定の負担発生が見込まれていることから、県民生活・産業活動へ影響を与える可能性があるため。 ※直近の議論結果(第4回発電ベンチマーク検討ワーキンググループ) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/power_generation_benchmark/pdf/004_03_00.pdf ・2028年度から開始される化石燃料賦課金については、排出量取引制度と同様コスト増の要因となり得ることに加え、GX2040ビジョンにおいて、「石油石炭税と同一の扱いを講ずるべく、詳細設計の検討を進めていく」と整理されており、現在の石油石炭税に係る税制特例措置を継続する必要性にも関連するものであることから、環境変化として認識しておく必要があるため。 ※GX2040ビジョン https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-1.pdf</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 さらに、GX促進の観点から、2026年度から排出量取引制度、2028年度から化石燃料賦課金などの新たな制度導入による影響も見込まれる。</p>	④	<p>2026年度から本格稼働する「排出量取引制度」及び2028年度から開始される化石燃料賦課金につきましては、現時点で本県に及ぼす影響が明確ではないため、今後の状況を注視してまいりたいと思います。</p> <p>なお、令和8年3月に改正する「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」において「地域特性を踏まえた排出量取引制度の検討」に取り組むこととしており、この中で様々な施策を検討しております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
309	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見) ・第7次エネ基において、S+3Eの中でも、特に安定供給(EnergySecurity)の確保に重点を置いた政策の再構築の必要性が掲げられるとともに、近年、自然災害が頻発・激甚化している状況等を踏まえ、レジリエンスを強化する視点について言及されていることを踏まえ、「環境の変化等」に以下の文言を追加してはどうか。</p> <p>(理由) ・上記のとおり。 ※第7次エネルギー基本計画 https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 エネルギーは、生活・産業活動の基盤として安定的に供給され続けることが求められ、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、これに備えたエネルギー供給に係るレジリエンス向上へのニーズが高まっている。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部
310	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	<p>(意見) ・国の安全保障上の観点から離島の位置付けがより一層重要となっている足元の状況を踏まえ、以下の文言を追加してはどうか。</p> <p>(理由) ・島嶼県である当県における離島の定住条件整備の必要性については、新21世紀ビジョンでも多々言及されているところ。 ※新・沖縄21世紀ビジョン基本計画 https://www.pref.okinawa.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/009/919/shin21seikivision-kihonnkeikaku.pdf ・加えて、足元での周辺国との関係を踏まえると、国の安全保障上の観点から離島の位置付けがより一層重要となっている点も踏まえ、離島の定住条件整備の一つとして、離島におけるエネルギーを適正な価格で安定的に利用できる環境を整える重要性について言及してはどうか。</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 また、国の安全保障上の観点で極めて重要な位置づけがなされている離島の定住環境を整える観点からも、離島においてもエネルギーを適正な価格で安定的に利用できる環境を整え、生活・産業基盤を維持することの重要性が増している。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
311	26. エネルギー (持続可能な成長)	環境の変化等	記載の地球温暖化問題およびエネルギー分野の状況認識について、齟齬はありません。	③	要望事項の実現に向け、取り組んでまいります。	商工労働部
312	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>・離島における低炭素、脱炭素の取組推進には、離島へ移送する港湾における港則法・高圧ガス保安法などの規制により荷役、貯蔵ができない状況であり、港湾での水素等の荷役や貯蔵の規制緩和が必要</p> <p>・国内では多数の水素・アンモニア拠点が形成され始めている一方、沖縄では大きな拠点形成の動きはなく、官民連携した水素等の拠点形成に向けた取組が必要</p> <p>・再生可能エネルギーのさらなる導入拡大には、集合住宅が多い県内の住宅状況を踏まえ、従来型の太陽光発電だけでなく、壁面への設置が可能な次世代太陽光発電(ペロブスカイト)の新技術の確立に向けた実証等への支援が必要</p>	⑥	高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害防止を主目的としており、その規制において公共の安全性を確保するものであると認識しております。当該規制は全国一律で適用されており、沖縄の特殊事情としての説明は困難であるため、ご意見については、沖縄振興特別措置法の制度提言として馴染まないと考えております。規制緩和については、国において検討されるものと認識しており、その動向を注視してまいります。	商工労働部
				③	本県における水素等の拠点形成に向けては、本土と系統が接続されておらず需要規模が限られている本県の事情に配慮した支援のあり方が必要であると考えており、要望している「水素等の拠点整備に向けた取組」において取り組んでまいります。	商工労働部
				④	ペロブスカイト太陽電池を含む次世代太陽電池の本県への導入に向けた実証については、沖縄振興予算を活用して支援を実施しております。	商工労働部
313	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	海流発電を導入し、沖縄独自の電力供給力を向上させることで、エネルギーの脱炭素化が図れるのではないかと。発注先をIHI、川崎重工業とすれば造船業界の強化につながるのでは	④	県では、令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改正し、海洋再生エネルギーを含む再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に取り組むこととしており、この中で様々な施策を検討してまいります。	商工労働部
314	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>■沖縄県の県民所得は全国平均の約7割程度で推移している。全国的に賃金が低いうえ、物価上昇の波で電気料金も値上がりし、県民生活の負担が増加している。その中で車社会の沖縄県民において、なくてはならない自動車は生活の一部として必用不可欠である。低所得者も多い中、「電動車(EV・PHV)の購入」は相当な生活費負担となってくるため、ある意味「高価なもの」という価値観とも考えられる。</p> <p>今後、県民に対する運輸部門の脱炭素化を促進するにあたり、商用車・レンタカー等の電動車導入の補助金に加え、「沖縄県民限定 電動車補助金」や、「初心者免許限定 電動車補助金」など、「沖縄で過ごす生活が世界のエネルギー対策に繋がる！」というような、若者を始め、県民が身近にエネルギー社会に興味を持てる政策も検討してはどうか。</p>	④	<p>県では、令和7年度から離島・過疎地域を対象としてEVまたはPHV車両及び併せて設置する充電設備の購入費用に対し補助を行う「離島・過疎地域におけるEV導入推進事業」を実施しております。</p> <p>県としましては、同事業の実施状況を踏まえ、同事業を全県的に拡大することも含め電動車の普及促進に向けどのような施策が効果的か、検討していきたいと考えております。</p>	環境部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
315	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	電気自動車の普及に伴い、電気自動車用コンセントやV2H普及拡大が必要だとは思いますが、今後普及拡大に向けた施策はありますか？	④	県では、令和7年度から離島・過疎地域を対象としてEVまたはPHV車両及び併せて設置する充電設備の購入費用に対し補助を行う「離島・過疎地域におけるEV導入推進事業」を実施しております。 県としましては、同事業の実施状況を踏まえ、同事業を全県的に拡大することも含め電動車の普及促進に向けどのような施策が効果的か、検討していきたいと考えております。	環境部
316	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	(「3.跡地利用」にも関連する意見) ・「駐留軍用地跡地における公共インフラ一体整備」を追記いただきたい。 【理由】 ・跡地利用整備のトータルコスト低減に寄与し、沖縄県の自立的発展・豊かな生活環境の創造に資するため。 【具体例】 ・国・県・市町村等が主体的に連携し、水道・電気・ガス・通信にかかる共同管路等を計画的・一体的に整備 ・電力等のインフラ設備を含めた公共用地の先行取得など	②	(電力等のインフラ設備を含めた公共用地の先行取得) 現在、県及び市町村において、跡地利用推進法に基づき、道路、公園、学校施設等の公共施設用地を先行取得しているところです。 先行取得用地の対象については関係市町村との意見交換が必要と考えますが、課題としてとらえたので、政策の分野の「3.跡地利用」における「現状・課題等」に「例えば、官民連携の土地利用構想など、さまざまな取組が想定されるため、それらに対応した制度の改善が必要」との文言を追加しております。	企画部
317	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	(意見) ・4ボツ目について、誤解を与える表現もあるため、文意明確化のため以下のとおり修正してはどうか。 (理由) ・化石燃料に頼らざるを得ない状況は構造的不利性に起因して再エネ等の取りうる手段が限定的であることによるものであるため。 ・再エネの導入が進みづらい理由は島しょ性に起因する立地制約やコスト高の課題によるものであるため。 (具体的な修正案) 島しょ県である沖縄県の電気事業は本土の電力系統と連系されておらず、広域融通の枠外となっていることや地理的・地形的制約等の構造的不利性を有しており、から現時点では取り得る地球温暖化対策が限定的であることから、化石燃料に頼らざるを得ない状況にある。ず、他県に比べ再生可能エネルギーの導入が進みにくい。 島しょ特性に起因する立地制約やコスト高などの課題により、FIT制度の下では県内への再生可能エネルギー導入が限られている状況にある。	②	本県のエネルギーにかかる構造的不利性について、ご意見を踏まえて「現状・課題等」の記述を修正しております。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
318	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・5ボツ目について、重複による冗長的な記載の修正および文意明確化のため以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>(理由) ・上記のとおり。</p> <p>(具体的な修正案) 系統側が整備することでより多くの再生可能エネルギーの受け入れが可能となる蓄電池設備に関する補助金は一般送配電事業者が対象外となっている。このため、沖縄県固有の事情により一般送配電部門が分社化していない沖縄の電力会社はあり、当該補助金を活用できていない状況にある。</p>	③	一般送配電部門が分社化していない本県の特殊事情が、当該補助金の要件緩和を求める理由であると考え、素案の記述のとおりとさせていただきます。	商工労働部
319	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・エネルギー基本計画における位置づけを踏まえ、水素やアンモニア等の次世代燃料を活用した火力の脱炭素化の取り組みの必要性を明確に記載してはどうか。</p> <p>(理由) ・太陽光などのみで電力供給を行うことは、コストや供給安定性の面で課題があることから、沖縄のCN実現には火力発電用燃料の脱炭素化が再生エ導入と同じように重要であること、また、次世代燃料は発電用途以外の脱炭素化取り組みにも重要であることを明確化するため。 ※第7次エネルギー基本計画: https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 太陽光発電等の出力変動のある再生可能エネルギーのみで電力供給を賄うことは、供給安定性やコストの面で課題があることから、沖縄のカーボンニュートラル実現に向けては、再生可能エネルギー導入とあわせて火力発電用燃料の脱炭素化(例:水素・アンモニア等)の取組が重要となる。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消化、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
320	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・天然ガスはエネルギー基本計画においてCN実現も重要なエネルギー源と位置付けられており、また本県においてもトランジション期の燃料として現実的な選択肢であることから利用拡大の必要性について明確化してはどうか。</p> <p>(理由) ・上記のとおり。 ※第7次エネルギー基本計画: https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 天然ガス(LNG)はトランジション期の燃料としての役割に加え、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待される等、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源と位置付けられており、利用拡大に向けては「環境保全」のみならず「産業振興」や「防災(BCP)」の観点も踏まえた実効性ある施策が求められる。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部
321	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・6ボツ目について、離島の供給コストが高い点について事実誤認はないが、離島においては再エネ関連の実証等を通じて供給コストを低減させようとするエネルギー供給基盤の知見が蓄積されてきており、供給コストを低減させる観点ではそれら知見を踏まえた今後のエネルギー供給基盤の構築が課題であることを明記してはどうか。</p> <p>(理由) ・昨今、国の安全保障の観点でも沖縄県の離島の重要性が高まっていることも踏まえ、離島の生活コスト等の負担軽減の重要性は増しており、離島のエネルギー供給についてもコスト低減の必要性が高まっているため。 ※第43回沖縄振興審議会: https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/43/43-4.pdf</p> <p>(具体的な修正案) 沖縄県は本土の電力系統と連携されておらず、供給コストの高い離島を多く抱えていることから高コスト構造となっている。沖縄本島よりも高コストとなる課題を抱える離島においては、離島ごとの地域特性を踏まえたエネルギー供給基盤の構築が課題。</p>	⑥	<p>本土の電力系統と連携されておらず、供給コストの高い離島を多く抱えていることにより高コスト構造であることが、本県が制度を要望する構造的不利性であり、政策提言において制度の新設や継続を求める理由であると考えられるため、素案の記述のとおりとさせていただきます。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
322	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・7ボツ目について、電気使用量や毎月の燃料費調整額等により電気料金は変動するが、10社の中で恒常的に沖縄が最も高いとの誤解が無いように修正してはどうか。</p> <p>(理由) ・「平均より高い」だと高水準にあることの説明としては不十分。足元の電気料金では、仮に使用量を260kWhに揃える場合、沖縄電力の電気料金は北海道電力よりも安価となっているため。</p> <p>(具体的な修正案) 地理的・地形的特性等により、沖縄県における電気料金は、県外の旧一般電気事業者9社の平均と比較しですと、相対的に沖縄県における電気料金は高い水準にある。</p>	⑥	電気料金の比較は、各社が公表している「有価証券報告書」を基に本県が算出した数値に基づいて行っており、過去5年間、平均値よりも高い水準にあるため、素案の記述のとおりとさせていただきます。	商工労働部
323	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・無電柱化の推進は国策として進められており、また国による補助事業も令和5年度から実施されており、今後も必要な取組であることを明確化する上で課題認識として明記してはどうか。</p> <p>(理由) ・上記のとおり。 ※第7次エネルギー基本計画： https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf ※沖縄離島無電柱化緊急対策事業(内閣府)： https://www8.cao.go.jp/okinawa/4/okinawaritou/mudenchuu-top.html ※第43回沖縄振興審議会 https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryousingikai/sinkousingikai/43/43-4.pdf</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 無電柱化は防災性向上、良好な景観形成に資する重要な取組であり、関係者に生じる整備費用の負担緩和などの方策により引き続き推進していく必要。</p>	④	本県における無電柱化につきましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策において取り組んでいるところです。 引き続き関係部局と連携し、適切に対応してまいります。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
324	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・エネルギーの安定供給を支えるための防災・減災の取り組みはエネルギー社会基盤を整備する上で重要な要素であり、また、行政と民間との連携や行政側独自の取り組みまたは支援が肝要であるため以下の記載を明記してはどうか。</p> <p>(理由) ・昨今の災害の激甚化を踏まえ自治体との連携協定の締結が進んでいることは直近の環境変化でもあり、そのような動きを踏まえた今後の取り組みが一層重要であると考えられるため。 ※災害に関する関係機関との連携協定一覧(沖縄電力): https://www.okiden.co.jp/active/safety/list/index.html</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 災害時の停電被害・道路閉塞の最小化等のレジリエンス強化には、道路管理者等の行政と連携した計画伐採・樹木管理の推進が重要であり、加えて鳥獣害対策についても法令を踏まえた関係者連携が不可欠である。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消化、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部
325	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・防災力・レジリエンスの強化に資する行政側の取り組みはエネルギー基本計画でも示されており課題認識を明確化するために以下の記載を追記してはどうか。</p> <p>(理由) ・防災・減災の取り組みは事業者のみでは成しえないため、行政を含め関係者が連携して取り組む必要があると考えられるため。 ※第7次エネルギー基本計画: https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 指定避難場所等における非常用電源確保の観点から、太陽光発電・蓄電池の導入支援の充実が求められる。</p>	④	<p>今回の政策提言では、本県が抱える様々な政策課題の中から、関係者との意見交換等を通じて「強化すべき取組」をまとめており、取組と関係性の強い「環境の変化等」「現状・課題等」を記載したものとなっております。</p> <p>国内外のエネルギー情勢の変化に対応するため、国が策定した「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を踏まえ、県も令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下、「イニシアティブ」という。)を改正し、再生可能エネルギーの最大化、クリーンな燃料への移行、エネルギーの地産地消化、脱炭素と産業振興の両立を進めることとしています。</p> <p>ご意見につきましては、イニシアティブにおいて対応すべき課題として認識しているところであり、同計画にて検討してまいります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
326	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・エネルギーの安定供給を支えるための人材の確保はエネルギー社会基盤を整備する上で重要な要素であり、また、直近の国における議論の遡上にもあがっていることから以下の記載を追加してはどうか。</p> <p>(理由) ・プラント・エンジニアリング、建設・設備工事、電工職等の人手不足解消により施工力確保が期待でき、平時のインフラ事業および災害時の復旧作業に資するため。 ※第7次エネルギー基本計画： https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf ※直近の議論結果 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620225018&Mode=0</p> <p>(具体的な修正案)※以下の段落(ボツ)を追加 電源・送配電設備の更新や防災・復旧を支えるため、プラント・エンジニアリング、建設・設備工事、電気工事等を担う専門人材の不足への対応(行政主導の人材育成・就職支援等)が課題となっている。</p>	④	本県における人材の確保・育成につきましては、関係部局と連携し、適切に対応してまいります。	商工労働部
327	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(意見) ・「これまでの取り組み」について、民間事業者による取り組みも含めた状況を記載してはどうか。</p> <p>(理由) ・特に次世代エネルギーについては、官民連携した取り組みが必要になってくるものと考えられるため。</p> <p>(具体的な修正案) …可能性調査を実施している。あわせて、民間事業者による水素実証などの取組も含め、次世代エネルギーの社会実装に向けた知見の蓄積が進みつつある。地理的・地形的特性等により…</p>	②	次世代エネルギーについては官民連携した取り組みが必要であると考え、ご意見のとおり追記しております。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
328	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>(「18.雇用」にも関連する意見)</p> <p>・「インフラを支える業界の人材確保・育成(行政主導による人材育成、就職支援)」を追記いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>・プラント・エンジニアリング、建設・設備工事、電工職等の人手不足解消により施工力確保が期待でき、平時のインフラ事業および災害時の復旧作業に資するため。</p>	④	県では、職業能力開発校にて電気システム、配管・建物設備、建設機械整備などの多様な職業訓練を実施し、技能者の育成を行っております。また、国においても県内にポリテクセンターとポリテクカレッジを設置し、電気エネルギー制御、電気設備設計などの職業訓練を行っております。今後ともこれらの公共職業訓練を通じて、技能者の育成を進めてまいります。	商工労働部
				④	土木建築部では、「沖縄県建設産業ビジョン2018」において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組む施策を策定し、官民一体となって推進しています。	土木建築部
329	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>・「県内知見等の活用による域外収益獲得のための事業への支援」を追記いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>・沖縄の強み(知見・リソース)を活用した域外収益(外貨)獲得により自立型経済に資するため。</p> <p>・国境を越えた地球温暖化対策にも資する取り組みであるため。</p> <p>【具体例】</p> <p>・協定地域(島しょ国などを想定)への再エネ導入に対し、「〇円/tCO2補助」など沖縄版JCM制度の創設など</p>	④	県では、令和8年3月に改正する「沖縄県グリーンエネルギー・イニシアティブ」において「地域特性を踏まえた排出量取引制度の検討」に取り組むこととしており、この中で様々な施策を検討しております。ご提案内容について、実施の可能性も含めて研究してまいります。	商工労働部
330	26. エネルギー (持続可能な成長)	現状・課題等	<p>電力分野においては、沖縄県の電力系統が小規模かつ独立していることや地理的制約から、電力システムとして選択できる電源が限られ、安定供給のためには周波数や電圧維持に寄与する火力発電設備に頼らざるを得ない状況と認識しております。</p> <p>この点は、沖縄県の特殊性を踏まえたエネルギー社会基盤の整備にあたり重要な要素であると認識いたします。</p>	③	小規模独立系等であることや地理的特性により、化石燃料に頼らざるをえないという本県の不利性に基づき、「引き取りに係る特定石炭等の石油石炭税」について、延長を要望しているところです。	商工労働部
331	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	太陽光発電電力の買取価格を拡大するための国の支援	⑥	再エネ由来の電力の固定価格買取制度は、再エネ賦課金によってまかなわれていると認識しております。	商工労働部
					買取価格を高くすることは、再エネ賦課金の増により県民の負担増に繋がることから、同制度の拡充について要望することは難しいと考えます。	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
332	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<p>(「11.産業振興(産業イノベーション)」にも関連する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の安定的かつ適正な供給の確保のために現行の電力関連税制等の特別措置※の継続に取り組んでいただきたい。 ※「沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除の延長」、「電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長」、「産業イノベーション促進地域制度(電気業)の延長」、「沖縄振興開発金融公庫からの財政投融資(産業開発資金(種類:電気))の継続」 ・「沖縄振興開発金融公庫からの財政投融資」を追記いただきたい。 ・「産業イノベーション促進地域制度の拡充(構築物※の追加)」を追記いただきたい。 ※「無電柱化にかかる設備」、「電力ネットワークの次世代投資にかかる設備」等 ・「発電・送配電設備にかかる投資負担軽減の取組」を追記いただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定で適正な価格でのエネルギー確保は、県民生活の向上や産業振興の基盤として重要。 ・沖縄においては、従来から、台風に備えた送配電設備の強度設計を行うとともに、電源の高経年化が進む中で今後も、既存の供給力の維持・機器更新投資、脱炭素電源投資など、電力供給コストの上振れが見込まれ、物価高の状況においてはその影響がより顕著になることから、一層の政策的な支援が必要 	③	<p><電気の安定的かつ適正な供給について></p> <p>電気の安定的かつ適正な供給は、県民生活や産業活動における重要な基盤であると考えていることから、今回の政策提言(素案)におきましても、「引き取りに係る特定石炭等の石油石炭税」及び「電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置」について、延長を要望しているところです。</p>	商工労働部
				③	<p><産業イノベーション促進地域制度(電気業)について></p> <p>産業イノベーション促進地域制度の対象業種である「電気業」については、引き続き特例措置が講じられるよう国に求めていく考えです。また、対象資産の拡充については、例示の無電柱化にかかる設備等への投資は防災面等の観点から重要と思われませんが、産業イノベーションの目的には馴染まないと考えています。</p>	商工労働部
				②	<p><沖縄振興開発金融公庫からの財政投融資について></p> <p>沖縄振興に関する各制度については、令和4年3月末に改正された沖縄振興特別措置法において期限のある税制を除き10年間の延長が実現したところであり、沖縄振興開発金融公庫においても日本政策金融公庫との統合時期が10年間延長されております。</p> <p>同公庫においては、本土における日本公庫などの機関と同様の融資制度に加え、沖縄の地域的な政策課題に 대응するため、国や県の沖縄振興策と一体となった様々な独自制度を活用して地域に密着した政策金融を行っているところであり、ご意見のある産業開発資金もそのひとつであります。</p> <p>他方、ご意見については県としても同様に認識していることから、「現状・課題等」に以下のとおり追記しております。</p> <p><「現状・課題等」に追記></p> <p>電源の高経年化が進む中で、電力の安定供給のための供給力維持・機器更新、再生可能エネルギーの更なる導入拡大のための系統増強、脱炭素電源など様々な投資の必要があり、今後も電力供給コストの上振れが見込まれるため、各種税制優遇措置や沖縄公庫からの一層の政策的な支援が必要。</p>	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
333	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<p>(「1. 離島等」にも関連する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「離島のエネルギー設備投資にかかる導入支援・規制緩和等の取組(国支援の拡充等)」を追記いただきたい。 ・内閣府の「沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業」について、離島の安定したエネルギー供給に資するよう、海底送電ケーブルや通信環境整備に限らず、各離島に適したエネルギー供給システムの構築に活用いただけるよう制度の拡充要望をしていただきたい。 <p>理由： 離島にもしっかりとエネルギー供給を図っていく必要があるが、ユニバーサルサービスを介して全県民にご負担いただく形となるため、その影響を可能な限り低減するには政策的な支援が必要であるため。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島需要増に伴う発電関連設備等の電力供給設備への補助 	③	<p>県では、構造的不利性を抱える離島における電気の安定的かつ適正な供給の確保に向け、国や事業者と連携し、海底送電ケーブル等の電力設備の整備のほか、太陽光や風力発電の実証事業を行うなど、再エネ導入拡大に向けた事業等に取り組んできたところです。</p> <p>今回の政策提言(素案)では、海底送電ケーブルに係る国支援制度についての要件拡充のほか、再エネ設備等に対する税制特例措置の新設を要望することにより、離島の電気のより安定的な供給を図りたいと考えております。</p>	商工労働部
334	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄の地域特性を踏まえた再エネ導入加速化への取組」を追記いただきたい。 <p>【理由】</p> <p>国や県のCN目標に向けて再エネの導入を進めていくが、全国的なFIT制度の下では県内への再エネ導入が限られている状況。島しょ特性に起因する立地制約やコスト高などが想定され、その差を埋める政策的な支援が必要であるため。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーカーポート導入補助事業の創設(学校や庁舎等の公共施設・病院等大規模駐車場への導入モデル構築) ※蓄電池・EV充電器と組合せた加算措置の追加など ・オフサイトPPAの導入補助事業の創設(公共施設等の先行導入モデル構築) ・水上太陽光発電設備への導入補助事業の創設 ・沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業の拡充 (実証補助だけでなく県内全域への水平展開するための補助枠の追加) 	④	<p>県では、令和8年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改正し、再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に取り組むこととしております。</p> <p>ソーラーカーポートや水上太陽光発電設備等の導入につきましては、国の補助事業や既存の税制(産業イノベーション促進地域制度)の活用も含めて、意見交換してまいりたいと考えております。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
335	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<p>・「電力供給の安定化に資する蓄電池等の導入に向けた取組」を追記いただきたい。</p> <p>・本土の補助制度の要件緩和が難しい場合は沖縄独自の補助制度を創設いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>再エネ主力化のためには系統安定化に資する蓄電池等の導入は重要な手段である中、卸電力取引所がないなど本土と状況が異なる沖縄では蓄電ビジネスの環境が整っておらず蓄電ビジネス参入が実質的に困難。加えて、本土の補助制度も諸条件の制約があり、大型蓄電池等の県内での普及に課題があるため。</p> <p>【具体例】</p> <p>・現行補助制度（系統用蓄電池・水電解装置導入支援事業）の条件緩和 （一般送配電事業者も対象とする、既設発電所を含めた発電設備に付随する蓄電池も対象とするなど）</p> <p>・系統安定化に資する蓄電池の導入補助事業の創設</p>	③	今回の政策提言（素案）では、再エネ最大化に向け、系統の安定化に資する系統用蓄電池への国支援について、要件の緩和を要望しているところです。	商工労働部
336	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<p>・「島しょ地域に適した次世代火力燃料（水素・アンモニア等）の活用に向けた環境整備」を追記いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>・太陽光などのみで電力供給を行うことは、コストや供給安定性の面で課題があることから、沖縄のCN実現には火力発電用燃料の脱炭素化が再エネ導入と同じように重要であること、また、次世代燃料は発電用途以外の脱炭素化取り組みにも重要であることを位置づける必要がある。</p> <p>・しかし、次世代燃料転換にはコスト面を含め様々な課題があることから、中長期的な視点で政策的な支援が必要となる。</p> <p>【具体例】</p> <p>・燃料供給拠点整備や発電関連設備導入への補助、既存燃料との燃料価格差を一定期間支援する補助など次世代火力燃料への転換のために必要な一連の補助制度の創設</p>	③	今回の政策提言（素案）では、水素等の拠点整備に向け、本県のような小規模独立系統の実態に合わせた支援制度の創設を要望しているところです。	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
337	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<p>(「11.産業振興(産業イノベーション)」にも関連する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「天然ガス利用拡大に向けた取組」を追記いただきたい。 <p>【理由】 天然ガスはトランジション期の燃料としての役割の重要性のみならずCN実現後の重要なエネルギー源と位置付けられているため。また、「環境保全」のみならず、「産業振興」や「防災」(BCP)の観点も踏まえた相乗効果も期待できることから、実効性のある施策が必要であるため。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業・商業部門における天然ガス導入補助制度の整備 ・天然ガス供給インフラ(サテライト、導管)の整備支援の強化(産業イノベーション促進税制の継続) ・高効率エネルギーシステム(ガスコジェネ等)の普及促進 ・離島等へのLNG供給に向けた環境整備(設備・輸送費の補助、港湾整備など) 	④	<p>県では、令和8年3月に改正する「沖縄県グリーンエネルギー・イニシアティブ」の基本目標の一つに「クリーンな燃料への移行」を掲げ、天然ガスを活用した低炭素燃料へのシフトを進めることとしています。</p> <p>このため、引き続き産業イノベーション促進地域制度の活用により、天然ガスの利用拡大に向けた企業の設備投資を促進するほか、離島における天然ガスの利用拡大に向けて、関係者と意見交換してまいりたいと考えております。</p>	商工労働部
			③	<p>産業イノベーション促進地域制度の対象業種である「ガス供給業」については、引き続き特例措置が講じられるよう国に求めている考えです。</p>	商工労働部	
338	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代エネルギーの早期導入に向けた取組」を追記いただきたい。 <p>【理由】 構造的不利性を有する沖縄ではCN実現のための手段が限定的であることから、技術開発が進む次世代エネルギーの適用可能性を見定め、沖縄特有の課題の克服への早期着手など必要な政策への反映に資するため。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペロブスカイト、次世代地熱発電等の適用可能性調査、技術開発に関する実証の補助 	④	<p>県では、令和8年3月に改正する「沖縄県グリーンエネルギー・イニシアティブ」のチャレンジプロジェクト「革新的再エネ導入拡大チャレンジ」において次世代太陽光発電も含めた新たな再エネ技術の実用化を促進することとしております。</p> <p>なお、県においては次世代太陽光発電も含めた新エネルギーの本県における実用化に向けた実証等について、支援を行っているところです。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
339	26. エネルギー (持続可能な成長)	強化すべき取組	(「28.防災」にも関連する意見) ・「エネルギーに関連する防災・減災の取り組み強化」を追記いただきたい。 【理由】 ・防災・減災の取り組みは事業者のみでは成しえないため、関係者が連携して取り組む必要がある。 ・例えば、樹木の計画伐採により停電被害最小化・道路閉塞最小化などのレジリエンス強化が期待できるが、 道路管理者などの行政との連携 が不可欠。本島北部など、戦後植栽されたモクマオウの被害への対応が必要。 ・また、 鳥獣害対応については、鳥獣保護法を踏まえた対応が必要 で事業者のみでは対応に限界がある。 【具体例】 ・台風等の災害に備えた行政による計画伐採・ 樹木管理、無電柱化や鳥獣害対策などの取組強化、連携協定の締結 ・ 指定避難場所等へのPV・蓄電池導入補助制度の創設	④	県ではレジリエンスを強化するためエネルギーの自立分散化を目指し、マイクログリッド等の自立分散型エネルギーの普及促進や蓄電池を併設した自家消費型太陽光発電の推進に取り組んでいるところです。	商工労働部
			④	災害に強い道路ネットワークの構築は、県民の安全確保と電力等のライフライン維持において極めて重要であると認識しております。 土木建築部としては引き続き、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策「2-(4)-イー③緊急時における輸送機能及び避難地等の確保」に基づく無電柱化の推進など、以下について取り組んでまいります。 ①無電柱化の推進 緊急輸送道路等における無電柱化の推進を通じ、道路のレジリエンス強化に努めております。 ②民地からの越境樹木対策 道路内の街路樹の適切な管理に引き続き取り組んでまいります。 なお、区域外(民有地等)の樹木などの倒木による道路閉塞や停電被害の最小化については、関係機関や占有者との連携の在り方について、国等の動向を注視してまいります。	土木建築部	
			④	野生の鳥獣(ヒナや卵を含む)を捕獲しようとする者は、鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣あるいは都道府県知事の許可を受けなければならないことになっており、電柱に鳥が営巣した場合においても、電柱を管理する事業者が捕獲許可申請を行う必要があります。 県では、環境省からの事務連絡を踏まえ、電柱に鳥が営巣した場合で、特にカラスを含む狩猟鳥獣に指定されている種による被害防止を目的とした捕獲申請があった場合には、可能な限り速やかに対応してまいります。	環境部	
340	27. エネルギー (地域の実情)	現状・課題等	離島へのガソリン運送費を県が負担してはどうか	④	離島へのガソリン運送費については、揮発油1リットルあたり1.5円の石油価格調整税を課税し、その税収を実質的な財源として、沖縄本島から離島への石油製品(ガソリン、灯油、軽油、A重油)の輸送経費に対して補助を行っております。	企画部
341	27. エネルギー (地域の実情)	現状・課題等	脱炭素化の研究は、船舶においても取り組まれているが現状はタンカー等大型船舶のみとなっているが、いずれ県内離島航路のフェリーなどにも対応を迫られることになる。また各離島に脱炭素エネルギー供給拠点を置くことはコスト、運営主体の確保、安全面からも難しい。離島航路維持のため高額となる船舶建造や供給拠点整備について長期的な補助制度の整備を中心とした振興策を設けるべきではないだろうか。	③	既存の補助制度の活用も含め、航路事業者等と意見交換してまいりたいと考えております。	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
342	28. 防災	政策	<p>本島地区における「自己完結型」防災拠点整備について【伊江島を核とした北部広域防災ネットワーク構築】 大規模地震等の発災時、防災拠点として伊江島は地理的に高台が多く、津波浸水リスクが極めて低いという「地形的優位性」を持っております。 伊江島空港が整備されることで、大規模災害(沖縄近海地震等)で本島側の港湾や道路が寸断された際、救援物資の中継基地や広域搬送の拠点としての機能が期待されます。また、陸路の遮断は北部地域の孤立を招くことが懸念されることから、県内の港湾施設(那覇港・中城湾港)と併せて、北部エリアの港湾施設(本部港・運天港)と周辺道路の整備も不可欠であります。 強靱な県土を構築するためにも「伊江島の防災拠点化」を中心として、北部エリアの港湾施設(本部港・運天港)整備、周辺道路整備も含め一体的な防災インフラ整備を重点施策として推進することを強く提言致します。</p>	④	<p>伊江島空港は、地震・津波災害時の輸送拠点空港に位置付けられており、空輸による緊急輸送の受入れを行う空港となっております。 令和3年度までに地震動観測・地震動作成調査を行っており、今後、耐震調査を実施する予定としております。 なお、空港施設の整備については、定期便就航の条件や具体的な航空会社の就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。</p>	土木建築部
			<p>耐震強化岸壁等の整備については、既存の補助事業の活用により整備することとなります。 個別の港湾における整備については、別途、市町村等と調整することとします。</p>	④	<p>土木建築部</p>	
			<p>北部エリアの港湾施設周辺の道路整備として、主な防災拠点を連絡する緊急輸送道路に指定されている国道449号等の整備に取り組んでいます。 引き続き、地元や関係機関等と連携し、北部圏域の道路整備に取り組んでまいります。</p>	④	<p>土木建築部</p>	
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) 本事業は、予測不可能な自然災害や戦後処理の一環として「県民の命を守る」ための緊急性の高い政策提言であることから、「速やかな事業執行に取り組む」ことを盛り込んで頂きたい。</p>	⑥	<p>本政策提言は、沖縄振興特別措置法に関連した制度の新設や拡充等を念頭に国への提言であるため、既存の取組等で対応していくものや事業執行に取り組む旨を本政策提言に記載することはそぐわないと考えております。 頂戴しましたご意見については、本県においても緊急性の高い事項であることを認識しており、引き続き、上記の記載内容における事業執行に鋭意、取り組んでまいります。</p>	
			<p>先島諸島(宮古・八重山)における「自己完結型」防災拠点整備について【空港整備及び周辺道路網の強靱化】 島嶼県として、先島諸島は、我が国の南西諸島における経済・生活の要衝であるが、発災直後の「自立的な対応能力」が重要となることから、大規模災害を想定した「自己完結型」の防災拠点の整備が強く求められております。 そこで、宮古・石垣地区において防災拠点として、空港施設の整備、空港と主要地区を繋ぐ周辺道路整備について下記のとおり強く提言致します。 ■宮古地区 1.「平行誘導路」の設置 現在の宮古空港は、着陸した航空機が滑走路内で反転(ターン)して戻る必要があるため運用効率が悪く、後続機の待機時間が発生している。 災害派遣時、多頻度で往復する救難機や輸送機の運用効率を最大化し、一刻を争う救命活動を支えるために「平行誘導路」設置は不可欠である。 2.「駐機スポット(エプロン)の増設」 定期便増便と並行した、緊急時の輸送機やドクターヘリの待機場所の確保に向け、駐機スポット(エプロン)の増設が必要である。</p>	④	<p>宮古空港及び石垣空港は地震・津波災害時の防災拠点空港に位置付けられ、緊急輸送において、地域での中心的な役割を担う空港となっております。基本施設の耐震照査を実施し、必要に応じた耐震対策を実施する事としております。 宮古空港における平行誘導路の設置やエプロン拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。 また、航空会社が設置予定のスマートレーンについては、航空会社と協議を行っているところで、引き続き、協力していきたいと考えております。 石垣空港においてもエプロン拡張について調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見		担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名	
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類 考え方		
343	28. 防災	政策	<p>3. 保安検査場へのスマートレーン全面導入 日常的な混雑緩和と、緊急時の円滑な物流確保に向けて、保安検査場へのスマートレーン全面導入が必要である。</p> <p>■八重山地区 新石垣空港は、津波浸水リスクが極めて低い「高台」に位置するという地形的優位性を有しており、防災拠点として最大限に活用し、空港・港湾・主要地区を強靱な道路網で結ぶ「自己完結型」の防災インフラ整備が求められています。しかし、島内の主要拠点(空港、市街地、石垣港)を繋ぐ道路の「未開通区間」も存在し、大規模災害時の「人命救助」および「物資輸送」に支障をきたすことになりかねない。島民の安全を確保し、迅速な救命・救助活動を行うためには、「新石垣空港の防災拠点としての整備」「空港・市街地・港湾」を繋ぐ主要道路の整備を一体とした「防災インフラ整備」が不可欠であります。</p> <p>※つきましては、先島諸島(宮古・八重山)における、空港の防災拠点整備並びに周辺の港湾施設、主要道路整備を一体のプロジェクトとして推進することを沖縄振興に向けた政策提言と致します。</p>	④	<p>県では、空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるため、離島の地域特性に応じた道路整備を推進しております。</p> <p>具体的には、主な防災拠点等を連絡する緊急輸送道路に指定されている石垣空港線や平良下地島空港線等の整備に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、地元や関係機関等と連携し、離島の道路・街路整備事業に取り組んでまいります。</p>	土木建築部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) 本事業は、予測不可能な自然災害や戦後処理の一環として「県民の命を守る」ための緊急性の高い政策提言であることから、「速やかな事業執行に取り組む」ことを盛り込んで頂きたい。</p>	⑥	<p>本政策提言は、沖縄振興特別措置法に関連した制度の新設や拡充等を念頭においた国への提言であるため、既存の取組等に対応していくものや事業執行に取り組む旨を本政策提言に記載することはそぐわないと考えております。</p> <p>頂戴しましたご意見については、本県においても緊急性の高い事項であることを認識しており、引き続き、上記の記載内容における事業執行に鋭意、取り組んでまいります。</p>	
344	28. 防災	政策	<p>(素案)では、「建物の耐震診断」に限定されておりますが、浸水対策、高潮対策、土砂災害対策、公共施設の老朽課対策なども対象に加え、幅広い政策にしてもよいのではないのでしょうか。</p>	④	<p>ご意見のいただいた内容については、現行の沖縄振興特別措置法における制度や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等における各種施策・事業により、継続した取組を推進しているところであります。</p>	土木建築部
345	28. 防災	目指すがた	<p>通学路においてブロック塀のひび割れや劣化によるゆがみがあり、地震だけでなく台風や大雨、強風による倒壊の不安がある。</p>	④	<p>各学校では、学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされています。これらの規定を踏まえ、各学校の実情に応じて関係機関と連携し、通学路の安全点検を実施するとともに、危険箇所が確認された場合には、通学路の変更や安全教育等を実施しています。児童生徒等が自ら危険な状況を適切に判断し、回避できるよう、引き続き、安全に関する資質・能力の向上に向けた指導を行ってまいります。</p>	教育庁
				④	<p>県では、耐震に関する相談窓口を設置しております。</p> <p>建築物だけでなく、ブロック塀においても耐震に関する不安がある場合は、相談窓口を活用いただきたいと思います。</p>	

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
346	28. 防災	目指すすがた	数年前に県外で起こった倒壊事故の後、1度調査依頼が学校からあったが定期的に自治体による安全調査を行ったほうが良い。	④	公立学校のブロック塀については、劣化が著しいものなどは早急に撤去や改修を実施し、国の支援策等を活用するなど、安全対策を図っているところであります。また、学校設置者に対し、「学校施設の維持管理の徹底について」の通知などにより、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な管理と必要な安全対策を実施するようお願いしているところです。県教育委員会としては、引き続き市町村と連携し、ブロック塀の安全対策に取り組んでまいります。	教育庁
				④	県では毎年2回「建築物防災週間」を実施しております。実施内容の1つとして防災査察を実施しており、各公共団体に対し通学路をはじめとする避難路沿いのブロック塀等の安全対策についても周知しております。	土木建築部
347	28. 防災	目指すすがた	改修工事も自己負担が大きいと行わないリスクがあるので補助費を危険度ランク別に上限を見直してほしい。	③	現状・課題では例として、耐震診断の補助上限について触れておりますが、強化すべき取組としては改修工事における取組の拡充も求めています。	土木建築部
348	28. 防災	目指すすがた	防災はもちろん災害時において発生し得る被害を最小限に抑える仕組み作りが必要。地域包括ケアシステムを推し進め、日常の自助・互助を高めていくことで、防災意識の啓発や発災時、その後のサポート体制の構築につながる。	④	市町村が実施する地域包括ケアの推進や生活支援体制整備事業の取組を支援するとともに、防災施策との連携を図りながら、平時と災害時の双方において機能する地域づくりを進めてまいります。	保健医療介護部
349	28. 防災	その他	・災害法制の改正により、救助の種類に「福祉」も追加され、災害防災と福祉を一体的総合的な災害福祉支援体制の構築に向けた取組みが必要であることから、防災・減災にむけた福祉分野の取組みも追記していただきたい。(例:災害福祉支援センターの設置に向けた検討、行政と社協との連携強化等) ・本県は離島県であり、大規模災害が発生した場合、支援が届きにくいため、対応策も検討すべきである。	④	県では、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、貴会と連携して「DWATおきなわ」の派遣体制の強化等を通じて災害時の福祉支援体制の構築に取り組んでいるところです。今般の法改正により、災害対策基本法及び災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、DWATによる支援活動がより明確化されましたので、法改正を踏まえた研修の充実化、DWATおきなわの活動マニュアルの整備を図ってまいります。引き続き、県や市町村及び県社協や市町村社協と連携して体制構築に取り組んでまいります。	生活福祉部
350	28. 防災		昨今、国内において災害が多発しており、災害発生時には様々な支援を要するが、沖縄県は地理的特性等から支援を要する際の障害が多いと思われる。離島県独自の災害対策についての提言が必要と思われる。	②	本県は、広大な海域に離島が多数散在するわが国唯一の島しょ県であり、各離島における防災・減災体制の整備・強化は喫緊の課題であります。ご意見を踏まえ、「28.防災」の分野において、政策を「防災対策の推進」として盛り込んでおります。	知事公室

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
351	28. 防災	その他	昨今の地震に対する津波の対策にて、マングロープ苗の計画生産と、継続的な植栽を防災の視点で提案したい。 下記要素の紐づけにもなる為。 ・防災効果:高潮・台風・海岸侵食を自然の力で軽減 ・観光振興:エコツーリズムなど地域経済にも寄与 ・教育効果:環境学習やSDGs教育の場になる ・生物多様性保全:希少生態系の保護につながる ・脱炭素(ブルーカーボン):CO ₂ 吸収源として活用可能 ・住民参加:地域コミュニティの活性化に寄与	④	マングロープについては、苗から成長する過程で二酸化炭素を吸収し、固定することが期待されます。一方で、木材等として有効活用されていない中、新たにマングロープを植樹することは生態系保全の観点から望ましくないことから、県では、平成28年3月に「マングロープ植栽指針」を策定しており、マングロープの植栽については当該指針に基づき適切に行う必要があると考えております。	環境部
				⑥	県では、一部地域において植栽されたマングロープによる既存の生態系への影響や本来生育していないマングロープが植栽されるなどの問題があり、植栽されたマングロープ林の適切な管理が課題として揚げられたことから、平成28年3月に「マングロープ植栽指針」を策定しています。 当該指針の植栽基準においては、マングロープの植栽は、既存マングロープ林の維持や再生等を目的とし、生物多様性の保全に配慮し実施すること、また、過去、現在においてもマングロープが生息していない場所への植栽については、生物多様性の保全上の観点から、植栽が与える既存生態系への影響を考慮し、極力控えることとしています。 当該指針において、マングロープ林の機能として、防潮効果も掲げられているが、以上のことから、マングロープの植栽については、慎重に判断する必要があると考えております。	
352	29. 社会資本整備	目指すがた	(素案)では、海水淡水化施設、港湾施設に限定されておりますが、道路施設、上下水道施設などの重要な社会資本整備も加えられてもよいのではないのでしょうか。	④	ご意見のいただいた内容については、現行の沖縄振興特別措置法における制度や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等における各種施策・事業により、継続した取組を推進しているところであります。	土木建築部
353	29. 社会資本整備	環境の変化等	安全・安心な生活環境のため、海水淡水化施設の整備とあわせて各地で老朽化が進む導水管の整備も急ぐ必要があると考える。	④	企業局では、令和4年5月に策定された新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、水道施設の計画的な更新・耐震化に取り組むこととしており、老朽化した導・送水管についても引き続き着実な整備を進めてまいります。	企業局
354	29. 社会資本整備	環境の変化等	提言ではとくに触られていないが、社会資本整備の担い手である建設業では担い手不足が今後も進行することが予想され、その対策は急務である。 担い手確保に向けて市町村や民間事業者に対する適正価格での発注や適正工期の確保などを求める項目があれば良いと考える。	④	【市町村】 国・県及び全市町村が参加する「公共工事の品質確保に関する国・県・市町村連絡会」において、週休2日工事の実施等、適切な発注関係事務に努めるよう周知しております。 【民間事業者】 「沖縄県建設産業ビジョン2018」において、公正な市場環境の整備及び受発注・元請関係の適正化に向け、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって取り組んでおります。	土木建築部
355	29. 社会資本整備	環境の変化等	【これまでの取組】<港湾施設>の項に、「那覇港公共国際コンテナターミナルの安全かつ安定的荷役に向け健全な施設維持に取り組んでいるものの、荷役機械の長寿命化や更新など抜本的な施設整備は島嶼県である沖縄の重要課題とし沖縄振興制度の積極的運用が必要である。」を追加	②	政策の分野の「29. 社会資本整備」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の持続可能な環境整備に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「環境の変化等」に反映しております。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
356	29. 社会資本整備	現状・課題等	<p>・那覇空港は過去25年間で旅客需要が約2倍に拡大するなど全国でも特異な成長を続けており、将来需要予測では2050年に向け訪日外国人需要の大幅増加が見込まれている。一方で現旅客ターミナル能力では2030年前後に国際線処理が逼迫する見通しであり、受入基盤の早期強化が課題となる。</p> <p>・港湾施設の老朽化対応に加え、空港容量制約を踏まえた人流・物流の機能分担や相互補完の観点が不足しており、空港と港湾を一体の国際ゲートウェイとして捉えた広域輸送ネットワークの視点が必要。</p>	②	ご意見を踏まえ、政策分野「4. 観光(受入体制)」の「強化すべき取組」に「那覇空港の機能強化に関する取組」を追加しております。また、ご提案につきましては、引き続き関係機関と意見交換をまいります。	企画部
				③	港湾施設の老朽化対応については、取組「港湾改修(既存施設の延命化)に関する取組の拡充」に含みます。	土木建築部
357	29. 社会資本整備	現状・課題等	<p>昨年11月に塩屋で発生した導水管の破損は県民に大きな不安を与えた。連休中であったが地元の中小建設業社の初期対応で県民への負担を最小限に留めた。沖縄振興一括交付金が減額されているため市町村は特にインフラ整備が遅れています。社会資本整備を十分に整備できるよう沖縄県には予算増額確保を要望します。沖中建の会員は、協会のスローガンでもある「地域社会に貢献する力強い地場産業を目指して」の気持ちを持っています。災害時には、大手企業では緊急な対応は出来ません。行政と地元企業が連携・協働しながら県民に負担をかけないように進んでいきたい。</p>	④	<p>沖縄振興一括交付金については近年減少傾向が続く中、事業効果の発現の遅れにより様々な分野で県民生活への影響が懸念されることから、土木建築部では、例年8月に行っている国庫要請に加え、今年度は7月上旬にも関係市町村とともに内閣府及び国土交通省に対し要請を行いました。</p> <p>その中で、国土強靱化に資する取組など緊要性を有する社会資本の整備等を着実に実施し、県と市町村の事業の遅れに伴い県民生活への影響が生じることのないよう、要望額の確保について要請したところです。</p> <p>引き続き、あらゆる機会を捉え、予算額の増額確保に向け、市町村や関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。</p>	土木建築部
358	29. 社会資本整備	現状・課題等	<p><港湾施設>の項に、「県内唯一となる公共国際コンテナターミナルの施設老朽化が顕著となっており、那覇港では特に県内他港には無い荷役機械の長寿命化や機器の更新等は、顕在化する海上物流停滞のリスクを回避する上で最重要課題となっている。」を追加。</p>	②	政策の分野の「29. 社会資本整備」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の持続可能な環境整備に向けた取組」の追加に併せて、ご意見の内容を「現状・課題等」に反映しております。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
359	29. 社会資本整備	現状・課題等	<p><港湾施設>の2番目の項目「現在活用している起債が令和8年度までの時限措置となっているため、2億円未満の老朽化対策については県単独費のみでの対策となり、予算の確保が課題となる。」は県管理港湾についての内容となっている。</p> <p>沖縄県の港湾は、県管理港湾以外に那覇港管理組合が管理する那覇港、宮古島市が管理する平良港及び石垣市が管理する石垣港もあるため、それらも考慮した表現に修正してほしい。</p>	③	政策提言については県で作成しており、現状・課題等についても県で把握している県管理港湾を特記したものとなっておりますが、提言する取組については、県管理港湾のみに適用される制度ではなく、県内港湾全体に適用されるものと考えています。	土木建築部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>県管理港湾以外の港湾も同様の課題があるので、下記のように修正してほしい。</p> <p>・項目1 【修正前】「令和6年度の点検時に～」 【修正後】「県管理港湾では令和6年度の点検時に～」</p> <p>・項目2 【修正前】「現在活用している起債が～予算の確保が課題となる。」 【修正後】「県管理港湾では現在活用している起債が～予算の確保が課題となる。県管理以外の港湾も同様に予算の確保が課題となっている。」</p>	②	県管理港湾以外の状況も踏まえ、ご意見のとおり修正します。	土木建築部
360	29. 社会資本整備	現状・課題等	<p>【これまでの取組】の<港湾施設>の項目「港湾施設については、日常パトロールによる修繕確認や、市町村からの修繕要望を受けた場合の起債事業や県単独費を活用しての修繕等に取り組んでいる。」は県管理港湾についての内容となっている。</p> <p>沖縄県の港湾は、県管理港湾以外に那覇港管理組合が管理する那覇港、宮古島市が管理する平良港及び石垣市が管理する石垣港もあるため、それらも考慮した表現に修正してほしい。</p>	③	政策提言については県で作成しており、現状・課題等についても県で把握している県管理港湾を特記したものとなっておりますが、提言する取組については、県管理港湾のみに適用される制度ではなく、県内港湾全体に適用されるものと考えています。	土木建築部
			<p>(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項)</p> <p>県管理港湾以外の港湾も同様の取組なので、下記の部分を修正してほしい。</p> <p>【修正前】「日常パトロールによる修繕確認や、市町村からの修繕要望を受けた場合の起債事業や県単独費を活用しての修繕等に取り組んでいる。」 【修正後】「日常パトロールによる修繕確認や利用者等から修繕要望を受けた場合に起債事業や単独費を活用して修繕等に取り組んでいる。」</p>	②	県管理港湾以外の状況も踏まえ、ご意見のとおり修正します。	土木建築部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
361	29. 社会資本整備	強化すべき取組	<p>・那覇空港における将来需要を踏まえた新旅客ターミナル等の基盤整備を計画的に推進するとともに、港湾との役割分担を前提とした物流・観光動線の最適化を図る。</p> <p>・港湾施設の更新・機能強化を進めつつ、空港・港湾の連携による貨物流動分散、災害時代代替輸送確保、国際ゲートウェイ機能の高度化を一体的に検討する。</p>	②	ご意見を踏まえ、政策分野「4. 観光(受入体制)」の「強化すべき取組」に「那覇空港の機能強化に関する取組」を追加しております。 また、ご提案につきましては、引き続き関係機関と意見交換をまいります。	企画部
				②	港湾施設の老朽化対応については、取組「港湾改修(既存施設の延命化)に関する取組の拡充」に含みます。 また、港湾施設の機能強化についても取組を追加しております。	土木建築部
362	29. 社会資本整備	強化すべき取組	<p>「現状と課題等」の項目では、「水の安定供給とPFOS対策」および「港湾の老朽化対策」の2点に限定した記述になっていますが、老朽化の進行は、道路をはじめとする他のインフラ施設においても共通の課題です。</p> <p>政策の分野2(交通)や分野10(産業振興)において、「道路の交通容量不足」や「物流インフラの整備」の必要性が示されていることも踏まえ、産業基盤を支える「道路ネットワークの整備」や広範な「公共インフラの長寿命化・整備」についても、強化すべき取組に反映させるべきではないでしょうか。</p>	④	県では、物流インフラの整備推進に向けて、国と連携し、空港・港湾等を結ぶ幹線道路網の整備に取り組んでおります。 具体的には、追加ICを含む、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。 引き続き、国や関係機関等と連携し、体系的な道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。	土木建築部
				④	「公共インフラの長寿命化・整備」については、現行の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で「社会基盤等の長寿命化対策」に関する内容を明記しており、社会基盤施設については、予防的な補修・補強や計画的な施設の更新を進めることで構造物の長寿命化に取り組むこととしています。	土木建築部
363	29. 社会資本整備	強化すべき取組	「3. 国際流通港湾としての機能強化・拡充に向けた支援制度の創設」を追加。	②	ご意見を受けて、政策の分野の「29. 社会資本整備」の新たな「強化すべき取組」として、「国際流通港湾の持続可能な環境整備に向けた取組」を追加しております。	土木建築部
364	29. 社会資本整備	その他	気候変動による渇水リスクに対応するため、流域全体を視野に入れた水循環の把握と適切な管理を行い、ダム・地下水・再生水等を組み合わせた多層的な取組により、安定した水源確保を図るべきである。	④	企業局では、本土復帰前から活用している河川水や地下水の活用に加えて、本土復帰以降、急激に増加する水需要に対処するため、水源地域や国等関係機関との連携のもと、ダム開発等の水源の確保に努めるとともに、多角的な水源開発の一環として、海水淡水化施設を整備し、安定供給を図ってきました。 ご提案については、将来の人口減少や気候変動などの影響も踏まえた上で、水資源の開発を所管する企画部とも連携し、必要に応じて研究することになろうかと思っております。	企業局
365	29. 社会資本整備	その他	<p>・担当部課に、「土木建築部港湾課(那覇港管理組合)」を追加。</p> <p>・末尾に、「3-(4)-ア『シー・アンド・エアなどの多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減』」を追加。</p>	②	政策の分野の「29. 社会資本整備」に新たな「強化すべき取組」となる「国際流通港湾の持続可能な環境整備に向けた取組」の追加に併せて、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開の対象事項を反映しております。 なお、担当部課には「土木建築部港湾課」を既に明記しております。	土木建築部
366	30. 戦後処理	政策	<p>磁気探査業務は全てのインフラ整備を促進する時、一番最初に取り込む事業です。</p> <p>建設業者が安心してインフラ整備するために必要不可欠な事業です。</p> <p>しかし、民間地域における不発弾探査事業として沖縄県防災危機管理課から「住宅等開発磁気探査支援事業」がありますが、年末以降予算が不足することから同事業を使えない状況にあります。</p> <p>県民すべてに適用するためには基金を創設し、対応することが急務だと考えます。</p>	④	県としては、不発弾処理は戦後処理の一環として国の責任において実施されるべきものと考えており、これまで不発弾探査費用の全額国庫負担等を国に対して要望しているところです。 「住宅等開発磁気探査支援事業」については、令和5年度に需要の急増から一時的に予算が不足した際、同補助事業の補正予算により対応いたしました。 今後もまずは既存の補助事業の活用を優先し、国に対しては、年度途中の予算不足により同事業が停滞することがないように、十分な予算の確保を要望をまいります。	知事室

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
			(上記意見に対する考え方に関して確認したい事項) 本事業は、予測不可能な自然災害や戦後処理の一環として「県民の命を守る」ための緊急性の高い政策提言であることから、「速やかな事業執行に取り組む」ことを盛り込んで頂きたい。	③	住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、現状においても認知度向上と利用促進に取り組んでいる旨を記載しております。 ご意見の主旨については、こうした取組みを通じて、既に政策提言に反映されているものと考えております。	知事公室
367	31. その他	政策	本素案では、観光を本県の基幹産業として位置付け、受入体制の強化や高付加価値化、誘客促進等について幅広く整理されており、その方向性については概ね賛同する。一方で、観光の持続的発展を支える宿泊業を中心とした現場の実態や課題への踏み込みがやや不足していると感じられる。 今後は、制度・インフラ整備に加え、観光産業を担う人材や事業者が「継続して経営・雇用できる環境整備」を政策として明確に位置付けることが重要である。	④	人材確保については、現在、マッチング機会の創出や補助金による定着支援等に取り組んでいます。今後は、「宿泊税」を活用し、人材育成・確保・定着に向けた体制を強化します。具体的には、経営者層への研修を通じた「稼ぐ力」の向上や、現場の処遇改善に直結する生産性向上の取組みを支援するとともに、高度観光人材の育成を推進します。これにより、事業者が将来にわたり継続して経営・雇用できる環境を整え、観光産業の持続的発展を図ってまいります。	文化観光スポーツ部
368	31. その他	強化すべき取組	国立自然史博物館の誘致活動について、県議会が超党派で取り組んでおり、県としてもこれに呼応して、後期5年に実現に向けた促進策を盛り込んでいただきたい。 また、国立自然史博物館は観光拠点としての期待もさることながら、「教育・学習環境の強化、地域の科学リテラシーの向上」や、「豊富な標本や国内外の研究者とのネットワークが広がることによる研究・学術分野の発展、産業振興・イノベーションの創出」、「環境保全活動の拠点機能」、「防災・減災の拠点機能」として地域の価値向上に資する地域資源となるものであり、各分野への政策に反映させてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、新たな政策として「国立自然史博物館の設立」を追加しております。	環境部
369	31. その他	強化すべき取組	政策としては、離島、交通、観光の3項目にまたがる案件。観光振興のために、二次交通に対する取組みが重要と認識されていると思うが、現時点で本島における二次交通整備、強化は打ち出されているが、離島においても繁閑期間問わず必要である。例を挙げると、久米島において、那覇行き朝一便(8時45分発 RAC872便)に乗りたい場合、それに間に合う町営バスが運行されおらず、タクシーを利用するしかない状態。那覇からの最終便(18時40分着 RAC883便)も同様で、最終の町営バスには乗れない状態。他の離島も含めて、精査いただき、観光客が安心してアクセスできる環境整備をお願いしたい	⑤	ご意見について、久米島以外の離島も含め2次交通の課題等の調査・分析を行います。調査・分析を踏まえ各地域の対応策等について検討してまいります。	文化観光スポーツ部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等 部課名
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	
370	31. その他	強化すべき取組	<p>政策としては雇用、観光、教育、産業振興にまたがる案件です。</p> <p>・ラーケーションの早期定着に向けた取り組み 令和8年度からの県立、市町村立、私学を含めたすべての学校で当制度を取り入れていただきたい。導入するメリットとして以下が考えられる ①旅を通じた非日常の体験を通して多くの教養を学び、自立心、視野を広げ、豊かな人間性をはぐくむ ②平日や閑散期の旅行需要が生まれ、観光業における繁閑期の平準化につながる ③②の平準化ができるようになると、観光事業従事者が休みを取りやすくなり、観光業が働きやすい環境が醸成されてくる</p>	④	<p>沖縄県は、ラーケーション制度の導入により多くのメリットがあると認識しており、積極的に制度導入を働きかけるため、市町村に対し、制度導入の検討依頼と併せて、県内ホテルで実施されているラーケーション制度利用者向けプログラムの情報提供を令和8年1月に行ったところです。 今後は、同制度の全国の普及状況を踏まえつつ、県内事業者の体験プログラム造成や県外へのPR強化に向けて、関係者等による会議体の設置も検討していきたいと考えております。</p>	文化観光スポーツ部
371	31. その他	強化すべき取組	<p>政策としては観光、交通(空路)、産業振興にまたがる案件です</p> <p>・航空路線維持のための取り組み 国内、海外双方ともイン(沖縄着)に対する施策は多々なされているが、路線維持のためにはアウト(沖縄発)についても取り組みをしていくことによって、ツーウェイツーリズムの状態となり、路線の安定運航につながる。</p> <p>具体的には就航先への①教育旅行の展開、②スポーツ、文化交流の取り組み③観光商品の開発が考えられる是非、積極的な取り組みをお願いしたい</p>	④	<p>航空路線就航先の地域において、当地域の関係機関と連携を図りながら、教育旅行を含めた相互誘客プロモーションの推進を検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部
372	31. その他	強化すべき取組	<p>政策としては、離島、交通、観光の3項目にまたがる案件。観光振興のために、二次交通に対する取り組みが重要と認識されていると思うが、現時点で本島における二次交通整備、強化は打ち出されているが、離島においても繁閑期間問わず必要である。例を挙げると、久米島において、那覇行き朝一便(8時45分発 RAC872便)に乗りたい場合、それに間に合う町営バスが運行されておらず、タクシーを利用するしかない状態。那覇からの最終便(18時40分着 RAC883便)も同様で、最終の町営バスには乗れない状態。他の離島も含めて、精査いただき、観光客が安心してアクセスできる環境整備をお願いしたい</p>	③	<p>島内交通玄関口へのアクセス充実を含め、離島における地域生活に必要な移動手段の確保や、県民及び観光客を含めた移動利便性向上については、政策分野「2. 交通」に包括されております。</p>	企画部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	担当部局等 部課名
373	31. その他	その他	<p>【環境の保全及び産業振興(資源循環の促進)]を新しい分野として追加していただきたい。</p> <p>【理由】 今回の政策提言(素案)に対する意見の照会の理由として、県は、国による沖縄振興特別措置法(以下、「改正沖振法」という。)施行後5年以内の検討・見直し規定に基づく取組を見据えて、改正沖振法施行後の環境の変化を踏まえ、沖縄振興の「目指すがた」の実現に向けた「政策」を国に提言するとしている。</p> <p>新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画(令和4年度～令和13年度))では、「基本施策 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して」において、(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成の中で、イ 社会生活における資源循環の推進として、①3Rの推進と環境負荷の低減化、②効率的な廃棄物処理体制の推進、③食品ロス削減等の推進、④脱プラスチック社会の推進の4つの施策を推進するとしている。</p> <p>これらの施策は、本県における資源循環の推進に向けて、有効ではあると考えるものの廃棄物処理法や個別の各種リサイクル法に基づく対応であるため、環境保全の面に重点が置かれた施策であることは否めないと考える。</p>	④	<p>沖縄振興に向けた政策提言については、国に対し要請すべき本県の特殊事情として整理されたものについて取りまとめているところであります。ご意見については、既に国において「第五次循環型社会形成推進基本計画」に位置付けられていることから、国の主導で推進されていくものと考えております。県においても、今年度、策定を予定している廃棄物処理計画(第六期)に位置付けることとしていることから、同計画を推進していく中で、本県の特殊事情に起因する課題が生じた場合、様々な機会を通して国に求めていくよう検討してまいります。</p>	環境部
			<p>改正沖振法の施行(令和4年4月1日施行)後の変化として、国においては、循環型社会の形成に向けて、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく必要があるとの認識に立ち、一方通行型の線形経済(リニアエコノミー)から、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を国を上げて推進するとしている。</p> <p>具体的には、循環型社会形成推進基本法に基づき令和6年8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」を初めて国家戦略として位置づけ、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資するとしている。</p> <p>また、令和6年5月に公布され、令和7年11月から全面施行されている「再資源化事業等高度化法」では、製造業が求める量・質の再生材の安定供給を実現することを目的に、資源循環産業をさらに発展させていくとともに、動静脈産業の一層の連携を図り、資源循環を推進していくとしている。</p>	③	<p>沖縄県では、循環型社会の形成と産業競争力の強化を両立させる観点から、資源循環やサーキュラーエコノミー分野を、スタートアップによる新産業創出が期待される重要な領域として認識しております。</p> <p>特に、スタートアップ拠点都市認定にあたり提出した拠点形成計画においては、環境・エネルギー分野とともに、資源循環等を含むサーキュラーエコノミー分野を重点領域の一つとして位置付け、社会課題の解決と経済成長の両立を図る取組を進めているところであります。</p>	商工労働部

沖縄振興特別措置法後期5年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)及び(案)への関係団体からのご意見に対する県の考え方

No	ご意見			担当部局等の対応方針		担当部局等
	政策の分野	項目	ご意見等の内容	分類	考え方	部課名
			<p>県においても、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき現在、令和8年度～令和12年度の5年間で計画期間とした「第六次沖縄県廃棄物処理計画」の策定を進めており、その中で目指すべき将来像として「循環共生社会の形成による持続可能な沖縄」を掲げている。</p> <p>以上のとおり、改正沖振法施行後の変化を踏まえ、環境の保全のみならず産業振興も視野に入れた政策の推進として、「環境の保全及び産業振興(資源循環の促進)」を新しい分野として追加していただきたいと考える。</p>			
374	31. その他	その他	<p>離島等に限らず沖縄県全体で介護や医療について様々な沖縄県特有の課題が出現しているが、<政策の分野>に介護を含む福祉や医療等についての項目がない。当該分野は生活に不可欠なサービスであり、政策提言として取り上げるべきと考える。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、新たな政策として「地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築」を追加しております。</p>	保健医療介護部
375	31. その他	その他	<p>沖縄県は観光産業としてなり立っています。観光には欠かせない沖縄の空、青い海、緑と屋根には赤瓦とシーサーが映えているのが感動的です。あらゆる観光地に青い空・海・赤瓦・シーサーのセットは欠かせないものだと思います。また、国、県、ホテル、一般の建築物にも周知して目に付く景観が必要だと思います。飛行機、モノレールの車窓から見た景観に感動する様な景観が肝要です。</p>	④	<p>地域の良好な景観形成を図るため市町村において景観計画及び景観条例を策定し、沖縄らしい風景づくりに取り組んでおります。また、県、国、市町村、景観整備機構、並びに民間事業者62団体からなる“美ら島沖縄”風景づくり協議会を令和5年3月に設立しており、沖縄らしい風景づくりの推進に向けて普及啓発・人材育成など連携して取り組んでおります。</p>	土木建築部